

272.5-42



1200501357380

×
複
写



始



272.5-42

272.5-42

本日 實業補習教育史



文部省
女子教育會
實業補習教育主事

千 葉 敬 止 著

東京 東洋圖書株式會社



者勞功育教習補業實の國我



臣大部文元
氏平良田岡



臣大部文元
氏毅上井



長總大帝京東元
氏新 尼濱



長校學業工等高京東元
氏一精島手



士博學農
氏敬時井橫

序

現代日本は、非常時日本で、外にも内にも、重要な問題は山積し、開闢以來未だ経験したことのない難局に直面して居り、今や國民の覺悟の如何によりて、國運の振否は決せられんとし、國運は一にかかつて國民の覺悟の如何に俟つこととなつてゐる。されば今日は、一日の偷安をも貪ることの出来ない時であつて、國民たるものの緊禪一番、大に國民精神を振作し、奮勵努力以て大いに國民經濟の伸張を圖るべきの時である。幸にして舉國一體となり、此の自覺と此の奮起とを以てせば、敢へて此の難局を突破することの難事でないばかりか、また國威を四海に宣揚することを得ようかと思はれる次第である。

然らば如何にして、國民をして、此の自覺と此の奮起とを策進せしむべきか、其の方途は多々あるべしと雖も、歸するところは何と云つても、國民大衆の自覺即ち教育の力に俟たねばならぬことと思ふ次第である。近年朝野

が力を用ひて、大衆青年を對象とする實業補習教育の振興を企圖する所以も、また此の意に外ならぬことと思ふ。

實業補習教育は、明治二十六年の創設で、昨年は滿四十週年に當り、文部省を始め各地に於て其の記念式を盛大に舉行してゐる。かくの如く實業補習教育は古い歴史を持つてゐたのであるけれども、最近までは、一般社會よりも其の重要性は認められず、寧ろ輕視せられて居たのである。何故に然りしかと云ふに、創設時代は一般に教育の普及してゐない時であつて、大衆青年の教育の重要性などは、未だ考慮の外にあつたのである。然るに時勢の進運に従ひ、地方開發の進展と共に、漸く青年大衆の教育の極めて重要なことを認められるやうになり、次第に發達して今日に及んだのである。従つて、斯の教育の目的にしても、組織にしても、また其の教育内容にしても、實習の指導にしても、其の訓練施設にしても、時代と共に其の改善と發達とを遂げて來たのである。

されば今日の實業補習教育の眞髓を把握し、以て其の將來を卜せんとせば、斯教育の由りて以て今日に到りたる發達の徑路を知ることが最も緊要とする。かくてこそ始めて其の指導に於て誤りなきを致し、其の將來を卜するに於て正鵠を得ようかと思はれる次第である。これ實業補習教育史研究の意義ある所以であつて、余輩が永田東洋圖書株式合資會社長の請ひに應じ、敢へて辭せずして本書を編纂した所以である。

今や本書成りて、之を繙き見ると、思々の間に筆を進めたので、推敲の不分、措辭の到らぬところあり、また材料取捨の宜しきを得ない所もあり、尙調査事項の殘存し居るものあるを思ふ次第である。是等は他日其の完璧を期せんとしてゐるのであるから、讀者之を發見せば、幸に示教を惜むことなきを望む次第である。併しながら、本書は、非常時日本の今日、大衆青年を對象とする實業補習教育の重要性の益々認められ、朝野を擧げて其の振興を期しつつあるの時に際し、世に出たのであるから、之に依りて多少なりとも斯教育の振展に寄與することを得ば、著者望外の幸ひである。

本日 **實業補習教育史** 目次

第一章 我が國最初の實業補習教育……………一

- 一 明治五年の學制と實業補習教育……………一
- 二 濱尾帝國大學總長實業補習教育の提唱……………二
- 三 我が國實業補習教育に關する最初の規定……………二
- 四 我が國最初の實業補習學校規程……………七
- 五 實業補習學校規程實施に關する訓令……………二
- 六 實業補習教育國庫補助……………二
- 七 我が最初の實業補習學校……………三

第二章 創業時代の實業補習教育……………一五

- 一 創業時代の實業補習教育の情況……………一五
- 二 農業補習學校教授細目の編成頒布……………一八
- 三 實業學校令と實業補習教育……………一八
- 四 創業時代の實業補習教育……………三

目次
第三章 明治三十五年規定改正後の實業補習教育……………五五

- 一 明治三十五年改正の實業補習學校規程……………五五
- 二 同上規程改正に關する訓令……………六九
- 三 明治三十七八年戰役の諸運動と實業補習教育……………一〇九

第四章 大正時代最初の實業補習教育……………一四

- 一 大正二年の實業補習教育調査委員會……………一四
- 二 實業補習教育調査報告……………一六
- 三 文部省主催最初の實業補習教育講演會……………一三
- 四 報告書頒布後の實業補習教育……………一七〇

第五章 大正四年同七年の青年團訓令後の實業補習教育……………一七

- 一 大正四年同七年の青年團訓令と實業補習教育……………一七
- 二 青年團訓令後の實業補習教育……………一七
- 三 實業補習教育施設要項……………一八

第六章 大正九年實業補習教育制度の大改正……………二五

- 一 實業補習教育制度の改正……………二五

- 二 實業學校令の改正……………二〇八

- 三 實業補習學校規程改正……………三三

- 四 實業補習學校規程の解説……………三五

- 五 實業補習學校の名稱に關する通牒……………三六

- 六 實業補習學校の設置に關する規程……………三七〇

第七章 大正九年實業補習教育制度改正後の實業補習教育……………三七

- 一 大正九年後の大正の實業補習教育……………三七
- 二 昭和の實業補習教育……………三九

第八章 實業補習學校標準學科課程……………三六

- 一 實業補習學校標準學科課程制定の通牒……………三六
- 二 實業補習學校標準課程の解説……………三七
- 三 實業補習學校標準學科課程……………三九

第九章 實業補習學校公民科教授要綱……………三六

- 一 實業補習學校公民科の設置……………三六
- 二 公民教育調査委員會……………三九

三 實業補習學校公民科教授要項並其の教授要旨……………三三五

第十章 實業補習教育國庫補助……………三七五

一 實業補習教育國庫補助法……………三七五

二 實業補習學校國庫補助に關する規定……………三七九

三 實業補習教育補助要項……………三六一

四 水産補習教育費國庫補助……………三六三

五 昭和九年の臨時設備補助……………三六五

第十一章 實業補習學校教員の養成……………三六七

一 實業補習教育養成所令同施行規則の制定……………三六七

二 實業補習學校教員養成所令實施後の情況……………三七一

第十二章 實業補習學校教員の待遇及資格に關する規程……………四〇四

一 實業補習學校教員の待遇……………四〇六

二 實業補習學校教員の資格……………四〇四

第十三章 實業補習教育功勞者の表彰……………四〇一

一 選奨實業補習學校……………四〇一

二 實業補習教育成績表彰者……………四〇七

第十四章 實業補習教育史一覽……………四六〇

一 實業補習教育制度の沿革曆……………四六〇

二 實業補習教育の變遷比較一覽……………四六三

三 實業補習教育發達情況一覽……………四六七

第十五章 實業補習教育の動向と其の將來……………四七〇

一 實業補習教育普及の動向……………四七〇

二 實業補習學校生徒の就學の動向……………四八〇

三 實業補習學校組織の動向……………四九三

四 實業補習教育内容の動向……………四九七

五 實業補習教育指導の動向……………四九九

六 實業補習教育に關する經費の動向……………五〇四

(終)

日本實業補習教育史



第一章 我が國最初の實業補習教育

一 明治五年の學制と實業補習教育

明治五年の學制は、明治新政の國是を教育上に實現せんとした具體的方案で、學區、督學局、學區取締、學校、教員、學位、生徒及試業、經費等、諸般の事項を盡く網羅し、全編通じて百九章より成つてゐる。而して其の學校の種類の中に諸民學校と云ふものがある。諸民學校ハ男子十八歳、女子十五歳以上ノ者ニ生業ノ間學業ヲ授ケ、又十二歳ヨリ十七歳マデノ者ノ生業ヲ導カン爲メ専ラ其ノ業ヲ授ク、故ニ多ク夜分ノ稽古アラシムヘシと規定されてゐる。

是に由りて觀れば、この學校は實業補習學校と看做すべきものであつたけれども、學制頒布草創の

千葉敬止著

際にして、小學教育を初め施設すべきこと多端なりしにより、此の規定の學校は、實現を見ざるうちに、明治十二年の學制廢止、教育令の制定となつて、教育制度の上よりも、この學校は其の影を没するやうになつた。

二 濱尾帝國大學總長實業補習教育の提唱

東京帝國大學總長濱尾新氏は、明治十八年の頃歐米の教育視察のために出張せられ、歐羅巴に在りし間に、獨逸に於て、小學教育を終りて實務に従事し居れる青少年に對し、實業補習教育を施しつつある情況を調査して、大に之を感じ、歸朝するや、其の調査の結果を、帝國大學の一橋講堂に於て發表され、大に實業補習教育の必要を提唱された。これが抑も我が國に於ける實業補習教育鼓吹の第一聲だらうと稱されてゐる。併し當時の我が國の教育は、初等中等の教育も未だ普及發達せず、全國に於て中學校は五十八校、高等女學校は七校、中等實業學校は、農業學校九校、工業、商業、商船の學校に在りては僅に一、二校に過ぎないと云ふ有様であり、小學教育も其の就學情況は五〇％に達せず、未だ義務教育も實施してゐないと云ふ時代であり、教育界の人々でさへ、實業補習教育なるものを知らぬ有様であつたから、この達見の紹介も未だ時至らず、世の視聽を集むるまでには至らなかつた。併しながら濱尾總長の此の提唱は、我が國實業補習教育の歴史上忘るべからざることと思ふ。

三 我が國實業補習教育に關する最初の規定

濱尾總長の實業補習教育の提唱は、其の反響甚だ少かつたけれども、其の後次第に識者の間に論議されるやうになり、遂に明治二十三年の小學校令改正に際して、同小學校令の中に實業補習學校に關することを規定されるやうになつた。これ我が國の教育制度に實業補習教育に關する規定の現れた始めである。次に之を示さう。

小學校令明治二十三年十月六日勅令第二百十五號第二條の三項に

〔徒弟學校及實業補習學校モ亦小學校ノ種類トスとの規定あり。〕

同第九條に〔専修科、補習科、徒弟學校及實業補習學校ノ教科目及修業年限ハ文部大臣之ヲ定ム〕

同第十四條に〔小學校ノ休業ハ日曜日ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超エサルモノトス〕

但徒弟學校、實業補習學校、補習科等ニツイテハ其ノ限りニアラス〕

同第三十八條に〔第三十六條及第三十七條ノ規程ハ徒弟學校及實業補習學校ニ關シ之ヲ適用ス〕

(參照)

第三十六條 市町村ハ府縣知事ノ許可ヲ受ケ高等小學校ヲ設置シ又ハ其ノ區ヲシテ之ヲ設置セシムルコトヲ得

第三十七條 町村ハ數町村ノ協議ニ依リ郡長ノ許可ヲ受ケテ町村學校組合ヲ設ケ府縣知事ノ許可ヲ受ケテ高等小學校ヲ設クルコトヲ得

郡長ハ前項ノ場合ニ於テハ府縣知事ノ指揮ヲ受クベシ

と言ふ條項等のあるのは、即ち我が國教育制度の中に、實業補習教育に關する規定の初めて現はれた

事項である。其の翌二十四年十一月に、

補習學校ノ教科目、修業年限、其ノ他該學校ニ關スル事項ハ追ツテ其ノ規定ヲ定ムル迄ノ間必要ノ場合アルトキハ府縣知事ニ於テ便宜取調ヘ指揮ヲ請フベシ

との省令が發せられた。併し當時世人は未だ斯の教育の必要を痛切に感じなかつたので、此の小學校令中にある規定に依つて、設立せられたる實業補習學校は一校もなかつたのである。

四 我が國最初の實業補習學校規程

井上文部大臣(子爵井上毅氏)は、我が國の教育は普通教育のみに偏して實業教育の不振なるを慨き、實業の開發のためには實業教育の振興を圖らざるべからざるを説き、先づ小學校令中にある實業補習學校に關する規定に基き、實業補習學校規程を制定して斯教育の發達を圖らんと欲し、下條に命じて之が調査研究をなさしめ、其の成案を得、明治二十六年十一月文部省令第十六號を以て、之を公布された。この規程の調査研究に當りては、獨逸の實業補習教育に關する規程を調査すると共に、當時我が國に於て存せし農村青年の夜學會に就ても調査し、又我が國農村補習教育の嚆矢だらうと稱せらる、靜岡縣の杉山に於ける青年夜學校に就ては、特に調査されたことを、後に文部大臣となられた岡田良平氏より聞いた。杉山の青年夜學校は、片平信明翁が、徳川氏が駿府に移封せられて多數の士民が江戸より移り來りて住したるため、都會の華美輕兆の風が盛んに地方に流入し、堅實なる農村の風を害されるを恐れ、農村の風紀を維持し、農村の振興を圖るために、明治二年より經營してゐた學校で、今日も私立農業補習學校として現存してゐる。岡田良平氏は、當時、文部省參事官であつて調査の衝に當られたとのことである。

この規程は、實に我が國に於ける獨立した實業補習學校規程の初めである。

實業補習學校規程 (明治二十六年十一月二十二日)

(文部省令第十六號)

第一條 實業補習學校ハ諸般ノ實業ニ従事シ又ハ従事セントスル兒童ニ小學教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識ヲ授クル所トス

第二條 實業補習學校入學ノ程度ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ尋常小學校卒業ノ者ニアラサルモ學齡ヲ過キタルモノニ限り實業補習學校ノ教科ノ全部又ハ一部ノ教授ヲ受クル爲ニ特ニ學校長ノ許可ヲ得テ入學スルコトヲ得

第三條 實業補習學校ハ尋常小學校又ハ高等小學校ニ附設スルコトヲ得此ノ場合ニハ小學校ノ教授ヲ妨ケサル限リハ校舍及備品器具ヲ使用セシムルコトヲ得

第四條 實業補習學校ノ教科目ハ修身、讀書、習字、算術及實業ニ關スル科目トス。但修身ハ讀書ニ附帶シテ教授スルコトヲ得

第五條 實業補習學校ノ實業ニ關スル教科目ハ左ニ掲クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

- 一 工業地方ニ於テハ圖畫、模型、幾何、物理、化學、重學、意匠、手工ノ類
- 二 商業地方ニ於テハ商業書信、商業算術、商品、商業地理、簿記、商業ニ關スル習慣及法令ノ大略、商業

經濟、外國語ノ類
三 農業地方ニ於テハ或ハ農業大意、或ハ耕耘、害蟲、肥料、土壤、排水、灌溉、農具、種藝、家畜、養蠶、森林、農業帳簿、丈量ノ類

前項ノ外、水産、機械、刺繡、其ノ他、或職業ノ爲メニ便宜其ノ教科目ヲ定ムルコトヲ得

第六條 讀書、習字、算術ノ各教科目ハ其ノ學校ニ於テ授クル所ノ程度以上ノ學力ヲ有スル生徒ニ對シ之ヲ課セサルコトヲ得

實業ニ關スル教科目ハ生徒各自ノ志望ニヨリ一科目若クハ數科目ヲ選擇專修セシムルコトヲ得

第七條 實業補習學校ニ於ケル授業ハ總テ實業ニ適切ニシテ應用ニ便ナラシムルコトヲ要ス

第八條 實業補習學校ノ修業年限ハ三箇年以内トス

第九條 實業補習學校ハ日曜日又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得

第十條 實業補習學校ハ土地ノ情況ニ應ジ季節ニ限リ教授スルコトヲ得

第十一條 實業補習學校ノ教員ハ小學校教員又ハ其ノ資格アルモノ又ハ相當ノ普通教育ヲ受ケ實業ノ知識又ハ經歷ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タルモノヲ以テ之ニ充ツヘシ

第十二條 實業補習學校ノ教科目、修業年限、教授ノ時間、季節ヲ定ムルニハ市町村立ニ係ルモノハ市參事會市町村長(又ハ之ニ準スヘキモノ)ニ於テ私立ニ係ルモノハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第十三條 市町村立實業補習學校ニ於テハ實業又ハ教育ニ經歷アルモノノ學校ノ設立維持ニ功勞アルモノヲ以テ商議員トシ其ノ學校ニ關スル事件ヲ商議セシムルコトヲ得

第十四條 市町村立實業補習學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルト否トハ市町村ノ便宜タルヘシ

五 實業補習學校規程實施に關する訓令

井上文部大臣はこの實業補習學校規程を發布せらるゝと同時に、この規程の趣旨及び施行の順序等に關し訓令を北海道及び各府縣に發布せられてゐる。この訓令は、懇切を極めたもので、如何に井上文相が實業補習教育に熱心であり、實業の振興上期待さるゝ點の多かりしかを知るに足り、且つこの規程を制定した趣旨から、この規程の精神を十分に知ることが出来る。

訓令の初めには、本規程の趣旨を示され次に目的に付き説明され次に實施上の注意をせられ次に教授時數及季節に付注意され次に教科目に就き教材選擇上の方針を示され次に學級の編制、學科と作業勞働との關係を示され次に教員の補充、入學生に對する注意、學校の名稱等に關して説明され終りに設置獎勵に關しての注意を懇に示されてゐる。これを現今より見れば、多少目的、教材の選擇、學科と作業勞働との關係に就きては、異なるところあるやうに思はるれど、當時の尋常小學校は第四學年を以て卒業として居た時であり、また時勢も今日のやうに、民衆一般の向上を要するに急なる時でなかつたからである。この訓令を見るには、その點を考の中に入れて欲しいのである。

實業補習學校規程及施行の順序等に關する訓令

(明治二十六年十一月二十二日)

普通人民の情況を察するに兒童の尋常小學校を終る者退學の後職業に従事するに當り、又は遊

戯に日に移すに當り、其の嘗て學びし所の事緒を抛棄し遺忘して其の用を爲さざる者多し。凡そ年少子弟未だ恒心あらざるの時に於て其の父兄は彼等をして縦令中等教育を受けしむること能はざるも其の尋常教育を補充温習し彼等が將來に従事すべき生業をして稍々價值あらしむることを冀望するの情に切なり。此の父兄の冀望を助けて補習教育を施すは緊要の事なり。而して補習教育は中等又は高等教育の豫備門たるに非ず、寧ろ中等教育を模擬するの意義を避けて専ら普通人民の生活の状態を發達せしめ、其の固有の位置を保ち、以て稍々利益ある生業を得しむるを目的とすべし。此れ補習教育に於て實業の知識技能を授くる時機を誤らざるを要する所以なり。且輓近宇内各國の富力は年一年に倍加し進んで止まざるの勢あり。此れ蓋科學盛に興り其の發明の應用を各般の實業に及ぼし細大の技術を盡し以て百倍の生産を收むるに外ならず。我が國は方に文明の進歩を見るに拘らず、此の科學的の知識能力は未だ普通人民に浸潤せず、教育とは劃然として殊別の界域に立ち農工諸般の事業は其の大部分に於て仍舊習に沈溺することを免れず。今に於て國家將來の富を進めんとせば國民の子弟に向つて科學及技術と實業と一致配合するの教育を施すことを務めざるべからず。殊に普通教育補習の時機に於て實業に須要なる知識技能を授くることを務めざるべからず。此の事は既に輿論の認むる所にして方に自然發達の時機に遭遇したり。

以上の理由に因り、小學校令の掲ぐる所に基き省令を以て實業補習學校の規定を發布したり。實業補習學校とは實業の知識技能を授けると同時に小學校の教育を補習する學校を謂ふなり。

故に實業補習學校は義務教育を終へたる兒童の爲に其の既に受けたる教科を補習繼續し及實業の知能を授くるの二個の目的を以て設くるものなり。

實業教育を實施するに於て都鄙の別各地事情の各異なるあり、決して劃一の規則に循由せしむべからず。又一時に勸誘の力を以て遂行すべきにあらず、寧ろ人民自然の發達を助けて之を順導する方法を取るを要し、又地方の情況を斟酌し施行の緩急を量るに注意するを要す。

教授時間及季節は或は毎週四時間の少きもあるべく、又二十時間の多きもあるべく、或は雪期を利用し或は農隙を利用して以て教授季節となすが如き、或は夜間に教授し或は午後教授し或は日曜日に教授するが如き、要は生徒の作業の餘暇を以て教を受くるの時を與へ、各地方の事情に従ひ便宜に法を設くるにあり。故に省令は是等の事を一律に規定するの道を避けたり。

教科目は其の普通科目に於ては成るべく實業に近切なる資料を各科の中に包含せしむることを務めざるべからず。農業補習學校を以て之を例せんに、讀本は重に農業の事物及事例を説き算術は重に農家の經濟に關する課題を教ふるの類の如し。其の實業科目に於ては或は農業大意を概説し其の初歩を授け、或は耕耘肥料土壤等の科目を分解講説するが如き、成るべく生徒の能力に應ぜしめ、其の厭倦を招くことなきを務むべし。故に省令は又此等の點に向ても一律の規定を設くることを避け、各地學校の便宜に任せたり。

學校編制の如きは固より普通小學校の例を推すべきに非ず。蓋し生徒の年齢長幼不同にして其の既に受けたる教育の程度も亦其の種々なるは此の學校の特性なることを免れざるべし。故

に或は單級とし或は級を分ち或は學科に就ては上級の生徒をして下級に於て教授を受けしめ、下級の生徒をして上級に於て教授を受けしむるが如き、又此の學校を管理する者の便宜に活用するを得べき所なり。

實業補習學校は學科と作業勞働とを併せ教ふるを主とするものに非ず、實業學科を教授して平易の解釋を下し生徒が學校の外にありて實際に操作する所の事物と學校に於て習ふ所の學科と反影照應して自ら了得せしむるを以て目的とす。庶幾くは農の子は農を樂み、工の子は工を樂むの益あらん。但し必要に依り多少の作業を授くることあるは固より妨げざる所なり。

工業補習學校に於ては、圖畫を以て主要の教科と爲さざることを得ず、而して成るべく多くの時間此の教授に充つる事を要す。但し或工藝學校を除くの外普通の工業に於ては専ら實用に適するの圖畫を主とすべく、専門美術を教ふるは其の目的に非ざるなり。

實業補習學校に於て最も困難を感じるものは實業に關する教師の不足なり。文部省は種々の方法を用ひて以て此の困難を將來に救済することを怠らざるべしと雖も各學校は或は實業専門の人を囑託し、或は巡迴教師の講演を請ひ、或は小學教員をして講習の方法に依り實業教授を傳習せしむる等の方法に依り、目下の困難を補足するの道を取るべきなり。

尋常小學校を卒業したるもの又は其の程度に當る者又は高等小學校の半を卒へたる者を入學せしむるは實業補習學校の自由たるべく、但し尋常小學校を卒業せざる者は其の已に學齡を越え他に就學の途なき者を除く外入學を許さざるは補習教育を以て義務教育を侵蝕することを恐れ

てなり。

實業補習學校を各種類に依り工業補習學校、商業補習學校、農業補習學校、水産補習學校等の名稱を取ることを得べし。凡そ新規に屬する事業は其の初に於て施設を誤り一轉して廢止に屬するが如き事あらば、後日再び之を設置するの機會は容易に得べからざるに至らん。故に實業補習學校を設置するに當り最も慎重を加へ一地方の中最も必要を感じる地に於て先づ之を設置せしめ、漸次他の地に及ぼすの方法を取り、多數の費を用ひず簡易着實を主とし以て十全の効果を將來に收むべきは特に地方長官の注意を望む所なり。

翌二十七年二月實業補習學校教科書に關する規定普通科ハ、檢定ヲ經タルモノヲ用ヒ實業科ハ此ノ限リニアラサルコトを定められた。

六 實業補習教育國庫補助

明治二十六年の第五帝國議會に實業教育に熱心なる井上文部大臣の力により、實業教育國庫補助法が提出されてあつたが、議會の解散により通過を見るに至らなかつた。翌二十七年の第六議會に再び之を提出され、其の協賛を得て、同年六月二十二日法律第二十一號を公布され、實業補習教育にも、新に國庫補助の途を開かれた。即ち同法第二條に「公立ノ實業補習學校ニシテ實業ノ教育ニ効益アリト認ムルトキハ文部大臣ハ其ノ學校ニ補助金ヲ交付スベシ」と規定せられ、同法施行規則第二條に「補助ヲ受クヘキ學校ハ左ノ條件ニ依ル」とあつて、實業補習學校に就ては、

- 一、明治二十三年十月三十日勅語ノ趣旨ニ基キ教育ノ精神ヲ誤ラサルコト
 - 二、修業年限ハ二箇年以上タルコト
 - 三、每週教授時數ハ十二時以上タルコト
 - 四、入學資格ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムルコト
 - 五、生徒五十名以上ヲ教授シ得ヘキ設備ヲナスコト
 - 六、授業料ヲ徴收スル場合ニ於テハ其ノ額及徴收方法ハ文部大臣ノ認可ヲ受クルコト
- と規定せられて國庫補助の途を講ぜられた。

七 我が國最初の實業補習學校

明治二十六年の規定の交付ありてより、其の年度内に於て鹿兒島に一校の設立を見、翌二十七年には十八校の設立ありて十九校となり、而して文部省の年報によつてみると、二十八年には五十五校、二十九年には九十三校、三十年には百八校となつてゐる。今それ等創立時代の學校名を示せば、左の通りである。

【明治二十六年に設置せられたもの】

鹿兒島 伊作實業補習學校

【明治二十七年に新に設置せられたもの】

大阪 江東實業補習學校、四六實業補習學校、金剛實業補習學校、

愛知 遠安實業補習學校

中大江實業補習學校、北大江實業補習學校、汎愛實業補習學校、浪華實業補習學校、立進實業補習學校、船場實業補習學校

山形 本郷農業補習學校

岡山 上川實業補習學校

山口 女子裁縫補習學校

香川 安原實業補習學校

熊本 古町商業補習學校、水俣實業補習學校

鹿兒島 鹿兒島女子實業補習學校

沖繩 農業補習學校

【明治二十八年に新に設置せられたもの】

大阪 廣教實業補習學校、堀江實業補習學校、高臺實業補習學校、

日吉實業補習學校、南大江實業補習學校、今橋實業補習學校、愛日實業補習學校

神奈川 横濱商業補習學校

兵庫 進修農業補習學校

山梨 金田農業補習學校

岐阜 多治見工業補習學校

岩手 水産補習學校(宮古町鯉ヶ崎町組合)

山形 妙見寺農業補習學校

福井 春山尋常小學校附屬實業補習學校

富山 井波實業補習學校、福野實業補習學校

岡山 兒島實業補習學校

廣島 實業補習學校(竹原町)、實業補習學校(中黒瀬村)、實業補習學校(東高屋村)

徳島 榮農業補習學校、市香農業補習學校、大俣農業補習學校

高知 佐川實業補習學校、介良外五箇村立實業補習學校、三崎農業補習學校、諸木工業補習學校、宇佐水産補習學校、相島水産補習學校、高知市實業補習學校

熊本 熊本縣尋常師範學校附屬工業補習學校、甲佐農業補習學校、

八代東部農業補習學校、北小國農業補習學校、南小國農業補習學校、多良木實業補習學校

鹿兒島 伊作男子實業補習學校

【明治二十九年に新に設置されたもの】

北海道 大野農業補習學校、紋甕農業補習學校

京都 五箇村立農業補習學校

兵庫 湊川實業補習學校、有馬農業補習學校

- 千葉 大多喜實業補習學校
- 栃木 大山田工業補習學校
- 三重 大湊工業補習學校
- 愛知 熱田實業補習學校、常滑工業補習學校
- 靜岡 南上實業補習學校、田子實業補習學校
- 滋賀 伊香實業補習學校
- 岩手 太田實業補習學校、釜石町水産補習學校
- 青森 深浦水産補習學校
- 山形 西里農業補習學校
- 秋田 八森水産補習學校
- 富山 石動實業補習學校、堀川農業補習學校、太田農業補習學校
- 廣島 宇山農業補習學校、熊野實業補習學校、八幡農業補習學校、西大山蠶業補習學校
- 高知 浮津水産補習學校、室津實業補習學校、長岡女子實業補習學校、伊野實業補習學校、高岡女子實業補習學校、東又農業補習學校、志和實業補習學校
- 大分 三重農業補習學校

- 佐賀 川上實業補習學校
- 熊本 新町商業補習學校、坪井商業補習學校、矢部實業補習學校、代陽商業補習學校、西砥川實業補習學校
- 宮崎 富高農業補習學校
- 鹿兒島 市成女子實業補習學校
- 【明治三十年に設置されたもの】
- 北海道 石狩水産補習學校
- 長崎 小野農業補習學校、有川水産補習學校、彼杵農業補習學校
- 三重 有耕商業補習學校
- 靜岡 舞坂水産補習學校
- 青森 八戸産業補習學校
- 香川 國分實業補習學校、瀧宮實業補習學校、山田實業補習學校、鹽飽實業補習學校
- 高知 鏡野實業補習學校
- 宮崎 飽肥農業補習學校
- 鹿兒島 鹿兒島女子實業補習學校
- 沖縄 首里實業補習學校

第二章 創業時代の實業補習教育

一 創業時代の實業補習教育の情況

明治二十六年の實業補習學校規程は、我が國の教育制度上創めてのものであつて、何等由るべき手本のない學校であつたので、この學校を設置するに就ては、よく斯の教育の本旨を心得しめて其の施設を誤らしめざるやうにする爲に、前章第四節に示したやうな極めて懇切なる訓令を出されたのであつたけれど、其の創設された實業補習學校を見ると、實業補習教育の本旨に合ふ夜學の學校もあつたけれども、高等小學校類似のやうな常設のものも少くなかつたのである。入學資格は尋常小學校卒業の者として修業年限は二年又は三年で、三年の學校が少し多數である。教科目は修身、讀書、習字、算術、實業の五科目とし、高等小學校に併せ設け、又は高等小學校を設ける代りに尋常小學校に設けたものもあつた。當時の尋常小學校は修業四箇年、高等小學校も四箇年であつたから、此の時代の實業補習學校は高等小學校よりも程度の低いものの多かつたことを知るべく、四箇年の義務教育の實施（明治十九年の小學校令の制定の時よりである）されて間もない時で、高等小學校の設置も一郡に數校あるに過ぎないやうな時であつたから、此の如き情況であつたのも無理もないことであつたと思ふのである。

學科	校		員		徒		卒業生	
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立
農業	五二	二	九三	二,五六六	一七四	二,七四〇	一一三	一一
工業	一三	一	三三	七五〇	一	七五〇	四七	一
商業	二五	一	二六	一,八六一	二六	一,八八七	四二	一
計	九〇	三	九三	一四八五・一七七	二〇〇	五,三七七	二〇二	一一
								計
								一二四
								四七
								四二
								二一三

本表農業の欄には工業を併置せるもの六校、工業の欄には商業を併置せるもの一校、商業の欄には工業を併置せるもの三校あり。内三十四校は實業教育費國庫補助法により補助金を受くるものに係る。

明治二十九年十二月三十一日調

本表農業の欄には工業を併置せるもの二校商業の欄には工業を併置せるもの一校を含めり。内十一校は實業教育費國庫補助法に依り補助金を受くるものに係る。

學科	校		員		徒		卒業生	
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立
農業	二六	一	二七	一,四二七	一	一,四二七	一五	一
工業	九	一	一〇	六八八	一	六八八	四一	一
商業	二〇	一	二一	一,二二二	一	一,二二二	一一	一
計	五五	二	五七	三,三二七	三	三,三二七	六七	二

明治二十八年十二月三十一日調

また既に述べたやうに、政府が實業教育の發達により國富の増進を圖る必要を認め明治二十七年に實業教育費國庫補助法を設け、實業補習學校に對しても、其の條件を具備した學校に對しては、前章前節に於て述べたやうに補助金交附の途を開き、一校につき百五十圓乃至五百圓位までの補助金を交附して、其の普及發達を奨励したのであつたけれど、當時の國民の向學心は一般に低い時代であつたので、創業時代の實業補習學校の設置は、次に示してゐるやうに、甚だ鈍かつたのである。

創業時代の實業補習教育調査

明治二十七年十二月三十一日調

學科	校		員		徒		卒業生	
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立
農業	一	一	二	一五〇	一	一五〇	一	一
工業	一	一	二	二〇	一	二〇	一	一
商業	一	一	二	八〇	一	八〇	一	一
裁縫	一	一	二	一三〇	一	一三〇	一	一
裁縫	一	一	二	四九二	一	四九二	一	一
裁縫	一	一	二	一五七	一	一五七	一	一
裁縫	一	一	二	五五	一	五五	一	一
裁縫	一	一	二	一三三	一	一三三	一	一
計	一	一	二	一,一七	一	一,一七	一	一

明治三十年十二月三十一日調

學科	校		教員		生徒		卒業生	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
農業	六〇	二	六二	九	三、二二二	一五一	二七八	一八
工業	一七	一	一八	二	一、〇九〇	八	一、〇九八	一
商業	二七	一	二八	一	一、九九一	二八	二、〇一九	八
計	一〇四	四	一〇八	一二	六、二九三	一八七	六、四八〇	二六
			× 一七五	× 一八七			五二三	二六
			一七五	一八七				五四九

本表中農業中に商業を併置せるもの一校、工業を併置せるもの六校あり、又工業中に商業を併置せるもの一校、商業中に工業を併置せるもの二校あり。
×印は外國教師なり。

二 農業補習學校教授細目の編成頒布

井上文部大臣は、最も實業教育の奨励に力を注ぎ、就任早々實業補習學校規程を制定して公布せられ、同年度の帝國議會に實業教育國庫補助法案を提出せられ、議會の協賛を経て明治二十七年六月十日、實業教育費國庫補助法及同施行規則を公布せられた。其の結果實業教育普及の爲めに國庫より毎年十五萬圓を支出されることになり、尙明治二十七八年戰役後、遼東還附の事ありて國力涵養充實の要あることを痛切に感ぜしめるものあり、益々實業教育の振興を認めしむるようになり、従つて

實業補習教育の普及發達に就ても識者より注意せられるやうになつた。文部省に於てもまた之が振興に就て研究せられたが適切なる教科書のなきことが、斯の教育の發達を妨げ居る有力なる一因なることを明にし得たので、文部省に於ては先づ農業補習學校農業科教授要目の編成を企圖せられ、農事試験場技師澤野淳、農科大學教授玉利喜造、同横井時敬、農商務省技師渡邊朔、同青山元、高等師範學校講師稻垣乙丙の六氏に依頼して、之が調査をなさしめ、其の成案を得、明治三十年六月之を印刷して頒布し、爾來版を重ねること數回更に十文字商會に命じて之が刊行發賣をなさしめ、益々其の普及を圖り、以て農業教育の進達を期せられてゐたものであつて、農業補習學校農業教科書の初めのものと見てもよい歴史的のものと思ふから左に録して之を示さう。

農業補習學校教授要目及教授要項 (明治三十年六月)

農業補習學校教授細目凡例

- 一、此の教授細目は農業補習學校第一學年の教課に充て、農事上重要な事項を選び専ら季節に従ひ編成したるものなり。但これに多少の補修をなし適宜斟酌を加へて更め選ぶときは延きて第二學年に用ふることを得べし。
- 二、農業補習學校は一ヶ年の教授日數及び時間、生徒の學力年齢等一定せざるを以て各學校に於ては此の教授細目を參照し實際に應じてその宜に適せんことを勉むべし。
- 三、農事は一地方に甚だ重要な事項も他の地方に於てはこれを必要とせざるものあり。故に此の教授細目所載の事項はこれを取捨補足(附考)する所あるべきは勿論又特に某々事項を詳細にし若くは節約にする等

その土地の風土と農事の實際に照らしてその宜に適せんことを勉むべし。

四、凡そ一事を教授するには可成生徒をして先づその事項につきて觀察をなさしむべく教授の實際例を擧げ示すの場合には勉めてその地方に適切なるものを取らんことを要す。

五、諸種の標本圖畫等は教師よく注意して蒐集し又調製し置くべきものとす。

六、實驗は豫め準備をなすこと最も肝要にして殊に農業上に於ては數日乃至數十日以前より準備せざるべからざるもの多し。故に教師は常に後日の教課につきて豫め考案する所なかるべからず。

七、時々生徒をして既に教授せる事項につき校外に於て練習せしむることは亦教師の勉むべき所なりとす。

八、實業教育にありては實業上必須の知識として授くべき事項にして時に或は幼童の未だ理解し能はざるものあらん。此の如きは注入的に教授して記憶せしむるも亦止むを得ざることに屬すべし。

九、農家の子弟は平素農事に近昵し且つ父兄の業を補助操作する者尠からず。故に學校の教授に先ちて自然

その作業の知識を有するものあり。教授の際須くこれを誘導喚起しその教ふる事項と互に反映照應してその了得を容易ならしめんことを勉むべし。

十、農業科は常に他科殊に理科と相待ちて教授すべきものなれば農業補習學校に於ける理科の教授細目はこの教授細目に應じ成るべく順序を定むべきものとす。

十一、幼年のものはその身體の發育未だ全からざるに依りこれに實習を課する場合には教授せし事項の觀念を正確にし興味を得せしむるを目的とし過度の勞働作業の如きは之を避けんことを要す。

農業補習學校教授細目

一、温度と植物との關係のこと

(イ) 凡そ植物は春に生長を初め夏に榮え秋に衰へ冬に至りて休息するを常とすること

(ロ) これ主に温度の關係によること

二、播種の時に關すること

(イ) 作物の種子も亦程好き温度に逢はざれば發芽せざること

(ロ) 温度低くければ發芽すること遅く高きに過くれば發芽し生長するにその短合良からざること(實驗材料ナタネの類)

(ハ) 故に種子を蒔くには程好き時を選ぶべきこと(應用温床の話)

三、發芽と水分との關係のこと

(イ) 種子は程好き温度の所に置いて水を與ふれば土中ならざるも次第に膨れて發芽するに至ること(實驗材料ダイズの類)

(ロ) 何の種子にても乾ける間は温度程好きも發芽せざること

(ハ) 種子の發芽には温度のみならず水分も極めて必要なること

(ニ) 播種の後に水を溜くことあるは土中に水の不足なからしめんが爲めなること

(ホ) 稻穀を水に浸すは充分に水を與へ置いて速かに發芽せしめんが爲めなること

四、種子の大小輕重に關すること

(イ) 全き種子と一部を切り去りたる種子とはその生長に著しき差ひあり。これその種子中に含める養分の多少によるものなること(實驗材料麥類及び豆類)

(ロ) 大粒にして重き種子は養分を含むこと多き故に良き種子なること

(ハ) 種子の大小によりて胚に大小あること

(ニ) 胚大なるときは初生の幼植物も亦強く大にしてよく生長すること(實驗材料豆類)

(ホ) 故に種子は軽く小なるものを捨て、重く大なるものを選ぶべきこと

五、母本の良否に關すること

(イ) 種子はたとひ大きくして重きも良き母本に生したるものにあらざれば良き作物とならざること

(ロ) 故に種子を探るには先づ母本を選ぶべきこと
 (ハ) 良き母本より種子を探り更にその中の良きものを選び用ふるときは作物の性質は次第に改良すること

六 種子の新古に關すること

(イ) 種子は發芽の歩合多きものを貴ぶこと
 (ロ) 種子發芽の歩合は發芽試験に依り定むること
 (ハ) 種子は年を追ふて次第に發芽の力衰ふること
 (ニ) 故に通常古き種子は用ひざること
 (ホ) 新き種子にても貯へ方悪しければ發芽の歩合減ずること
 (以上實驗材料類)

七 播種の浅深に關すること

(イ) 凡そ植物は初生の間種子中にある養分によりて養はれその芽地上に出て、葉を生ずる時に及び始めて他より養分を取りて生長するに至ること
 (ロ) 深く埋めたる種子は芽を地上に出すまでに養分を費すこと多き故に芽衰へて生長良からざること
 (以上實驗材料類)

八 整地の目的に關すること

(イ) 作物の根は弱きもの故に土堅きとき又は塊瓦石などに逢へば素直に延び進むこと能はざること
 (ロ) その根よく蔓り擴からざれば葉莖も亦よく生長せざること以上實驗材料瓜類
 (ハ) 故に播種の前には先づ耕して塊を碎き瓦石を除きて整地すべきこと

以上教授時間二十七時

九 墾起碎土の器具に關すること

(その地方に於ける主なる農具の説明)

十 耕鋤の深淺に關すること

(イ) 耕し方浅ければ作物はその根よく延びざるが故に生長良からざること
 (ロ) 故に耕し方は通常深きを良しとすること
 (ハ) 然れども淺く耕し來れる土地は一時に深く耕すを忌むこと

十一 日光の植物に對する關係のこと

(イ) 暗き所に生したる植物は色白く柔かにして細長きこと
 (ロ) 厚播きの苗は日光よく通らざる故これと相似たる有様を顯すこと
 (ハ) 日當り悪しき所に生したる作物は水分多く且つ弱くして例れ易きこと
 (以上觀察及び實驗材料ネギ、モヤシの類)

(ニ) 故に苗を作り作物を栽うるには日光よく通るやうになすべきこと
 (ホ) 然れども作物には日光を要すること少きものもありて樹木には陰樹陽樹の區別あること

十二 播種量に關すること

(イ) 疎に生じたる植物はよく茂れども密に生じたるものは茂り方悪しきこと
 (ロ) これ各植物の取るべき養分の割前少きと日光のよく當らざることによること
 (以上實驗材料菜の類、觀察麥類)

(ハ) 故に播き方密に過ぐるときは作物の收穫少きこと
 十三 施肥に關すること

- (イ) 作物を栽うるには肥料を施すを常とする事
 - (ロ) 肥料を施すときは作物の根よく滋ること(實驗材料麥類及び菜類)
 - (ハ) 隨ひて莖葉も亦たよく生長して收穫多きこと(實驗同上)
 - (ニ) 故に肥料は作物に與ふる養分なること
- 十四、施肥料に關すること
- (イ) 多く肥料を施したる苗代の苗は延び方早く色濃く見事なれども弱く軟かにして傷み易きこと
 - (ロ) 多く肥料を施したる麥なども出來過ぎて倒るゝことあること
 - (ハ) 故に施肥は必要のことなれどもその量には度合あること

十五、蠶の掃立に關すること

- (イ) 蠶卵は孵化する前に青味を帯ぶ之を催青といふこと
- (ロ) 催青のときは種紙を蠶室に移し冷氣に觸れざるやうよく保護すること
- (ハ) 蠶の孵化したる初めは蟻蠶といひその色黒くして全體に細き毛あること
- (ニ) 蟻蠶は中頃揃ひて孵化したるものゝみを掃き立て飼育すること
- (ホ) これその先たち又は後れて孵化するものは大抵性質の悪しきによること

十六、主なる害虫に關すること

(その地方に於ける主なる害虫の性質及び驅除法の大要)

十七、害虫の防除に關すること

- (イ) 如何なる害虫も親なくして生るゝものにあらざること
- (ロ) 故によく害虫の性質を調べて豫防に勉むべきこと
- (ハ) 害虫の豫防にはその卵、蛹等を殺し又その匿れ場所を掃ひ除くを緊要とすること
- (ニ) 害虫生じたるときは速かに之を驅除すること

(ホ) 害虫の防除は多人數共同して行ふに利あること

以上教授時間二十九時

十八、霜害に關すること

- (イ) 春若葉の生したる後に結ぶ霜を晩霜と云ふこと
- (ロ) 晩霜はまゝ作物に大なる害をなすことあること
- (ハ) 晩霜を防ぐには夜中より畑を立てゝ畑の上を覆はしめ又は地上に水を引き入るゝこと
- (ホ) 已に霜を結ひたる後にも日の出前葉面に水を撒くときはその害を免るゝことあること
- (ニ) 霜害豫防も亦多人數共同して行ふに利あること

十九、田植に關すること

- (イ) 稻の苗を苗代より取りて本田に移し植うるを田植及挿秧といふこと
- (ロ) 田植の前には地を起し水を灌ぎて代掻きとて掻き均すこと
- (ハ) 挿秧は成るべく暖かにして風靜かなる日に行ふを良しとすること
- (ニ) 秧を挿むには之を傷けざるやう注意し又株間を正ふすべきこと

二十、植方の疎密に關すること

- (イ) 肥えたる地には株間を廣く瘠せたる地にはやゝ狭く植うること
- (ロ) これ肥えたる地にては分蘖多く瘠せたる地にては分蘖少きが故なること
- (ハ) 分蘖の力強き稻は一株の苗數を少く植ゑ分蘖の力弱きものは苗數を多く植うること
- (ニ) 晩稻は大抵早稻よりも一株の苗數を少く植うること

二十一、植方の淺深に關すること

- (イ) 深植の苗には二段に根を生ずることあること
- (ロ) これ深き所に發したる根は充分に發育せざるに依り地面に近き所に別に根を生ずるものなること

- (ハ) 別に根を生ずるときは生長後れて繁茂せざるの患あること
- (ニ) 故に通常淺植に利あること

二十二、蠶體に關すること

- (イ) 蠶體は十二環節と頭とより成ること
- (ロ) 俗に頭といふは眞の頭にあらざり又眼といふはその實斑點なること
- (ハ) 蠶體には三對の胸脚と四對の腹脚とあり又第十一節の背には尾劍あること
- (ニ) 第四節より第十一節に至る間の各節及び第一節の兩側には氣門あり呼吸するの孔なること
- (ホ) 蠶の腹中には透明にして曲りたる紐様のもの二個あり之を絹絲腺と名け絲の生ずる所なること

二十三、蠶の性質に關すること

- (イ) 蟻蠶は生長すれば體毛を失ひその色を變ずること
- (ロ) 蠶は生長の間に食を停め頭をあげて靜息すること四回あり之を休又は眠といふこと
- (ハ) 蠶の休は皮を脱する時にして生長の階段なること
- (ニ) 休と休との間を齡といひ生長の間に五齡あること

- (ホ) 第五齡には桑葉を食ふこと殊に多くその體終に透明となり絲を吐くに至る之を熟蠶といふこと
- (ハ) 熟蠶は繭を結び繭内にて尙ほ一回皮を脱して蛹となり凡そ二週間を経れば化して蛾となること

二十四、養蠶上の用語に關すること

- (イ) 蠶に桑を與ふるを給桑といひ眠前の最後の給葉を止桑といひ眠起後の最初の給葉を桑付といふこと
- (ロ) 蠶を載せ置く具を蠶坐といひ生長するに従ひて坐を擴ぐるを分博(又分箔)といふこと
- (ハ) 蠶の糞を沙といひ之を除くを除沙といふこと
- (ニ) 熟蠶に繭を結ばしむる具を簇といひ蠶を簇に移すことを上簇といふこと

二十五、蠶の飼育に關すること

- (イ) 蠶室は氣候寒き間爐若くは火鉢にて温め常に同様に温度を保たしむること
- (ロ) これ温度低きときは熱蠶に至ること遅くして繭悪しく又温度激しく變ずるときは健康に害あるによること
- (ハ) 室内濕り多く不潔にして悪臭など滯るときは病蠶を生じ易きこと
- (ニ) 故に空氣の流通をよくし濡桑、蒸桑などを給せず除沙を怠らず總べて清潔に注意すべきこと
- (ホ) 眼中の蠶は動かさざるやう注意すべし然らざれば脱皮を妨ぐるの患あること
- (ハ) 繭を結ぶ間は蠶の驚かざるやう注意すべし然らざれば絲を吐くことを中止して絲に蠶を生ずるの患あること

以上教授時間二十八時

二十六、雜草の害に關すること

- (イ) 田畑に生ずる雜草は作物に大切なる養分を奪ふものなること
- (ロ) 雜草は又概ね作物よりも茂り易く日光を遮り空氣の流通を悪しくし作物の生長を妨ぐること
- (ハ) 故に雜草を除くは作物の生長を助くるが爲めなること
- (ニ) 雜草は勉めて早く之を除き又その生ぜざるやう常に注意すべきこと

二十七、田の草取に關すること

- (イ) 稲作には通例四五回の草取を行ふこと
- (ロ) 草取の目的は雜草を除き又その萌生するを豫防するにあれども一には又土を柔げて根の滋るを助くるにあること
- (ハ) 雁爪は株間の土を打ち起すに良き農具なること
- (ニ) 然れども通例一番草取の外は雁爪は用ひずこれ延びたる根を害するの虞あるによること
- (ホ) 雁爪打は又挿秧の後十數日を経ざれば行はざるを常とすこれ苗の根付を妨げる虞あるによること

二十八 稻作の灌溉に關すること

- (イ) 用水冷かなれば稻の出來悪しく分葉少きこと
- (ロ) 故に冷かなる水は豫め太陽に曝して温むること
- (ハ) 深水を忌むは主に水の温り方悪しきが爲めなること
- (ニ) 稻穂のやゝ實入れる後は灌水を止むること
- (ホ) これ實入後に水を灌けば成熟後米の質も亦悪しくなるによること

二十九 作物栽培上の用語に關すること

- (イ) 麥、油菜など多の間田畑にある作物を多毛フユガ又は多作といひ稻、大豆、瓜類など夏の間田畑にある作物を夏毛フユガ又は夏作といふこと
- (ロ) 一年間同一の地に二度の作付をなすを二毛作といふこと
- (ハ) 一の作物の作間に他の作物を作るときは之を間作といふこと
- (ニ) 毎年同一の作物を同地に作るを連作といひ交々作物を代へて作るを輪作といふこと
- (ホ) 作物を作らずして休め置く田畑を休閑地といふこと

三十 輪作及び通作に關すること

- (イ) 作物は大抵輪作すればその出來良きこと
 - (ロ) これ後の作物は前の作物の殘せる土地の養分を利用するによること
 - (ハ) 一の作物の害物は多くは他の作物に害をなさざるが故に輪作すればその害を免かるゝこと多きこと
 - (ニ) 然れどもその地に最も適せる作物及び通作して品質を良くする作物は連作すること
- 三十一 早魃に關すること
- (イ) 水分なきときは如何なる土壤にも植物生ぜざること
 - (ロ) 永く照り續けば土地乾きて作物に大害を與ふることあり之を早魃といふこと

(ハ) 早魃の時には畑地にも灌水することあること

(ニ) 然れども少量の水を灌くときは效なくして反て害多きことあること

三十二 土壤の毛管引力に關すること

- (イ) 土粒間の空隙キョウ小ならざれば地下よりよく水を吸ひ上げざること(實驗材料礫砂及び埴土)
- (ロ) 播種又は移植のとき土を壓し付くるはこの理あるによること
- (ハ) 然れども早魃の時は時々淺く耕して表面の土を鬆にすることあること
- (ニ) これ表面鬆ならざれば土中の水速かに蒸發し去るによること

三十三 水源に關すること

- (イ) 河水の本源は雨雪などにあること
- (ロ) 森林多き山間より流れ來る河水は早魃のときにもその量甚だしく減ぜざること
- (ハ) これ林間に於ては雨雪の水多く貯へられて漸次に流れ出づるによること

三十四 森林の効用に關すること

- (イ) 森林は水を貯ふるのみならずその所在地方には雨も亦多きこと
- (ロ) 森林は氣候を和ぐるの効ありてその近傍夏涼しく冬暖かなること
- (ハ) 森林は用材薪炭を産するのみならず又種々の副産物を出すこと
- (ニ) 森林は鳥獸を棲ましめ又風致を美にして人目を娛ましむること
- (ホ) 森林は此の如く効用多きが故によく保護して濫りに伐ることなく且つ植付を勉むべきこと

以上教授時間二十九時

三十五 鳥類の効害に關すること

- (イ) 鳥類の中には主に實を食ふものと主に虫を食ふものとあること
- (ロ) 實を食ふものは概ね作物に害あり之を害鳥といふこと

- (ハ) 虫を食ふものは害虫を除くの効あり之を益鳥といふこと
 - (ニ) 益鳥は之を捕ふることなくよく愛護すべきこと
 - (ホ) 雀鴉などは害虫を食ふの効あれども作物を損ふの害も亦甚だ多きこと
- 三十六、虫額の効害に關すること

- (イ) 虫類には作物に害をなすもの多きこと
- (ロ) 然れども蜻蛉蟪蛄瓢虫の如く害虫を食するものあること
- (ハ) 又馬尾蜂コヌカバチシヤウジャウバへの如く害虫に寄生して之を斃すものあること
- (ニ) これ等の益虫は捕へ殺すべからざること
- (ホ) 蝶蜂などは花粉を運びて果實の登りを助くる効あること

三十七、摘芽に關すること

- (イ) 果樹果菜などには摘芽を行ふことあること
- (ロ) 摘芽を行へば良き結實あること
- (ハ) これ莖葉の生長に用ひらるべき養分が移りて果實を造るに用ひらるゝによること
- (ニ) 烟草の如きは有用の葉をよく發育せしむる爲めに摘芽すること
- (ホ) 凡そ一部の生長盛なれば他部は割合に生長せざるものなること
- (ハ) されば特に一部を生長せしめんとせば無用なる他部の生長を抑ふべきこと(應用花作り等)

三十八、同化作用のこと

- (イ) 植物の葉には氣孔と稱する夥多の小孔あること
- (ロ) 氣孔は空氣中より養分を吸込む口にしてこの養分は炭酸氣と稱し見るべからざる瓦斯なること
- (ハ) 植物はこの炭酸氣と根より吸ひ上げたる養分とによりて新に物質を造り次第に生長するものなること

三十九、日光の同化作用に必要なこと

- (イ) 暗き處に蒔きたる種子發芽すればその容量も重量も増加すれどもかく重量の増加するは單に水分の加はりたる爲めなること
- (ロ) 日光に當らざる植物はその體中に同化作用起らざること
- (ハ) 此の如き幼植物は綠色を帯びざること
- (ニ) 凡そ植物の綠色は同化作用に缺くべからざるものなること
- (ホ) 日蔭の作物の軟弱なるは同化作用充分ならざるによること

四十、雨の害に關すること

- (イ) 數日雨降り續くときは之を霖雨といふこと
- (ロ) 作物霜雨中に育つときはその質軟弱となりて登り悪しきこと
- (ハ) これ主に日光不足する爲め同化作用の充分ならざるによること
- (ニ) 霖雨中に登りたる種實は品質も亦悪しきこと
- (ホ) 霖雨の作物に害あるは一は温度の低きと濕氣の多きに過ぐるとにもよること

四十一、洪水と森林との關係のこと

- (イ) 霖雨又は大雨は間々洪水を起して大害をなすことあること
- (ロ) 河の源に森林少ければ洪水殊に多くその害大なること
- (ハ) これ森林少ければ雨水一時に流れ出るのみならず多く土砂を流して河床を高くすること
- (ニ) されば森林は水源を養ふのみならず又洪水の害を減ずるの効多きこと

以上教授時間二十七時

四十二、土壤の過濕に關すること

- (イ) 土中の水分は作物の生長に必要なれどもその多きに過ぐるは反て害あること
- (ロ) これ一は土壤の温度低きと一は土中に空氣の缺乏するによること
- (ハ) 土壤過濕なるときは地上の空氣も亦濕氣多くして作物に害あること
- (ニ) 過濕の土地は水を抜き去りて乾かすを良しとすこの仕事を排水といふこと

四十三、排水の方法に關すること

- (イ) 排水法に暗渠と明渠との別あること
- (ロ) 暗渠は礫、瓦、切石、瓦、丸太、竹、束、土管などを埋めて作り明渠は土地を掘り開きたる儘なること
- (ハ) 明渠は之を造るの勞費少けれども作物を栽うべき地積を減じその邊りに雜草を生ずるなどの失あること

- (三) 然れども多量の水を流し去る爲めに田畑の外に設くるは明渠なるを常とし之を悪水路といふこと
- (ホ) 用水路は大抵明渠にして排水の用をも兼ねたるもの多きこと

四十四、排水の効用に關すること

- (イ) 排水を行へば空氣も水もよく流通して作物の根健かに育ちその出來良きこと
- (ロ) 排水を行へば土壤暖まりて作物の生長も成熟も早きこと
- (ハ) 排水を行へば作物病に罹ること少きこと
- (ニ) 排水を行へば土質改良して耕し易きこと
- (ホ) 排水を行ひたる田地は多作を仕付け又馬耕を行ふに便なること

四十五、微菌に關すること

- (イ) 作物の病は微菌の寄生に原くもの多きこと
- (ロ) 微菌はその養分を作物より吸ひ取るが故に作物は衰弱して病を發すること
- (ハ) 微菌は細長き絲狀をなし成熟すれば胞子と名づくる數多の細かなる種子を生ずること

四十六、微菌の防除に關すること

- (イ) 胞子は空中に飛び散り又他の媒ちによりて蔓延すること
- (ロ) 微菌の寄生せるを見出さば速かに藥品にて之を殺すか又はその害を被りたる部分を燒き捨つべきこと

- (ハ) 微菌は過濕にして風通り悪しき所に生ずること多きが故に排水と風通しとに注意して之が豫防に勉むべきこと

四十七、風の害に關すること

- (イ) 風は空氣の流動にしてその速度により微風暴風等の別あるごと
- (ロ) 微風は人畜並に作物に必要なれども暴風は砂礫を飛ばし作物を損ひ樹木を抜き家屋を倒すなどの大害をなすことあること

- (ハ) 二百十日二百二十日の頃は暴風起り易き季節なること
- (三) この頃の暴風は稻の開花の最中なるが故に殊に害多きこと
- (ホ) 乾きたる寒き西北の風は暴風にあらざるも害あること

四十八、防風の方法に關すること

- (イ) 畑の邊りに垣を設け又は畦の間に藁などを立つるは多少風害を防ぐの効あること
- (ロ) 風強き地方にては所々に林を仕立て、作物を保護することあり之を防風林といふこと
- (森林には防風の効もあること)
- (ハ) 風の方向は季節に依りて各地略ぼ一定せるものあるが故にその方向を考へて手當をなすべきこと
- (三) 暴風は豫め之を察し得べきものにして氣象臺及測候所に於ては之が警報を發すること

以上教授時間二十八時

四十九、秣場に關すること

- (イ) 芻草綠肥などを刈り取る原野を秣場といふこと
- (ロ) 凡そ草はその開花の頃に刈り取るを良しとすこれ開花の後には養分莖葉を去りて實に移り莖葉も亦硬くなるによること
- (ハ) 乾草を製するには雨に遇はしめざるを肝要とすこれその品質を悪しくする患あるによること
- (ニ) 秣場は濫りに鎌を入れて荒さざるやう保護すべきこと
- (ホ) 秣場を焼くは通常草の爲めには宜しけれども山火事を起さざるやう嚴に注意すべきこと

五十、家畜の飼養に關すること

- (イ) 牛馬の飼料には藥芻草穀類などを用ふること
- (ロ) 穀類は藥芻草などよりも養分に富めること
- (ハ) 穀類は藥芻草などに交へ使役の度に應じ加減して用ふること
- (ニ) 馬は牛よりも良き飼料を要すること多しこれ胃の構造各異なるによること
- (ホ) これ等の飼料の外清水及び食鹽を與ふるは又必要なること

五十一、雞卵の孵化に關すること

- (イ) 卵の殻内には蛋白と卵黄とあり卵黄は蛋白の中にあれども常に浮び上らんとする性質あること
- (ロ) 卵の胚は常に卵黄の上面にあり蛋白と卵黄とを養料として發育すること
- (ハ) 雞は大抵二十一日間にて孵化し十八九日目に至れば殻内に啼き聲を聞くことあること
- (ニ) 孵化用の卵は産卵後三週間以内の新しきものにして且つ丁寧に貯へ置きたるものなるべきこと
- (ホ) 一母雞に抱かしむべき卵數は大抵七個内外にして雞の大小によりて加減すること
- (六) 多數の卵を一時に孵化せしめんとするには人工孵卵器を用ふること

五十二、育雛に關すること

- (イ) 孵化したる當日には餌を與へるを要せずこれその腹内に尙ほ卵黄の残れるものあるによること
- (ロ) 孵化の翌日より數日間は卵を煮若くは焼きて與へその後は碎け米、割麥菜の葉等の消化し易き餌を與ふること

- (ハ) 雛は母雞に付けて自由に遊ばしむるを良しとす然れども寒濕に遇はしめざるの注意肝要なること
- (ニ) 凡そ家畜の強弱は幼時の取扱によるものなればよく保護愛育すべきこと

五十三、稻の收穫に關すること

- (イ) 稻はその穂の全く黄色に變ずるを以て成熟の徴とすること
- (ロ) 成熟に至れば猶豫なく刈り取るをよしとす然らざれば風雨の爲めに米質を悪しくし鳥害にかゝりて收量を減ずる等の患あること
- (ハ) 刈取には鎌を用ふること
- (ニ) 刈りたる稻は束となして稻架に懸け或は乾田に於てはその儘刈株を枕として田面に臥せ乾すものあること
- (ホ) かくして充分に乾ける後稻扱にて扱を抜き落すこと

五十四、米の調製に關すること

- (イ) 扱き落したる扱は之を席に擴げ時々攪き返して尙ほ晴天に曝しよく乾すべきこと
- (ロ) 乾燥十分ならざれば米質悪しくして久しく貯藏し難く又扱摺困難にして碎け米傷米等多く生ずること
- (ハ) 扱摺には鬚を用ふること
- (ニ) 扱摺後は颯、扇、唐箕、箕、篩、石筴等を以て稈を去り良く調製すること
- (ホ) 稈を去りたる米を玄米といひ更に糠を去りたるを白米又は精米といふこと

五十五、米の收量に關すること

- (イ) 收穫したる穀或は玄米はその重量又は容量によりて一反歩當の收量を計ること
- (ロ) 一反歩當の收量は土地氣候栽培方等によりて異なること
- (ハ) 一區の田地内にも外縁は中央よりも實入多きを常とすこれ主にその日當り良きによること
- (ニ) 故に坪刈とて一坪の收量によりて積算するの法は慥かならざること

五十六、麥の播種に關すること

- (イ) 麥を播く前には先づその種子を精選すること
- (ロ) 小麥裸麥は目方重き故に濃き苦鹽汁を用ひ大麥は稻と均しく薄き苦鹽汁又は濃き食鹽水を用ひて選種すること
- (ハ) 麥には間々麥奴と稱する黴菌の寄生することありその胞子は麥の種子に附着し居るもの多きこと
- (ニ) 麥奴を豫防するには播種前に種子を七八時間水に浸し更に華氏百三十度計り約そ攝氏五十四度の温湯中に五分間浸すこと
- (ホ) 夏期炎熱の頃に種子を一二日間水に浸し後これを席に擴げて炎天に乾かすときは亦豫防の効あること

以上教授時間二十八時

五十七、種子の交換に關すること

- (イ) 凡そ作物はその地の種子を以てその地に栽培すること久しければ之が出来次第に悪しくなること
- (ロ) 故に種子は數年毎に他の地方より採り用ふるを良しとす之を種子の交換といふこと
- (ハ) 瘠地の種子を肥地に移すは肥地の種子を瘠地に移すよりも可なるを常とすること
- (ニ) 寒地の種子を暖地に移すは暖地の種子を寒地に移すよりも可なるを常とすること
- (ホ) 然れども氣候の甚だしく異なりたる所より移したる種子は大抵不可なること

五十八、肥料の性質に關すること

- (イ) 人糞尿は効驗速く厩肥は遅きこと
- (ロ) 凡そ肥料には効驗速きものと遅きものとあり人糞尿過燐酸石灰重過燐酸石灰などは前者に屬し堆肥厩肥糠骨粉などは後者に屬すること
- (ハ) 漬菜に於けるが如く速かに生長せしめんとする場合には効驗速き肥料を用ふること(應用芽肥等)
- (ニ) 果樹に於けるが如く成長の速かなるを要せざる場合には効驗遅き肥料を用ひて可なること

五十九、田地の二毛作に關すること

- (イ) 稻の跡地には麥油菜などを作ることもあること
- (ロ) 麥油菜の外紫雲英ツメクサなどを作りて苗肥に用ふることもあること
- (ハ) 總へて二毛作をなすには土壤のよく乾けるを要し卑くして濕りたる田地には高畦を造るを要すること
- (ニ) 縦ひ休閑せしむるも水を排して土を乾かし置くを良しとすること

六十、樹木の移植に關すること

- (イ) 樹木の移植は秋落葉の後又は春發芽の前に行ふこと
- (ロ) 常緑樹は六七月の頃に移植することあれども總べて樹木は夏に移植すれば枯るゝの虞あること
- (ハ) 移植の時には多少その根を傷ふものなれども生長の休息せる間は之が爲めに害せらるゝこと少きこと
- (ニ) 然れども嚴冬に行へば寒害に罹る虞あること
- (ホ) 故に移植は殊に寒地に於ては春に行ふを可とすること

六十一、果樹の刈込に關すること

- (イ) 果樹の刈込も亦主に春秋に行ふこと
- (ロ) 刈込の目的は枝葉の密に過ぐるを防ぎ且つその發育を抑へて結果を良くするにあること

一	苗代整地及び手入	同
一	整地	同及び牛馬何匹
一	施肥	同
一	苗取及び植付	同
一	草取	同
一	灌溉並視巡り	同
一	刈取	同
一	稲掛	同
一	運搬	同及び牛馬何匹
一	扱取(打落等)	同
一	籾乾	同
一	籾摺及び調製	同
一	俵装	同
一	雑費(撰種驅虫等)	同
計		

一	支	米	何石何斗何升
一	糶	穀	何貫目
一	籾	穀	何石何斗何升
計			

收支差引益若くは損
備考 凡そ自作農の場合に於ても小作料を見積りて計算し公費即ち地租地方税等はこの内に含ましむるものとす

六十八、簿記に關すること

- (イ) 收支計算を明かにせんには日々詳に金銀物品の出入を記し置くべきこと
- (ロ) 出入帳には農用費のみを記し生計費には別に帳簿を備へ置くべきこと
- (ハ) 農家は又日誌を備へて日々の出来事に就き記し置くべきこと
- (ニ) 日誌は收支計算の爲めのみならず後日の参考の爲めにも肝要なること

六十九、勤儉に關すること

- (イ) 農家には自作農と小作農との別あること
- (ロ) 自作農は小作農に比して世に重んぜらるゝこと
- (ハ) 故に小作農は平素自作農とならんことを心懸け自作農は又その品位を落さざるやう心懸くべきこと
- (ニ) この志を遂ぐるには勉め働き且つ儉約して財産の増殖をはかるべきこと

七十、曆に關すること

- (イ) 一年は平年三百六十五日より成り四年毎に閏年ありて一日を加ふること
- (ロ) 曆には氣節の設けあれども太陽曆に於てはその期日毎年略ぼ一定せるが故に今日はその用多からざる

七十一、餘業に關すること

- (イ) 農事は時季によりて繁閑あること
- (ロ) 農閑には農家は製造製作等種々の餘業に従ふことあること
- (ハ) 凡そ農家はその勞力に餘あるときは餘業に勉めて収入の増加を計るべきこと

七十二、農業の性質に關すること

- (イ) 農業は衣食住の原料を産出するの業にして百工の母なること
 - (ロ) 故に農業は最も貴き業なること
 - (ハ) 農業は商工業の如く一時に大なる利益を得ることなきこと
 - (ニ) 然れども一時に大なる損失をなすの虞少なきこと
 - (ホ) 故に農家は勤儉着實にして漸く小利を積むやう心懸くべきこと
- 七十三、農家子弟の心得に關すること
- (イ) 農家の子弟は父兄の業を繼ぎ益々之を擴張せんことを心懸くべきこと
 - (ロ) されば知識を磨き熟練を得るに勉むべきこと
 - (ハ) 熟練は反覆事をなすの結果なれば幼よりよく注意して業を習ふべきこと
 - (ニ) 知識は磨きて進むものなれば師友書籍事物に就きて研究を怠るなきを肝要とすること

七十四、土壤の由來に關すること

- (イ) 古き墓石などはその面粗れて苔を生じ字體明かならざるものあること
- (ロ) これ久しく風雨寒暑に侵されたるの結果にして岩石は時を経るに従ひ漸く壞るゝものなること
- (ハ) 凡そ土壤は此の如くにして岩石より生じたるものなること
- (ニ) 火山より噴出せる灰はその儘土壤をなすことあること
- (ホ) 土壤は又植物の枯れ腐れたるものよりも生ずること

七十五、土壤の種類に關すること

- (イ) 土壤には母岩と其の壞れ方とにより多くの種類あること
- (ロ) 土粒の粗きものを砂土といひその細きを埴土といひその間に位するを壤土といふこと
- (ハ) 砂土は養分少く且つ乾き易きの失あり埴土は氣水の流通悪しく且つ耕し難き失あれども壤土はその中を得たる良土なること

七十六、土壤の成分に關すること

- (一) 土中には植物の養ひとなるべき種々の物質即ち磷酸石灰加里酸化鐵窒素などあること
- (ロ) 磷酸石灰加里酸化鐵など土壤を焼きて殘る物質は之を無機分又灰分といふこと
- (ハ) 窒素など焼きて消散する物質は之を有機分といふこと

七十七、肥料の成分に關すること

- (イ) 凡そ土壤中作物を養ふに必要な成分の一にても乏しければ作物能く繁茂せざること
- (ロ) 土壤の成分中窒素磷酸及び加里はその量大抵多からざるものなれば作物を養ふに足らざるに至るの虞多きこと
- (ハ) 故に肥料には殊に窒素磷酸及び加里の三成分を多く含めるを肝要とし之を肥料の三主成分又は三要素といふこと
- (ニ) 肥料の價は専ら三主成分の多寡によりて定むべきものなること
- (ホ) 人糞油粕などは殊に窒素に富み骨過磷酸石灰重過磷酸石灰などは磷酸に富み草木灰は加里に富めること

以上教授時間二十六時

七十八、土壤の性質に關すること

- (イ) 汚水も土壤にて滲せば清水となるを得ること
- (ロ) これ水中の汚物が土壤に吸ひ取らるゝによること
- (ハ) 肥料を施すときはその成分は多く土壤に吸ひ取らるゝこと
- (ニ) 凡そ土壤は溶液中より種々の物質を吸ひ取る力あり之を吸収力といふこと
- (ホ) 吸収力は土壤によりて強弱あること

(二) 砂土の如き吸収力弱き土壤に肥料を用ふるには數回に分ちて施すを常とすこれ一時に多く施せば水の爲めに洗ひ去らるゝもの多き憂あるによること

七十九、肥料の性質に關すること

- (イ) 肥料中の窒素はアンモニア鹽又は硝酸鹽となりて始めて効あること
- (ロ) 「アムモニア鹽」は土壤に吸収せらるれども硝酸鹽は然らざること
- (ハ) 「アムモニア鹽」も土中には次第に硝酸鹽に變化するを常とす之を硝化といふこと
- (ニ) 硝化作用はバクテリアの爲めに起るものにしてこの「バクテリア」は水多き所には繁殖し得ざること
- (ホ) 畑地にて窒素の損失多きは硝化作用によること
- (ヘ) 磷酸と加里とはよく土壤に吸収せられその損失多からざること

八十、植物の性質に關すること

- (イ) 植物はその葉と根とによりて養分を吸収し生長するものなること
- (ロ) 養分は氣態若くは液態にあらざれば吸収せられざること
- (ハ) 土中の水に溶解せざる固形體も多少植物の根より出づる液に溶解して吸収せらるゝこと
- (ニ) 土壤によりて溶解すべき養分に多少あり又作物によりて之を吸収するに多少あること
- (ホ) 故に土壤と作物とによりて施肥に異同あること

八十一、地力に關すること

- (イ) 連年無肥料にて作物を栽うるときは溶解すべき養分次第に減じて作物の生長良からざるに至ること
- (ロ) 此の如きを地力の衰耗といふこと
- (ハ) 衰耗せし土地も久しく休耕地となし置けば作物復たよく生長するに至ること
- (ニ) これ主に土中の不溶解の養分が次第に可溶解に變ずるによること
- (ホ) この變化は主に空氣の作用によりて起るものなること

八十二、間接肥料に關すること

- (イ) 石灰を施すときは速に多く不溶解のものを可溶解に變ずること
- (ロ) 故に石灰を用ふれば他の肥料を施さざるも尙ほ作物よく生長することあること
- (ハ) 石灰を肥料とするは主に此の如き効用あるが爲めにして其の直接に作物の養料となるが爲めにあらざること
- (ニ) されば濫りに石灰を多く用ふるときは速に地力の衰耗を來すこと
- (ホ) 石灰の如き肥料を間接肥料といひ直接に養料となるの肥料を直接肥料といふこと

(二) 凡そ間接肥料は直接肥料に比してその用方によりて利害殊に多きこと
以上教授時間二十五時

八十三、肥料の貯蓄に關すること

- (イ) 灰汁を取り去りたる灰は肥料として効甚だ少きこと
- (ロ) これその養分か水に溶け去りたるによること
- (ハ) 雨晒しの堆肥も同様効少きこと
- (ニ) 堆肥人糞等の「アムモニア」は空中に飛散し易く熱すればその飛散更に多きこと
- (ホ) 故に肥料は低温なる場所の蔽下に置き風雨及び日光に觸れざるやう貯ふべきこと

八十四、方位に關すること

- (イ) 北向は常に南向より寒冷なること
- (ロ) これ北向は太陽の熱を受くること少く且つ寒冷なる北風を受くるによること
- (ハ) 建物を設け作物を栽え樹林を仕立て乾場を定むる等の場合には方位を考ふるの必要あること
- (ニ) 凡そ方位の考ふべき所以は方位により光熱及風の受け方に差ひありて仕事に利害あるによること

八十五、作物の種類に關すること

(イ) 稻、粟などを穀類といひ大豆、小豆、豌豆、蠶豆などを菽類といひ之を總稱して穀菽類といふこと
(ロ) 漬菜、菠薐などを葉菜といひ大根、蕪菁、芋、牛蒡などを根菜といひ茄子、胡瓜、南瓜、西瓜などを果菜といひ之を總稱して蔬菜類といふこと

(ハ) 棉、麻、茶、烟草、藍、甘蔗などを工藝作物といふこれその工藝の原料たるによること
(ニ) 以上の外作物には果樹、芻草など種々の種類あること

(ホ) 一種の作物中に又種々形状性質を異にするものあり之を品種といふこと
八十六、作物の栽培に關すること

(イ) 作物を育つるの手續を栽培法といふこと

(ロ) 栽培法は作物の種類によりて異なるは勿論同一作物にても氣候と土壤によりて異なること

(ハ) 故に諸作物の栽培法はその地に於て習熟すべきこと

(ニ) 始めて栽培する作物は先づ少量に就きて試むべし此の如きを試作といふこと

(ホ) 試作は後年の利益の爲めにするものにして多少の費用を要するを常とす故に通例共同の仕事となすに利あること

(ロ) 共同して試作場を設くるは農事の進歩を圖るに極めて肝要なること
八十七、農家の共同に關すること

(イ) 農家の共同して設くべき團體に農會と組合とあること

(ロ) 農會は農事の改良を圖るの團體にして試作をなし報告を發し品評會を開く等はこの團體の仕事なること

(ハ) 組合には蟲害、霜害の豫防組合、肥料、種苗、農具などの購買組合、生産物の販賣組合、信用組合等あること
八十八、精農及老農に關すること

(イ) 知識を磨き農事に出精する農民を精農といふこと

(ロ) 學識ありて農事に熟達せる農民を老農といふこと

(ハ) 農民は皆精農たらざるべからず又老農たらんとするの心懸なかるべからざること
(ニ) 知徳兼備へて忠良なる農民は之を良農と云ふこと

以上教授時間二十二時

附 録

- 一 天氣豫察に關すること
 - 一 牛馬の管理に關すること
 - 一 林樹の種類に關すること
 - 一 製絲の心得に關すること
 - 一 掃立の時に關すること
 - 一 養蠶と氣候とに關すること
 - 一 養鯉に關すること
 - 一 家畜の傳染病に關すること
 - 一 果樹の取扱に關すること
 - 一 果樹の繁殖に關すること
 - 一 止め草止め肥に關すること
 - 一 苗肥に關すること
 - 一 寒肥に關すること
 - 一 土壤の溫度に關すること
 - 一 表土と心土とに關すること
- 一 學理と實地に關すること
 - 一 農具に關すること
 - 一 伐木に關すること
 - 一 蠶種に關すること
 - 一 繭の取扱に關すること
 - 一 河魚の保護に關すること
 - 一 蜜蜂に關すること
 - 一 害獸に關すること
 - 一 果樹の施肥に關すること
 - 一 地種地目に關すること
 - 一 燒肥に關すること
 - 一 肌肥に關すること
 - 一 用惡水路に關すること
 - 一 土壤の移積に關すること

農業補習學校教授要項凡例

- 一、此教授要項は農業補習學校生徒にして學力年齢稍々長じたるものに教授すべき農業上の要項を編成したるものなり
- 二、此教授要項は別冊教授細目の教授終りたるものの教課に充てて編成せるものなれども省略補足その他適宜斟酌を加ふるときは以てその以外にも適用することを得べし
- 三、此教授要項は教授細目として編成せしものにあらざるが故に教授の際各課中に於ける事項排列の順序と字句の用方とは敢て重きを置くことなからんことを要す
- 四、此教授要項に依りて教授せんとするときは別冊農業補習學校教授細目凡例を參考する所あるべし

農業補習學校教授要項

一、農業の目的及び効用

- 一、農業に種々の仕事ある事(稻作養蠶牧畜等)
- 一、農業は土地を使用して動植物を育成し人の衣食住に用する物品を作るの生業なること
- 一、農業は衣食住の材料を作り出すの生業なるが故に他の諸生業の基礎にして最も貴重すべき生業なること
- 一、農業に従事するものは身體健康にして長壽なること
- 一、農業は最も安全なる生業にして失敗の虞少きこと
- 一、農を以て立つ國は鞏固なること
- 一、我國稱して瑞穂の國といひ古來農を以て立國の基礎となす故に我國民は須く農を重んじて農業を力めざるべからざること

(注意)

一、農業の貴重なるはその理固より争ふべからず然れども教師は單に理のみを以て生徒に臨むべきにあらず我業推尊と信じてその業に地めしめんと欲せば須く感情に訴へざるべからず惟ふに農業の効用を覺らしめんが爲めには數多の談話を引き來るを便とし聖王哲人の言語或は農業を重んじたるの行爲の如きは成るべく多く之を説話するを良とす凡そ農業の目的及びその効用は機に應じて時々説示するを緊要とし單にこの課を教授するの時に於てのみを以て足れりとすべからず。

作物

一、作物

- 一、人間の培養する植物草木木本を問はず作物といふこと
- 一、或は草本のみに限りて作物といふこともあること
- 一、作物は人工によりて野生の植物を改良化成せしものなること
- 一、作物を培養するの手續を種藝又は栽培法といふこと
- 一、作物は野生の植物よりその性弱きが故によく保護せざるべからざること
- 一、栽培に意を用ひざるときは作物は終に野生の状態に復するの虞あること

(注意)

一、この課を教授するには野生植物と作物との間に如何なる相違あるやを知らしむるに於て最もよく意を留め作物は吾人が需むる局部のみ時によく發育して自然の形態よりいへば寧ろ畸形に近きものたる事實を了らしむべし。
 一、今日の作物は専ら人爲淘汰によりて野生の植物を改良化成せしめたるものたるを知らば吾人は尙ほ人爲淘汰によりて今日の作物を一層完全の域に改良化成するを得べし而して人爲淘汰を適當に行はんとせば須く農學を修むるを要す教師は生徒をして今後益々作物を改良せんとの念を起さしむると共に又農學の必要につきて説示する所あるべし。

一分類

- 一、作物の種類甚だ夥多なるが故に通例大別して穀類蔬菜果樹飼料作物工藝作物等となすこと

- 一 穀類又別ちちて禾穀荳菽等とし蔬菜又別ちて根菜葉菜果菜等とすること
- 一 或は人畜の食料に供するが爲めに廣く栽培する作物を普通作物といひ或る特別な用途に充つるが爲めに栽培する作物を特用作物といふこと特用作物は工藝作物の別名にして或は貿易作物とも稱すること

一 品種

- 一 一種の作物中にも種々形質を異にせるものあり故に種々の名稱を附して更に之を區別すること
- 一 一種の作物中に於ける區別を品種と稱し品種を別つに號名を以てすること
- 一 凡そ作物は土地氣候花粉交雜等によりて變化するものにしてその品種を形成するは主ら人爲に出つ故に多く栽培せらるゝ作物には品種の數甚だ多きこと
- 一 品種の形質を維持せんには選種栽培に懇到なる注意を要すること

(注意)

一 品種は各種の原因に依りて變化し易き者たるの事實を詳にし以てその特性を維持するにはこれ等の原因を避くるの必要なるを了らしむるに勉むるを緊要とす。

一 品種の選擇

- 一 品種は土地氣候によりて適不適あること即ち甲の地方にてよく成育する品種も乙の地方にては之を栽培して好結果を得ざるの事實あること
- 一 故に農家はその地方に適應せる品種を選擇して培養すること
- 一 從來栽培せらるゝ所の品種は多くはその地方に適應せるものなりと雖も他より移したる品種が往々その地方に適應して良き成績を擧けたるの事實あること
- 一 新に品種を選擇するには先づ試作を行ふの要あること

(注意)

一 試作をなすには初より多量に栽培することを避くべしこれ大なる失敗なからんことを欲するが故なり又僅々一二回の試作に

よりて直に適否を判斷することを避くべしこれ誤謬の判斷に陥ることなからしめんが爲めなりこれ等のことに就きても教師はよく説明する所あるべし。

一 品種選擇の外作物の選擇も亦甚だ肝要なることとす即ち農家は只先祖傳來の作物のみに限らずして一層利益ある作物を選擇して之を栽培するの心掛けなかるべからずこれ又教師の附説すべき一條条件なりとす。

一 種物及び苗

- 一 作物を蕃殖するには種子根地下莖等を用ひ或はこれ等より生じたる幼植物を用ふること
- 一 この蕃殖用の種子根地下莖等を稱して種物といひこの幼植物を稱して苗といふこと
- 一 種苗は作物の根本なるが故に良き種物を生せしめんには良き種苗を用ひざるべからざること
- 一 種物を地に下すを播種又蒔くといひ苗及び根地下莖を地に下すを栽植又植うるといふこと

一 種苗交換

- 一 良好なる品種も同地の種苗を以て永く同地に栽培するときは次第に惡變することあること
- 一 故に種苗は通常時々他の地より採り用ひ又他の品種と換ふるを良しとす之を種苗交換といふこと
- 一 種苗を他の地方より取るには宜しくその地方と氣候の甚だしき差ひなき所を擇ふべきこと
- 一 此の如き地より種子を採りて栽培するときはその作物の發育宜しきを加ふること
- 一 凡そ種苗は信用する人に就きて之を購入するを要すること

(注意)

一 品種の惡變し易きは殊に十字花科の作物に於て甚だし故に漬菜大根等に就きてその例を示すを良しとす。

一 交換したる種苗は必しも好結果を與ふるものにあらず故に當初試作することを忘るべからず品種選擇の課に於て述べたることはこの課の教授に於ても亦注意する所あるべし。

一 此に所謂交換は相互間の交換を意味するにあらず寧ろ改種といふを穩當とすべし但だ從來慣用語なる故に之を存す。

一 選種

- 一 良好なる種子を得んと欲せば先づその母本の栽培に意を用ふべきこと
- 一 母本の状態を視察してその良好なるもの又その良好なる部分より採種すべきこと
- 一 種子その物に就きて良否を鑑別するには形状、色澤、大小、軽重等によるべきこと
- 一 通常大粒の種子は小粒に優り重き粒子は軽きものに勝るこれ胚及び胚乳の豊肥によること
- 一 種子の大小、軽重を選別するには篩選、風選、水選、鹽水選等の方法あること

一 種物豫措

- 一 種物は往々播種栽植の準備として種々なる取扱を要することあること
- 一 水湯又は汁液に浸し、浸種肥料に混ずる肌肥等は即ちこの準備の取扱なること
- 一 此の如き準備の取扱を稱して豫措といふこと

(注意)

一 豫措の仕事は作物の種類によりて一様ならず故に主要なる作物に就きて之を行ふの理由と手續とを説明すべし但し病害防除の爲めに行ふ方法の如きは微菌の防除等の課に於て教授すべきが故に彼此對照して彼此對酌する所あるべし。

一 整地

- 一 播種栽植の前にはまた田畑に準備を施すを要す之を整地といふこと
- 一 土壤を耕起し土塊を碎きて之を膨軟にし雜草瓦石等を去り地面を平坦にし或は畦を作り或は水を溜く等整地は總て作物の發芽生長に利するを以て目的とすること
- 一 土壤膨軟ならざれば作物その本性に従ひて適當にその根を延ばす能はざること
- 一 整地は土質作物等に依りその法種々にして精粗の別あること

一 播種の期節

- 一 播種の期節は作物の種類及び品種によりて異なるのみならず地方によりて大に之を異にすること
- 一 地方によりて異なるは氣候主として溫度の異なるが爲めなること

- 一 同一地方の氣候は毎年略々相等しきものなるが故に一定の地に於ては一定の作物の播種期節は毎年略々等しきこと
- 一 同一地方に於ても地勢土質によりて多少の斟酌をなすべきこと
- 一 適當なる期節に播種するは栽培上極めて必要なることにしてこの適期を誤るときは他の諸般の注意勞力も爲めに水泡に歸するの虞あること

一 播種法

- 一 播種法に撒播、條播、點播の三式あること
- 一 以上法式中の孰れを用ふべきやは土質作物等によりて之を定むべきこと
- 一 孰れの法式に於けるも成るべく各粒の種子を密接せしめざるやうにし且つ全圃一様に疏密の差なきやうに注意すべきこと

一 種子は直ちに本圃(又本田)に蒔くあり一旦苗床又苗代に蒔きて後に移植するありその直ちに本圃に蒔くを蒔付と稱し苗床に蒔くを床蒔と稱すること

一 播種は通例手を以て行ふと雖も廣大なる圃場にては播種器械を用ふること

一 播種の深淺

- 一 稻その他一二の作物は播種後土を掩はざれとも通例の作物は皆若干の厚さに土を掩ふこと
- 一 種子の發芽に緊要缺くべからざるものは溫度、空氣、水分の三者にして三者孰れに缺く所あるも發芽せざること
- 一 播種後土を掩ふの目的は前項の三者に適當なる短合を保たしめんが爲めにして又鳥類の害を防がんが爲めなること
- 一 播種の深淺は作物土質氣候等によりて差ひあり一般に大粒の種子は深く小粒の種子は淺く砂土に深く粘土に淺く嚴寒若くは炎熱を懼るゝ場合には深きを常とすること

一 播種の深さを適度にし且つ一様にすることは極めて肝要なること
 一 播種量

一 作物の各株は各々若干の地積にその根を蔓延して養料を吸収するものにして若しこの地積を得ざるときは完全に生長し能はざること

一 種子の發芽には只温度空氣及び水分の三者を必要とするのみなれども作物の生長には更に大に日光の必要なること

一 日光を受くること充分ならざる作物は生長完全ならず軟弱にして倒れ易く收穫少きこと

一 作物をして充分の日光を受けしめんが爲めには各株をして若干の距離を保たしむべきこと即ち成るべく密播密植するを避くべきこと

一 然れども疎播に過くるときはその作物の株數少きが爲めにまた收穫を減ず故に播種量は實地試験の結果によりて定むべきこと

一 要するに播種の量は第一に根をして充分に養料を得せしめ第二に莖葉をして充分に日光を受けしめんが爲めに適當なる度合に於て定むべきこと

一 作物の種類によりては特に密播を要するものあり又同一の作物にても土地の肥瘠種子の良否大小播種法等の如何によりて播種量を加減すべきこと

一、果樹の蕃殖法

一 果樹は播種の外更に接木挿木壓條株分等の方法を用ひて蕃殖すること

一 果樹の蕃殖に播種法を用ふるは主ら接木砧を作るが爲めなること

一 接木挿木、壓條株分等の方法を用ふるは既得の良質を維持してその變性を防くが爲めなること

十、苗床

一 苗を仕立つる場所を苗床といひ稻に於ては特に苗代といふこと

一 苗床は特に懇に幼植物を保護するを要する場合又播種の適期に本圃を整へ難き場合に設くるものなること

一 作物によりては苗床に育て、後に移植するを良しとするものあり(稻の如し)又然らざるものある根菜の如し(こと)

一 苗床は極めて丁寧に整地し或は保障を設け又特に馬糞杯を加へて温度を與ふることあり之を温床といふこと

一 苗床に於ては最もよく光熱乾濕を適度にして強剛なる苗を育てんことに勉め又病蟲害に注意して之が防除を怠るべからざること

一、移植

一 植物を或る地より取りて更に之を他の地に栽植するを移植といふこと

一 稚苗を掘り取るには根を害せざるやうに注意すべきこと

一 栽植に際しては根のよく土壤と密接するやうに土壤を鎮壓すべきこと

一 移植したる植物は一時その生長を停め凋萎するの憂ありこの凋萎を防ぐことは最も肝要なること

一 凋萎を防ぐが爲めには或は枝葉を剪り或は日覆をなし又水を灌く等の手段あること

一 稻の移植は之を挿秧といふ稻苗秧は抜き取り之を洗ひて挿秧し故らに鎮壓を行はざること

一 多年生の植物を移植するにはその自然に生長を休止する時期を選ぶこと

一、間引

一 作物は幼時に於てその幾分を抜き去りて疎らにすることあり之を間引といふこと

一 間引を行ふは作物の密生を避くるにあり故らに密播することあるは主ら幼時に於て之を淘汰するの便に供するにあること

一 間引をなすには幼植物の強弱及びその良否を檢して選擇を嚴にすべきこと

一 間引は通例数回に行ふを利とすること

一 播種より收穫までの間に於て作物に對して行ふ所の諸種の仕事を手入といふ間引は即ち一の手入なること

一 中耕及び土寄

一 作物の生長中には時々その間を耕すを常とし又根邊に土を寄することあり作物の間を耕すを中耕又は中打といひ根邊に土を寄するを土寄又培ツチカキといふこと

一 中耕を行ふは左の利益あるが爲めなること

「イ」 土中に空氣の侵入するを助けて養分の分解を促す

「ロ」 雑草を去りその蕃殖するを防ぐ

「ハ」 表土を鬆疏にして地水の蒸發を防ぎ旱魃の害を減ず

一 土寄の目的は或は根の露出又は動搖を防ぎその他沃土を根邊に與ふる等にあること

一 中耕土寄の仕事は雨天若くは畑地の甚だしく濕へるときに行ふべからずこれ土壤固結するの患あるが爲めなること

一 水田の中耕には雁爪盤爪を用ふ之を雁爪打といふこと

一 除草

一 圃場に於て作物以外に雜生する植物を雑草といひ除草とは雑草を除去するの手入を稱すること

一 雑草は主に野生の植物にしてその性概ね頑健自ら盛に生長繁茂して作物の吸収すべき養分を奪ふ故に除草の手法は極めて肝要なること

一 雑草繁茂するときは作物は管に充分に養料を地中より吸収し能はざるのみならず空氣の流通日光の透射共に悪しきにより害蟲微菌の患に罹り易く甚しき損害を蒙ることあること

一 雑草はその既に生じたる後に除かんよりは成るべく未萌に豫防すべきこと

一 雑草には種實によりて繁殖するものと根又は地下室によりて繁殖するものとありこの種別を詳にして患を遺さざるやう注意すべきこと

一 畑の除草には鐵萬能等を用ひ水田の除草は通常手を以てすること

(注意)

一 雑草は盡く除き去ると雖も更に又風の爲めに飛び來りたる種子より生じ鳥類の糞中に存したる種子より生じ肥料中に存したる種子より生じ播種用の種子中に混じたる種子より生ず故に堆肥の如きは充分に腐熟せしめて混在せる種子の腐敗したる後に施用するを要し播種用の種子はよく精選して雜物を除き去るを要すこれ等の事も場合によりて教授するを良しとす。

一 施肥

一 施肥の目的は主に地力の衰耗を防ぎ作物に養料を與ふるにあること

一 施肥の法は種々ありて前作に施せば後作(跡作又裏作)に施さざることあり或は一作に數回施すことあること

一 播種又は移植前に於て施すものを元肥又基肥といひその後施すものを追肥又補肥といひ數回に施すときは一番肥二番肥三番肥等といふこと

一 肥料を數回に分ち施すは主らその養分の損失を防ぐが爲めなること

一 施肥には適當の時期あり作物と土壤とによりて異なれども之を誤らざるやう注意すべきこと

(注意)

一 肥料に關することは後に至りて更に教授すべきが故にこの課に於ては只概略に止めて肥料の成分等に及ばざるべし。

一 一番肥二番肥と稱するは地方によりて元肥を數ふると然らざるとあり宜しく各その慣例によりて教授すべし。

一 灌溉

一 水は植物の生育上缺くべからざるものなること

一 雨雪等天然に供給せらるゝ水の不足する場合には人爲にてこれを灌くを要すること

- 一 田畑に水を注ぐを灌漑といひ灌漑に用ふる水を用永といふこと
- 一 灌漑の目的は主ら作物に水分を與ふると養分を與へるとの二つなること
- 一 作物により又風土によりて灌漑を要すると然らざるとありその用量にも多少あること
- 一 稻藪の如き田に栽うる作物はその生長期の過半灌漑を要すること

一 摘芽

- 一 作物を栽培するにはその需要部の發育を助くるに注意すべきこと
- 一 需要部を發育せしめんには他の局部の發育を妨ぐるの必要なる場合あること
- 一 摘芽は即ち無用なる枝葉の發生を妨げて目的の局部を發育せしむるの手段にして又生長を妨げて成熟を早むるの効あり故に果菜果樹烟草棉等には必要の手入なること

一 刈込及び整枝

- 一 木本作物は毎年若くは若干年毎にその枝の幾部分を刈取ることあり之を名けて刈込といふこと
- 一 刈込も亦摘芽と均しく或る局部を發育せしめんが爲め他の局部の發育を妨ぐるを目的とし果樹茶等の作物に於て極めて必要の手入なること
- 一 果樹に刈込を行ふときは結果を促し收穫を増し品質を良くし又毎年の産額を平等ならしむること
- 一 刈込をなすにはよく有用の枝と無用の枝とを鑑別しその有用なるものを保護し兼て樹形を整ふるに注意すべきこと
- 一 刈込を行ふには樹液その運行を休止したるときを選ぶべきこと即ち晚秋落葉後若くは早春發芽前に於てすべきこと
- 一 刈込をなすには鋭利なる刃物を用ひ勉めてその切口を平滑にすべきこと
- 一 樹形は刈込により之を整ふるの外支杆を樹て或は柵を作り樹枝を撓めて之によらしむることあり之を整枝といふこと

一 茶の刈込は枝葉の繁生を助け且つ摘葉に便せんが爲めに樹形を整ふるものにしてその時期等も果樹と相異なること

(注意)

一 刈込整枝のことは場合により生籬庭樹等に例を取りて之を説くことあるべし。

一 害虫の防除

- 一 作物を害する動物に種々あれども就中虫類はその主なるものなること
- 一 虫類を驅除するには或は之を捕獲し或は薬品を用ひ又火に誘ひて焼殺すべきこと
- 一 害虫驅除に用ふべき薬品の主なるものは驅虫菊粉石灰木灰硫黄油類並に烟草稜木等の煎汁石鹼水等なること
- 一 廣く蔓延したる害虫の驅除はその地方の農家共同して之を行ふべきこと
- 一 驅除の効は豫防の効に如かず幼虫を除くは卵子を除去に如かず卵子を除去は母虫を除くの効に及ばざること
- 一 虫類は多く塵芥雜草などの間に潜伏するの性あり故に田圃は勉めて清潔にしその卵子等を搜索して之が撲滅を圖るべきこと
- 一 害虫の驅除に効ある益鳥及び益虫を愛護して繁殖せしむるは極めて有効なること

一 微菌の防除

- 一 作物に種々の病あれども微菌の寄生によりて起るもの甚だ多きこと
- 一 微菌寄生せる時は速に石灰硫黄膽礬綠礬等の薬品を用ひて驅除し又はその作物の患部若くは全體を取りて之を焼棄し以て病の蔓延するを防ぐべきこと
- 一 微菌は多く濕潤にして通風の良からざる所に生じその胞子は或は空氣中に浮遊し或は種物に附着し若くは土壤中に存在し又雜草はこれが蔓延の媒介をなすものなればよくこれ等のことに注意して豫防に

勤むべきこと

一健全ならざる作物は黴菌の寄生を受け易きが故に繁茂に過ぐる等によりて軟弱とならざるやう栽培に意を用ふべきこと

一諸種の病害

- 一黴菌の寄生によるの外作物には又種々の病あること
- 一これ等の病は日光の不足、養分及び水分の過不足、有害物の存在等によりて起ること
- 一これ等の病を稱して理化學的の病といふこと
- 一理化學的の病はこれが原因を考究して之を除きその害を免れんことを勤むべきこと
- 一この他作物の病には今日尙ほその原因の不明なるものあること

一收穫

- 一作物を田畑より取り收むるを收穫、收納取入等といふこと
- 一收穫はその適期を誤るべからず然らざれば收量減じ品質損するの憂あること
- 一禾穀は黄熟の時に至れば速かに收穫し乾して脱穀すること
- 一收穫物は混淆物を去り品質を選び整へて販賣貯藏等に適するやう手を加ふるを常とす之を調製といふこと

一總べて調製は丁寧なるを要す穀類にありては殊に乾燥に注意すべきこと

一乾燥悪しき穀類は品質劣り且つ貯藏に堪へざること

一販賣に供する穀類はその俵装にもよく注意すべきこと

一貯藏

- 一貯藏の要は腐敗、蠹蝕、品質の變易を防ぐにあること
- 一貯藏には納屋、倉庫、窖室等を用ふること

一貯藏所は通常温度の低くしてその變化少く且つ水濕の侵さざる所を選ぶべきこと

一糞、糠、穀屑等は温熱の不良導體にして貯藏用の好き材料なること

一穀類の貯藏には殊に乾燥を肝要とすること

一一種物はその發芽力を損せざるやう殊に貯藏に意を用ふべきこと

一需實類

一禾穀、荳、菽その他蕎麥、胡麻等總べて種實を需むる作物を需實類といふこと

一種實は根莖葉に養分の供給を得て生ずるものなるが故に根莖葉よく發育せざれば多く産せざるものなること

一然れども莖葉の發育過度にして結實期に至るもその生長盛なれば結實宜しからずこれ種實に供すべき養分をその生長の爲めに費すによること

一故に需實類は總べてその莖葉の發育適度にして適期にこれが成熟するを欲すること

一凡そ生長の間は空氣濕潤にして温度高きを良しとし成熟の期には乾燥にして殊に日光の強く當るを良しとすること

(注意)

一瓜茄子の類は大要に於て他の需實類と相均しけれども未だ生長を止めざる間に結實するものなるが故に稍々他と相均しからざる所あり然れども兒童に對しては敢て此の如く詳細のことに涉るを要せず。

一需根類

一大根、胡蘿蔔、甘藷、爪哇薯等根又は地下莖を需むる作物を需根類(又根菜)といふこと

一需根類は大抵初年に養料をその地下部に貯へ翌年に至りて之を開花結實の用に供するものなり之を栽培するには勉めて多くこの養料を貯へしむべきこと

一生長と成熟との關係は需根類に於けるも需實類と略々相等しきこと

一 需根類の栽培には大抵土壤を深く且つ精細に耕すべきこと

一 需葉類

- 一 漬菜、高苺、甘藍等の葉菜及び桑茶等の如き葉を需むる作物を需葉類といふこと
- 一 葉菜は根菜の如く深く耕すを要せざること
- 一 需葉類栽培の要旨は軟かなる葉を多く生ぜしむるにあり而して生長速かならざればその葉軟かならず故に人糞の如き速効肥料を多量に用ひ且つ數回に之を施すべきこと
- 一 桑及び茶は多年植物にして冬季はその生長を止めて養分を専ら莖根に蓄へ置き翌春の發芽に資するものなるが故收穫後はよく培養して之が發育を助くべきこと

一 果 樹

- 一 果樹は他の作物に比して施肥を要すること少しこれ一は廣くその根を延ばして自ら多く養分を吸収するにより一は果實が割合に少く養分を要することによること
- 一 果樹はその生長盛なるときは結果少きものなり故に或は幹技を剪り或は根を截ちてその勢力を弱むることあること
- 一 刈込整枝摘芽等は果樹に於て肝要なる手入なること
- 一 果樹には半熟の堆肥、骨粉等の如き効驗速かならざる肥料を良しとし殊に肥料の過用を戒むべきこと
- 一 肥料は樹幹に接近して施さざるを常とすこれ養分は根の末端に於て吸收せらるゝによること

家 畜

二 馬

- 一 馬の用途に乘用、鞍用、駄用、耕用等あること
- 一 アラビヤ馬は乘用馬の王ともいふべきものにして我が國にて南部馬、薩摩馬等を良とする
- 一 馬はその用途によりて各特殊の形質あり之を見分くるの術を相馬といふこと

一 牛

- 一 馬には過度の勞役を避くべきは勿論なれども又逸居せしむべからざること
- 一 馬の悪性は多く幼時の制御の宜しからざるに基くが故幼馬の馴致には殊に懇到なる注意を要すること
- 一 牛に肉用、乳用、役用等に適する品質あること
- 一 但馬、牛肥前牛等は殊に役用に適し脚軽く體健なること
- 一 牛は馬よりも動作遲鈍なれども重き勞役に適し且つ飼ひ易く病少きこと
- 一 牛は反芻類に屬し四胃ありて食物を消化するの力強し故に馬に此すれば良き飼料を要せざること

一 豚

- 一 豚の肉は軟美にして滋養の効牛肉に劣らず脂肪は又工業用に供すること
- 一 豚は飼養し易く且つ蕃殖速かなること
- 一 豚は不潔に似てその實は清潔を好むものなれば掃除に注意して飼ふべきこと
- 一 豚の飼料には屑穀、屑糠、粕類、雜草、庖厨の殘滓等凡べて廢物を利用すべきこと

一 家 禽

- 一 家禽の主なるものは雞及び鶩たること
- 一 雞には肉用に宜しきものと卵用に宜しきものとあること
- 一 地雞、軍雞、ブラマ等は肉用種、レグホーン、蘭雞、ホーランド、ハンブルグ等は卵用種、クキン、コーチン、ウーダン、ワイアンドット等は卵肉兼用種なること
- 一 雞は高燥なる處を好み不潔と濕潤とを忌む又羽虫の恐ある故に放養場には砂浴所を設くべきこと
- 一 雞には穀物、蔬菜、虫類等を與へ清水を給し若し軟卵を生むことあらば介殼末、石灰水などを與ふべきこと
- 一 鶩は水邊にて飼ひその舍を低く設くべきこと
- 一 鶩は産卵するに所を定めず且つ通例自らその卵を孵化せざること

一家禽は廢物を利用するが爲めに農家に飼ふて利あること

一卵用の家禽には常に老禽を斥け且つ甚しく肥滿せしめざるやう注意すべきこと

一、蠶

一蠶に家蠶、天蠶、柞蠶等あること

一家蠶の主産物は繭にしてこれより製したる生糸は重要な輸出品なること

一家蠶に一化蠶、二化蠶等の別あり一化蠶は又春蠶といひ二化蠶は又夏蠶といふ又別に秋蠶もあること

一春蠶に青熟、赤熟、角又、又昔小石丸、鬼縮、青白等の品種あり夏秋に養ふものは大抵一化蠶と二化蠶との雜種にして之に白龍、中集、龍馬、千回種等の名あること

一家蠶の孵化したる際は蟻蠶といふ蠶は蟻蠶より結繭に至るまでに四回休眠してその皮を脱去し繭中に尙ほ一回脱皮して蛹となり後結繭休眠すること凡そ二週間にして蛾となること

一家蠶が未だ蛹とならざる間を蠶兒といふ蠶兒は三對の胸脚四對の腹脚を具へて匍匐し體則には九對の氣門ありて呼吸し腹中には一對の絹糸腺あり四眠後に至りて著しく發育し絲は之より生ずること

一蠶も亦濕潤と不潔とを惡み極めて弱き虫なる故に殊に衛生に注意すべきこと

一、蜜 蜂

一蜜は蜜蜂の主産物にして蠟はその副産物なること

一蜜蜂に蜂王、雄蜂、及働蜂の三性あること

一蜂王は唯一の母蜂にして窠内の安寧を保ち働蜂は常に怠らず花粉花蜜の採收窠脾の造營及び育児の事に従ふこと

一凡そ草木の花に富める所に於ては蜜蜂を養ふに利あること

一蜜蜂を養ふ箱に釘付のものと取り放し得るのとの二様ありて後者は殊に便利なること

一蜜は毎年一回若くは二回に採り蠟は窠脾を融かして製すること

一、家 畜

一牛、馬、羊、豚、雞、鶩、蠶、蜂等人間の畜養する動物を家畜といひその獸類は家獸といひ禽類は家禽といひ虫類は家虫といふこと

一通常は家獸のみに限り家畜といふこと

一家畜を養ふの目的は

(イ) 肉、毛、皮、脂肪、乳汁、卵、繭等の畜産物を採收するにあること

(ロ) 糞、尿を肥料となすにあること

(ハ) 家獸の如きは使役するにあること

一、品 種

一家畜にも亦作物に於けるが如く品種多きこと

一各品種みな特殊の形質あること

一この特種の形質は天然風土と人爲とによりて成りしこと

一寒地の獸類は毛密にして脂肪多く暖地の獸類は之に反すること乾燥地の獸類は皮膚薄く肢體締りて美貌なれども氣候濕潤なる地方の獸類は之に反すること

一家畜は野生の動物を改良せしものにして野生動物よりも弱きが故によく保護せざるべからざること

一、遺 傳

一凡そ動物は形質已れに似たるの子を産し父母の形質は多くその子に遺傳すること

一父母形質往々その子に顯れずして代を隔て、顯るゝことあること

一形質は此の如く遺傳するが故に家畜を繁殖するには血統の正しくして良き親を選ばざるべからざること
一遺傳は植物に於ても亦た異なることなしこれ母體を選択するの肝要なる所以なること

(注意)

一 凡そ家畜の蕃殖上に關することは殊に幼童に對し説くべからざること多し。教授上嚴に意を用ふる所なかるべからず。

一 遺傳の詳細なる説明も亦幼童に教ふべき限りにあらず。これは一はその事の難解なるのみならず現時尙ほ學者の所説一定ならざるものあるが故なり。

一 改良

一 和牛は泌乳の量少くして一日僅かに二升を出でざるも外國牛は一日に一斗餘の乳汁を出すものあり。これ人爲によりて改良せしものなること

一 蠶が今日の如き厚き繭を造るに至りたるも亦人爲によりて改良せし結果なること

一 改良の方法は選種と畜養居處飼料管理に意を用ふることにあること

一 畜養その宜しきを得ざる時は良好なる形質を遺傳したる品種も次第に劣惡のものとなること

一 役畜は亦慈愛の心を以て管理せざるべからず妄りに叱り鞭ち苛酷に取扱ふときは良き家畜も遂に惡癖を生ずること

一 飼料

一家畜に與ふる食物は之を飼料といふこと

一 穀實油粕等容量小にして養分を含むこと多き飼料を濃厚なる飼料といふこと

一 草稿等容量大にして養分を含むこと少き飼料を粗薄なる飼料といふこと

一 生長中のもの及び重き勞役に就く家畜には殊に濃厚なる飼料を與ふべきこと

一 飼料に供する草を芻草といひその新鮮なるを生草といひその乾したるを乾草といふこと

一 芻草の中にて荳草は禾草よりも養分に富めること

一家畜の飼料には食鹽を交へ與ふること

(注意)

一 主要なる三養分のこと養分率(含窒素物と無窒素物との比)のこと及び飼養標準のこと等を教ふるは極めて必要なりと雖も幼童の腦力は未だこれ等を理解するに適應せざるべきを以て姑く只だ養分、濃厚、粗薄、適度の分量等の語を以て簡易なる説明をなすに満足せざるべからず但だ飼料の配合及び給與量は家畜の種類、年齢、飼養の目的、勞役の輕重等によりて加減鹽梅すべきものにしてその如何なる配合如何なる分量を以て給すべきやは飼養標準といふものありて則るべきものなるを知らしめその之に則りて給與せんには如何すべきやは他日更に學習すべきものと論し置くべし。

一 衛生

一 畜舎は成るべく高燥の地に設け舎内の換氣を良くし掃除を怠らず清潔に保つべきこと

一 畜體及び畜舎用具も亦常に清潔に保つべきこと

一 飼料給與の分量と時間とを適度にし且つその物料の激變を避くべきこと

一 寒熱の激變に遇はしめざるやう注意すべきこと

一 役畜は過度の勞役に服せしむることなく食後には暫く休息せしむべきこと

一 疾病

一 疾病は主に衛生の不注意より來る平素衛生に注意して之を未發に防ぐべきこと

一 治療は豫防の效あるに若かざること

一家畜に病徴あらば直に相當の手當を行ひ速に獸醫の診療を請ふべきこと

一 傳染病は最も恐るべきものなること

一家畜もし傳染病に罹れば猶豫なく健畜と隔離し成規の手續をなすべきこと

一 傳染病の原因は概ね微生物の寄生なること

一 この微生物を殺すべき藥劑を消毒劑といふ即ち石炭酸水昇水石灰亞硫酸瓦斯等なること

氣 候

一 太陽の光線

- 一 日蔭に栽えたる作物は瘦せ細り且つ軟弱なること
- 一 日向山の樹木はその材堅く日蔭山の樹木はその材柔かなること
- 一 日光は植物體の組織を強剛ならしむるものなること
- 一 植物は養分を地中及び氣中に取り之を同化してその體を構成するに用ふること
- 一 この同化の作用は日光を得て始めて行はるゝものなるが故日光の乏しき所にては根幹枝葉の發育良からざること
- 一 故に太陽の光線は植物の生育に缺くべからざる極めて大切のものなること

一 寒 暖

- 一 寒といひ暖といふは比較の語にして温度の高低を表するものなること
- 一 凡そ植物及び動物の生育には各適當の温度ありてこの温度を得ざればその生育良からず甚しければ生長せざること
- 一 温度を計るの道具を寒暖計又檢温器といひ農家に大切なるものなること
- 一 温熱の源は太陽その主なるものにして火熱及び堆積熱も亦農業上に用ひらるゝこと
- 一 温度は光に代りて同化作用を起さしむることなし故に温度適當なるも暗黒なるときは植物はその形容を増大するのみにしてその物質を増加せざること
- 一 寒暖の變化
 - 一 寒暖は晝夜によりて變じ又四季によりて變ず即ち時によりて變ずること
 - 一 時によりて變ずるは専ら太陽の熱線が到達するの多少によること
 - 一 南風の吹くときは温暖にして北風の吹くときは寒冷なること
 - 一 高山の頂には夏日も尙ほ積雪あること
 - 一 寒暖は地位によりて異なるものにして赤道を距るに隨ひ又高きに昇るに隨ひて次第に寒冷なること

一 風

- 一 海岸の地は夏日涼しく冬日温かにして内地は寒暑ともに嚴しきこと
- 一 風は空氣の流動にしてその強弱により颶風烈風、強風、疾風、和風、軟風及び靜穩の別あること
- 一 和風、軟風は動植物の生育に極めて有用なること
- 一 強風、烈風、颶風は農家に損害を及ぼすことあること
- 一 八九月の交は颶風あり勝ちの季節にして稻花を損害するの虞あり古來二百十日及び二百二十日を厄日なりとするはこれが爲めなること
- 一 風害を防ぐには防風林を仕立て障圍などを設け或は支杆を添へ又根に培ふ等多少の效あること

一 濕 氣

- 一 空中に含有せる水分を濕氣といひ濕氣多きを濕潤といひ濕氣少きを乾燥といふこと
- 一 作物の内需實類は大低乾燥を好み需葉類は濕潤を好み動物は多く乾燥を喜ぶこと
- 一 南風は濕潤にして北風は乾燥なるを常とすること
- 一 夏季は多く濕潤にして冬季は多く乾燥なること
- 一 濕氣の多少を計るには檢濕器によること

一 雨 雪

- 一 雨は高所にある水氣の冷え凝りて降り來るものにして雪は凍りて降るものなること
- 一 雨雪は地水の源にして雨雪なき地にては農業を営む能はざること
- 一 久しく雨なきを旱魃といひ雨の續くを霖雨といふこと
- 一 農家は天氣を見定めて仕事に着手せざるべからず天氣の見定め付かざるときは雨ありと覺悟すべきこと
- 一 晴雨は風の方向、雲行、空氣の乾濕、温度等にて卜し得るが故に常に之に注意して經驗を重ねべきこと

一 雪は麥などの多作を被ひて寒害を免れしむるの功あること

一 露 霜

一 氣中の水氣冷え凝りて物の面に附着せるを露と云ひ凍りて附着せるを霜といふこと

一 秋時早く結ぶ霜を早霜といひ春季晩く結ぶ霜を晩霜といふ晩霜の害は殊に恐るべきこと

一 霜害は無風晴天にして濕潤ならざる曉に多きこと

一 霜害を豫防せんには時に先ちて圃場の所々にて煙を立てその上を覆はしむべし又灌溉も效あること

一 氣候の變通

一 寒暖乾濕風雨の多少等の状態を氣候といふこと

一 氣候は人力にて變じ難きこと

一 然れども森林は多少氣候を和ぐるの效あり即ち森林の附近は夏日涼く冬日温かなること

一 森林は又雨を増し水源を養ひ且つ水量を節度すること

一 氣候は變じ難きが故に農家は氣候に應じて作物と家畜とを選ぶべきこと

一 然れども防風排水灌溉温床等の手段によりて多少局處の氣候を變通するを得ること

一 土壤の由來

一 土壤は岩石の壞れて生成せしものなること

一 岩石の壞るゝは温度の變化霜雨空氣の力によりて起るものにして之を風化といひ岩石によりて遲速あること

一 風化して生せる土壤がその儘その所に止れるを原生土といふ事

一 土壤は水によりて他所に移ることあり然るときは之を冲積土といふこと

一 土 層

一 土壤には又火山より噴出したる灰砂又は腐敗せる植物質より成れるものあること

一 上層の土壤は下層の土壤とその色を異にするを常とし上層は下層よりも暗色なること

一 上層の暗色なるは動植物の腐敗せるもの腐植物を多く含めるによること

一 上層は犁鋏等によりて耕さるゝが故に下層よりもその質膨軟なるを常とすること

一 この上層を表土又作り土といひ下層を心土又底土といふこと

一 表土は植物が主らその根を延ばして養分を吸收する所にして最も大切な土層なること

一 心土の性質も亦作物の出來の上に大なる關係あること

一 土壤の分類

一 土壤の分類法に種々あれども土粒の大小によりて分類するを普通とすること

一 土粒細微にして粘氣あるものを埴土粘土といふ埴土は乾濕ともに耕し難く植物根の蔓延悪しく氣水の流通良からざるを常とすること

一 砂粒多くして細微土の極めて少きものを砂土といふ砂土は耕し易く氣水の流通良けれども養分に乏しく且つ乾燥し易きの失あること

一 埴土と砂土との中間に位するものを壤土又眞土といふ壤土は耕作に適良の土壤なること

一 大粒の砂及び小石多きものを礫土といふ礫土は所により優劣の差著しきこと

一 以上分類の外主ら腐植質より成れるを埴土又腐植土といひ火山灰より成れるを灰土といふこと

一 土壤の理學的性質

一 暗色なる土壤は熱すること速かなれども冷ゆることも亦速かなること

一 濕潤なる土壤は温度低く且つ變化少きこと

一 土壤はその粒子の間に水を保つ力あり之を保水力といふ砂土礫土はこの力に乏しく埴土粘土はこの力に富むこと

一 土壤が水を吸ひ上る力を毛管力といふこの力も亦砂土礫土に弱くして粘土及び埴土に強きこと

一 土壤が水を漏し去るの性を通水性といふ埴土は最もこの性に乏しく砂土礫土はこの性に富むこと

一 土壤の化学的成份

一 土壤は之を焼くときは一分は消散し一分は残留す前者を有機分といひ後者を無機分又灰分といふこと

一 有機分の主なるものは腐植質にしてその他アムモニア、硝酸等の少量を存すること

一 無機分の主なるものは硫酸、磷酸、硫酸、鹽素、礬土、酸化鐵、石灰、苦土、加里、曹達等なること

一 此等の成分は大抵作物の養料なりと雖も植物は可溶性にあらざればこれ等を吸収し能はざること

一 土壤の肥瘠

一 生産多き土壤を肥沃の土壤といひ然らざるものを瘠薄の土壤といふこと

一 養分に當むも可給養分に乏しければ肥沃ならざること

一 可給養分に富むも理學的性質良からざれば肥沃ならざること

一 地下水浅ければ肥沃ならざること

一 表土浅ければ肥沃ならざること

一 心土良からざれば肥沃ならざること

一 土壤には養分を吸収して保蓄するの力あり之を吸収力といふこの力に乏しければ肥沃ならざること

土壤改良

一 土壤の生産力に等差あるは化学的成份の異なると理學的性質の異なることによること

一 土壤を改めて生産力の増加を圖るを土壤改良といふこと

一 養分の乏しきは施肥によりて補ふべきこと

一 理學的性質の良からざるを改良するには種々の法あること

一 耕 鋤

一 土壤を打ち起し土塊を碎きて膨軟ならしむるを耕鋤といふこと

一 精細に耕鋤すれば養分の溶解する分量加はること

一 然れども精細に過ぐるときは反りて固結の患あること

一 土壤膨軟なれば作物の根よく蔓延し枝葉隨ひてよく發育すること

一 土壤膨軟なれば氣水土中に入り養分を分解して可給體ならしむること

一 土壤膨軟なればその通水性増加し雨又は灌溉水の地表を流れ去るの量減ずること

一 耕鋤は又雜草を除き害虫を殺して土壤を清潔にするの効あること

一 客 土

一 異種の土壤を加へるを客土といふこと

一 客土の目的は土壤の理學的性質を改むるにあり而も亦養分を増補するの効ある場合あること

一 砂土を改良せんには埴土を加へ埴土を改良せんには砂土を加ふべきこと

一 然れども多量の土壤を一時に遠くより運び來るは勞費多きこと

一 客土をなしたる當時は主客の兩土和せずして一二年間その効を見ざることあること

一 肥沃なる土壤は或は土肥として施すことあること

一 排 水

一 水は土壤中の必要養分なれどもその量過ぐるときは作物に害あり此の如きを濕地といふこと

一 過多の水を除き去りて濕地を乾すを排水といひ田畑共に行ふこと

一 排水すれば土地乾きて暖を加へ氣水亦よく土中に透りて自ら之を膨軟ならしむること

一 排水は或は明渠により或は暗渠によりて行ふこと

一 暗渠を作るには或は石礫瓦、瓦、瓦、竹束などを埋め或は切石丸太などを用ひその完全なるは土管を用ふる

一 灌漑

- 一 灌漑は土壤の乾燥するを防止水中の養分によりて土壤を肥し又土中の養分を溶解して作物の吸収に便ならしむること
- 一 灌漑は又霜害を防ぎ害虫を驅除する等の効あること
- 一 然れども水泄け悪しき土壤に灌漑するは反りて害あること
- 一 休閑中の田畑には通常灌漑するの不可なること
- 一 灌漑の仕方には水を溢えると絶えず水を流過せしむるとの二様あること
- 一 凡そ灌漑するには水の急激に流るゝを避くべく又深きに過ぐるを戒むべきこと
- 一 灌漑には河水、泉水、井水、雨水を用ひ雨水、泉水は往々溜池を設けて貯ふること
- 一 低所の水を灌漑に供するには或は桔槔、踏車、噴筒等を用ふること
- 一 田の灌漑には特別の方法ありて殊に用水路、悪水路に注意すべきこと

一 植樹

- 一 樹木は草本作物に比すれば瘠地にてよく生長繁茂すること
- 一 樹木は地面を蔽ひて風雨の爲めに土壤の洗ひ去らるゝを防ぐこと
- 一 樹木は土層の深所より養分を吸収して生長しその葉落ちて表土を肥すこと
- 一 林地は乾燥の憂少くして下草より繁生し表土又爲めに肥ゆること
- 一 樹木を植ゑ置くときは重土は漸く膨軟となり軽土は漸く重粘となること
- 一 樹木は此の如き効あるが故瘠地を改良する爲めに植樹することあること
- 一 肥料を施さずして通年作物を收めその收穫減ずるに及べば樹林となし若干年の後再び伐採して畑地とするの法あり之を切替畑といふこと

一 開墾

- 一 新たに耕地を爲くるを開墾といひ開墾成れる地を新開地又は新田といふこと
- 一 林地を開墾するには樹木を伐りてその根を掘り採るを常とすること
- 一 原野は竹、荆等あれば焼拂ひて後に墾起すべきこと
- 一 瘠地はその地質に應じて先づ客土、植樹等の方法を行ふべきこと
- 一 濕地は先づ排水を行ひ墟土又は有害物ある土壤は之を燻焼し若しくは之に石灰を施すべきこと

肥料

一 肥料の分類

- 一 人糞、畜糞、魚肥、堆肥、糞、油粕等總べて動植物性の肥料を有機肥料といふこと
- 一 石灰、草木灰、骨灰、過磷酸石灰、重過磷酸石灰、沈澱磷酸石灰、トーマス磷酸肥等礦物性の肥料を無機肥料といふこと
- 一 石灰を施すの趣旨は直接に養分を作物に供するが爲めにあらずして之によりて以て土壤の理學的性質を改め又その養分を可給態ならしむる等間接の効を求むるにあること
- 一 故に石灰の如き肥料を間接肥料といひ直接に作物を養ふの効あるものを直接肥料といふこと
- 一 肥料は又その主成分によりて窒素肥料、磷酸肥料、加里肥料等に分類することあること
- 一 人糞尿
- 一 人糞尿は又下肥といふこと
- 一 人糞尿は殊に窒素に富むが故に窒素肥料の一種なること
- 一 人糞尿は分解速かにして効能を呈すること早し故に一時に多く用ひすして數回に分施するを良しとする

- 一人糞尿は土壌の乾濕適當なる時に施すべきこと
- 一人糞尿は施用前によく腐熟せしむべきこと
- 一人糞尿は之に二三倍の水を加へて冷かなる所に貯へ蓋をなし置くを良しとす然らざれば養分發散するの憂あること

一 厩肥

- 一家獸の糞尿は蓄舎の敷草敷稿と共に肥料に供すこの混合物を厩肥といふこと
- 一 厩肥は各種の養分を備へたる肥料なること
- 一 牛糞豚糞は水分に富み泥状にして空氣侵入し難し故に腐敗すること遅く從ひて醗熱弱きこと
- 一 馬糞は水分に乏しく粗鬆にして空氣侵入し易し故に腐敗すること速く從ひて劇しく醗熱を生ずること
- 一 故に牛豚の厩肥は馬の厩肥と共に堆積するを良しとすること
- 一 厩肥は二三ヶ月間堆積し置き時々之を濕し又よく切り返し一様に腐熟せしめて然る後に施用すべきこと

一 魚肥

- 一 堆積場には家根を設けて降雨及び日光の直射を防ぎ又その床を堅密に作るべきこと
- 一 肥料に供する魚類は主に鱈と鯡にして之をその儘に乾燥したるを干魚といひ油を搾りて後に乾燥したるを搾粕といふこと
- 一 干魚及び搾粕は孰れも窒素と磷酸とに富みたる濃厚肥料にして又速効ある肥料なること
- 一 二者の中搾粕は油を含むこと少きが故從ひて窒素及び磷酸を含むこと割合に多く且つ腐敗すること速かにして早く効驗を顯すこと
- 一 二者共に粉碎して後に施すを常とすること
- 一 二者の外種々の魚屑も亦略ぼ之と相似たる性質を有し大抵みな貴重すべき肥料にして總て骨多きものは磷酸に富み肉多きものは窒素に富むこと

- 一 生魚の類は水分多きが故に割合に養分少けれども腐敗すること殊に速かなること

(注意)

一 凡そ油は肥料として効あるものに非ざるのみならず反りて腐敗を妨げるの害あり俗間往々油付きたるものを賞用するは蓋し大抵その肥て肉多きが故なり誤解なからんことを要す。

一 鳥糞及び蠶屑

- 一 雞糞その他鳥類の糞はみな窒素磷酸加里の三成分に富みたる貴重なる肥料なること
- 一 鳥糞は大抵汚水堆肥などに混入して腐敗せしめたる後に施用すること
- 一 鳥糞を貯藏せんには日に干し俵に入れて冷所に置くべきこと
- 一 蠶屑とは蠶沙桑葉の殘屑穀殼等の混合物をいひ窒素に富みたる肥料なること
- 一 蠶屑はその儘若くは堆肥に製して用ひ又蠶沙は分ちて鳥糞の如く取扱ふことあること

一 骨粉

- 一 鳥獸魚類の骨はみな磷酸に富みたる好肥料にして碎きて骨粉となし用ふるを常とすること
- 一 骨粉には生のまゝ碎きたるものと蒸し若くは蒸焼して碎きたるものとあり或はその儘或は堆肥に調製して施用すること
- 一 骨粉は成るべく細かきを良とし基肥として用ふるを常とすること
- 一 骨粉は割合に效用速かなれども強く焼きたるものは窒素を失ふのみならず又効を顯すこと甚だ遅きこと

一 動物性雜肥

- 一 鳥獸の肉、血、臟腑、角、蹄、毛、髮、虫、類、貝、類等は窒素に富める好肥料なること
- 一 肉、血、臟腑等は堆肥に製し又は水に投じて腐敗せしめ液肥として用ふること

一角蹄、毛髪等も亦主ら堆肥に製して用ふべく毛髪は田にはその儘用ふることあること
 一 蟻、金龜子等の虫類は碎きて用ふべきこと
 一 貝類の肉は他の肉類と齊しく窒素に富めどもその殻は専ら炭酸石灰より成るが故に之を用ふるの法は石灰に準ずべきこと

一 緑肥

一 草類、樹葉等生の儘にて施用するものを緑肥といふこと
 一 緑肥は土中に於て容易く腐敗しその腐敗の際には多量の炭酸瓦斯を發生して土壤を膨軟にすること
 一 緑肥はみな窒素に富み又加里に貧しからざること
 一 緑肥は多く山野より取り用ふれども往々特に田畑に作りて用ふることあり之を苗肥といふこと
 一 苗肥として作るには成長速かにして養料多きものを良とす殊に紫雲英、つめくさ、豌豆、大豆等豈料の植物はよく氣中の遊離窒素を利用するが故に效用多きこと

一 堆肥

一 厩肥、糞、落葉、草類等は堆積し腐敗せしめて用ふるを常とし之を堆肥といふこと
 一 堆肥を製するには塵芥、芝土、泥土等を混じり又時に汚水、糞尿の類を注ぎて潤ふすべきこと
 一 腐敗し難き物料を堆積するには糠油、粕少量の石灰杯を混ずることあること
 一 堆肥は蔽下に置き風雨及び日光の直射を防ぎ又時々切り崩して積み直はす等總べて厩肥の如く取り扱ふべきこと

一 藻肥

一 河海の藻は窒素と加里とに富みたる肥料なること
 一 藻肥は生若くは乾してその儘使用し或は堆肥に製すること

一 海の藻は雨に曝してその鹽分を去り用ふるを常とすること

一 油粕

一 油菜、胡麻、荏等の種實より油を搾りたる殘滓を油粕といふこと
 一 油粕は大抵窒素に富み加里及び磷酸にも貧しからざる好肥料なること
 一 油粕は粉碎しその儘用ふるか若くは液肥を注ぎ腐敗せしめて施用するを常とすること

一 豆及び豆粕

一 大豆は殊に窒素に富めるが故價廉きときは桑稻等の肥料に用ふること
 一 大豆はその儘若くは煮て用ひ又は液肥に製することあること
 一 大豆は油に富めるが故にこれを搾り去るときは更に良き肥料となること
 一 此の油粕は豆粕と稱し大豆と共に支那、朝鮮より多く輸入すること

一 粕類

一 油粕の外酒粕、燒酎粕、醬油粕、餡粕等も亦みな肥料となすべきこと
 一 粕類は大概窒素に富み腐敗すること遅からざる良き肥料にしてその儘用ひ又は堆肥、液肥などに製して用ふること

一 糠

一 糠、麩は殊に窒素及び磷酸に富みたる貴重すべき肥料なること
 一 糠は直に施用することあれども腐敗せしめて用ふるを常とすること
 一 稗は極めて養分貧しく且つ腐敗も速き故に稗の交りたる糠、糠は效用薄きこと

一 灰及び煤

一 木灰、草灰、藥灰等はみな加里及び石灰に富み磷酸をも含める好肥料なること
 一 總べて灰類は窒素を含まずこれその有機分を燒き去られたるによること

一 灰肥を造るには成るべく徐かに煆焼すべく強く焼くときは磷酸も加里も多く不可溶性となること
 一 灰肥は直ちに田畑に散布することあれども多くは人尿と混合し若くは堆肥中に混入して基肥に用ふること

一 石灰

一 煤は多少の窒素を含めるが故に亦肥料として效用あること
 一 石灰石又は貝殻炭酸石灰を焼くときは炭酸は揮發して石灰は殘留す之を生石灰等といふこと
 一 生石灰に水を注ぐときは著しく發熱し碎けて粉末となる之を水化石灰又消石灰といふこと
 一 生石灰を氣中に放置するときは漸くに濕氣及び炭酸瓦斯を吸收しこれに水を注ぐも最早發熱せざるに至る之を風化石灰といふこと

一 肥料に用ふる石灰は通常水化石灰若くは風化石灰なること
 一 石灰は重粘土を輕鬆にし土中に存せる養分を可給態ならしめ有機肥料の分解を速かならしめ土壤の有害物を除くの効あること

一 人造肥料

一 然れども石灰の濫用は土壤を瘠薄ならしむるを常とすこれ地力の衰耗を來し植物をして速かに養分を吸ひ盡さしめ又地水をして之を洗ひ去らしむ且つ動もすれば土中に硬磐を生ずるの患あるによること
 一 過磷酸石灰重過磷酸石灰沈澱磷酸石灰トーマス磷肥など工藝を加へて製出したる肥料は人造肥料といふことあること
 一 過磷酸石灰は磷酸、骨灰などを碎き硫酸を加へてその磷酸を可溶性ならしめたるものにして貴重なる磷酸肥料なること
 一 重過磷酸石灰は過磷酸石灰の濃厚なるものにして貴重可溶性磷酸を含むこと更に多きこと
 一 過磷酸石灰殊に重過磷酸石灰は濃厚なる肥料にしてその用量概ね少きが故に數倍の土堆肥などに和し

て施用するを便とすること

一 田にありては挿秧前水なき時に撒布し淺く田土を攪拌してその後一兩日間は灌溉を止むべし然らざれば磷酸流失するの憂あること

一 過磷酸石灰及び重過磷酸石灰には概ね窒素及び加里を含まざるが故之に血液毛髮皮膚などの化製せるもの及び草木灰を加へて完全肥料と稱して販賣するものあること

一 化學肥料

一 硝酸加里硝石、硝酸曹達智利硝石、硫酸加里、硫酸アンモニア、鹽化加里、鹽化アンモニア等種々なる藥品を肥料として用ふることあり之を化學肥料といふこと

一 化學肥料は通例只研究試験の用に供すること

一 肥料の主成分

一 植物はその體を構成するが爲めに炭酸水窒の四有機分及び磷酸、加里、酸化鐵、石灰、苦土、硫酸の六灰分を必要とすること

一 炭素及び酸素は多量に氣中及び土中に存し水素も亦水となりて多量に存す故に肥料として給するの必要あるは有機分中只窒素の一元素のみなること

一 灰分中にも酸化鐵以下の諸物質は大抵の土壤に充分存在す故に肥料として給するの必要あるは通例只磷酸と加里とのみなること

一 故に肥料として效用あるは窒素、磷酸及び加里の三成分にして名けて肥料の三主成分又三要素といふこと

一 肥料の價は主として只この三主成分の多寡に關し肥料全體の主量若くは容量によらざること

一 肥料の配合は作物によりて異ならざるべからず即ち作物の需要すること多き成分を含める肥料を主と

すべきこと

- 一 然れども肥料の配合は又土壤によりて異にせざるべからず即ち土壤に缺乏せる可給成分を含める肥料を主とすべきこと
- 一 土壤及び肥料の分析表によりて肥料を配合するは謬れりこれ各作物は養分を吸収するの力に強弱あるのみならず又可給養分と不可給養分とを分ちて精確に定量表示する能はざるによること
- 一 故に肥料の配合を如何にすべきやはその土壤その作物に就き實地試験をなしその成績によりて之を定むべきこと
- 一 三主成分は互に相待ちてその效を呈するのみにして若しその一に缺乏あれば他に二成分の一部分は空しく用をなさざるに了ること
- 一 故に肥料は土壤と作物に應じ三主成分に過不及なきやう適宜配合すべきこと

肥料用法

- 一 肥料を用ふるには土壤の吸収力に注意すべきこと
- 一 吸収せられたる養分は較々不可溶の態にて土中に存し漸次に溶解してその用をなすこと
- 一 燐加里及びアンモニアは土壤に吸収せらるれども硝酸は吸収せられざること
- 一 アンモニアは過濕の土壤を除くの外漸次硝酸の態に變ず之を硝化作用といふこと
- 一 土壤の吸収力土壤及び肥料の分解並に硝化作用は氣候土質によりて差あるが故に場合によりて肥料の用法を異にすべきこと

物質の循環

- 一 植物は氣中及び土中より無機物を吸収し之を有機分に變じてその體を構成しその腐朽するや一部は氣體となりて再び氣中に還り一部は固體若くは液體の無機物となりて再び土中に還りこの還元したる物質は更に又新植物構成の材料となる之を物質の循環といふこと

一 自然に放任したる山野に於てはこの循環によりて地力は衰へざること

一 一旦この原野を開きて之より生産物を收穫するときはこの循環を妨げて土地の養分を耗らすこと

一 故に農家はこの理に注意し奪ひたる養分をその地に補ひて地力の維持を圖るべきこと

經濟

農業の起原

一 太古の人類は果實獸魚等の天産物を採りてその衣食の料に供したること

一 かく天産物に依頼してその生を送りたるはその知識の開けざりし爲めなりと雖も抑々亦人口の稀少にして衣食の供給に不足なかりしによること

一 人口年を追うて増加するの結果は人類の衣食に缺乏を來し耕種牧畜の業を営むの必要を生じたる事

一 人口愈増殖するに従ひて農業は多くの生産をなすの必要に迫り且つ人智の開くるに従ひ必需品の外更に嗜好品をも産出するに至りたること

一 農業は人口の増加によりて起り人智の開くるに従ひて次第に改良發達したるものにして今後亦益々改良發達せしめざるべからざること

注意

一 農業の起原は或は收蓄が耕種に先だてるものあり或は漁獵より直に耕種のことに移りたるものあり我が國の農業は實に後者の蹊路によりて進みたるものにして彼の大陸内地め農業と大に其の沿革を異にするものあり。然れどもこれ等の詳細は敢て兒童に向て説明するを要せざるべし。

農業の要素

一 農業は土地を使用して動植物を育成するの業なるが故に農業を営むには必づ多少の土地なかるべからざること

一 農業は動植物を育成する爲めに幾多の勞力を要すること

一土地及び労力の外に器具、機械等を備へ種苗、肥料等を用ふるの必用ありこの器具、機械、種苗、肥料等は農業の資本なること

一この土地、労力及び資本の三者を稱して農業の三要素といふこと

一土地

一土地は生産の源にして農業の一大要素なること

一農業の爲めに使用する土地を農地といひ田畑、秣場、放牧場等種々に類別すること

一農地はその場所の事情により田又畑とするに利あることあり秣場放牧場として用ふるに利あることあり農家はその農地を最も有益なる途に利用すべきこと

一農地を利用せんには地形、土質、水利、氣候その他地方の情狀を考ふべきこと

一労力

一土地は自然に幾多の品物を生ずれどもこの品物を貨物即ち交換價格を有するの品物とせん生産には勞力を加へざるべからず故に勞力も亦農業の一大要素なること

一農家は勞力を有益に用ひざるべかのぞ無益の勞力を避けんには知識と熟練とを肝要とすること

一労働者を雇使するには定雇、奉公人、日雇受負の三様あり定雇、日雇は労働期限によりて賃金を給し受負は労働の效果によりて賃金を給すること

一仕事を丁寧にするは定雇、日雇を利ありとすれども仕事の捗りは受負を以て利あること

一資本

一資本は貨物生産の用に供する貨物なること

一資本の中一の貨物を生産するが爲めに全く消費せられ終るものあり肥料、種苗、資金等これなり之を流通資本といふこと

一他の資本は數回その用をなして幾年かの後に至らざれば消費し終ることなし建物、農具、役畜等これなり

之を固定資本といふこと

一流通資本の價は盡く新生産物に移るが故に高價に賣り得べきものにあらざればその資本を多く用ふるは利あらざること

一固定資本の價は毎回其の幾部分新生産物に移るが故この資本には成るべく節約を加ふべきこと

一物價

一貨物の價は主に需要と供給との釣合にて定まるものなること

一農家は常に物價の高價に注意し高低なるときに賣り低價なるときに買ふの心懸あるべく又賣買のことに熟練すべきこと

一交通の便愈開くるときは貨物の販路愈廣大となり運賃も減じ各地の物價次第に平均すること

一利益

一貨物生産の爲めに要する費用をその生産費といふこと

一生産したる貨物の價額を粗収入といひ之より生産費を引き去りたるものを純収入又利益といふこと

一農家は年度の終りに於てその營みたる農業の粗収入及び生産費を調べて損益を計算すべしこの計算を收支計算といふこと

一農家は種々の仕事に従ひて土地と勞力とを充分に利用し成るべく少き生産費を以て成るべく多き利益を收むべきこと

一然れども勞費を減せんとして地力を害ふを顧みざるは經濟の旨に合ふものにあらず農家は一時の利害を見ずして永遠の損益を考ふべきこと

一簿記

一農家は必ず帳簿を備へ常に金錢物品の出入貸借を明記すべきこと

一帳簿には支出と収入とは別ち記し支出の中更に生計費と農業費とを區別すべきこと

一 毎年一回收支の總勘定をなして營業全體の狀況を審かにすべきこと

一 農業の方法

一 農業に種々の類別あれども大別して粗放集約の二類とすること

一 多くの資本と勞力とを用ひ丁寧に土地を使用するを集約といひ僅かなる資本と勞力とを用ひ粗雑にその土地を使用するを粗放といふこと

一 焼畑切替畑に於けるが如きは粗放なる農法にして蔬菜園に於けるが如きは集約なる農法なること

一 集約の農業は都會の近傍など人口稠密なる地方に行はれ粗放の農業は人烟稀疎なる僻遠の地方に行はるゝこと

一 農法には又大小の別あり大農法とは主ら雇人を監督使役して營むものをいひ小農法とは一家族のみにて營むものをいふこと

一 小農は大抵傍ら他の職業によりて生計を補ふの要あり之を餘業といふこと

一 農家の種類

一 地主自らその所有地に農業を營むを自作農といひ他人の土地を借りて農業を營むものを小作農といふこと

一 自作農は小作料利益勞働の賃金三者を合せてその所得とすれども小作農は只利益と賃金とをその所得とすること

一 資本を他人より借りて農業を營むときは資本の利子は資本主の所得に歸するが故に利益少なきこと

一 資本に乏しきものは勤儉その財を積みて他より借入れざらんことを心懸くべく小作農は次第に土地を購入して自作農たらんことを心懸くべく自作農は又勵精その地位を失はざらんことを心懸くべきこと

一 勤儉貯蓄

一 孰れの生業に従ふものも第一忘るべからざるは勤儉の二字なること

一 如何に勤勉なるも驕奢なれば産を破り家を亡ぼすに至ること

一 故に奢これ吾敵なりと心得て勤儉を守るべきこと

一 儉約と吝嗇とを混同すべからざること

一 勤儉にして積める財貨は更に之を農業の資本に供し漸次その業を擴張して富を致さんと心懸くべきこと

一 農業の仕事は天然力に依頼すること多きが故時々凶荒の厄に罹ることあり毎年所得の幾分を貯へて不意の變に備ふべきこと

一 分業

一 分業は勞力の効用を増加する所以にして利益多きこと

一 農業に於ては分業の度工業に於けるが如くなる能はず然れども男女仕事を分ち老壯その所長に従ふ等よく分業するに意を用ふべきこと

一 人々その業を分つの外農家は又地方に應じて主らその地方に適當なる農業を擇ぶべきこと

一 共同

一 共同は亦勞力資本の効果を增加する所以なること

一 同一事業に數人協同して互に相助くるを單共同といふこと

一 數人各様の事業に勞して互に補助するを複共同といふ分業は畢竟複共同に外ならざること

一 農業には多數共同してなすべきこと甚だ多し即ち水利土工、病虫害の防除、農具、種苗肥料の購入、生産物の賣却等なること

一 共同の事業には組合を設けよく一致和合してその事に従ふべきこと

一 結論

一 各人利を營みて各々その家を富ますは國を富ますの基なること

一各人その生業に勉むるは國家に對する本分の義務なること
 一生殖を進めて富強の源を培ふは畏くも我 天皇陛下の希望し給ふ所明治二十七年八月七日の勅諭臣民
 たるものよく聖旨を體して夙夜に奮勵せざるべからざること

三 實業學校令と實業補習教育

井上文部大臣は實業教育の發達に最も力を注がれ、前節に述べたやうに實業補習學校規程の公布、實業教育國庫補助法の制定、簡易農學校規程の公布をなす等、實業教育の發達を奨励せられ、尙明治二十七八年の戰役遼東還附等のことあり、益々國力充實の必要があつたので、實業教育の振興が各方面より唱へられ、明治三十年には農學校四十三校(内簡易農學校三十三校)、工業學校十四校、商業學校二十四校、内簡易商業學校七校で合計七十五校、外に實業補習學校百八校、徒弟學校十七校あり。同三十一年には農學校四十五校、内簡易農學校二十五校、工業學校十三校、商業學校二十五校、内簡易商業學校九校、合計八十五校の實業學校があり、外に實業補習學校百十三校、徒弟學校二十三校があり、將來益々其の普及發達を奨励すべき學校であつて、漸く發達の氣運に向ひつつあつたのである。

然るに其の據るべき教育制度の方を見ると、實業補習學校規程、徒弟學校規程、簡易農學校規程あるのみで、其の他には據るべき法令がなかつたのである。之より先き明治十八年十二月、森有禮氏が文部大臣に任ぜらるるや、平素懷抱せる理想に基づき、教育制度の大刷新を企圖せられ、同十九年三月に、「帝國大學令」を制定して公布され、翌月更に「師範學校令」「小學校令」「中學校令」及諸學校通則を制定された。

通常之を總稱して學校令と云つて居る。小學校、中學校、師範學校は何れも尋常高等二級に分れ、高等小學校の卒業者は尋常中學校に、尋常中學校の卒業者は高等中學校に、高等中學校の卒業者は更に帝國大學に進學し得るものとした。又高等小學校の卒業者は尋常師範學校に、尋常師範學校の卒業者は高等師範學校に入學し得ることとした。かく學校令の公布と共に諸學校は、小學校を基本として整然たる系統を成すに至つた。されど實業教育の制度は、明治十六年に制定された農學校通則、同十七年に制定された商業學校通則は、同十九年の學校令制定の際に廢止されたままになつて、實業學校令は制定されずに居たのである。小學校より大學に至る教育系統を正系と稱し、實業教育師範教育などを傍系と稱するに至つたのも、此の學校令制定以來のことと思ふのである。

以上の通り實業學校令は制定されずに居り、其の據るべき制度が整ふて居なかつたのであるが、明治三十二年二月に至り漸く實業學校令の公布あつて、實業教育制度の整備を見るやうに至つたのである。而して實業補習學校は、これまでは、小學校令中の規定に基いて制定された實業補習學校規程に依りて設置され、小學校の類として取扱はれて居たのであるが、この實業學校令の制定と共に、小學校令中にある實業補習學校に關する規定は除かれ、實業補習學校も實業學校の種類の一とせられ、此の法令の下に統轄せられることになつた。茲に至りて、我が國實業教育の統一體系が整ふた次第である。左に實業學校令を示さう。

實業學校令 (明治三十二年二月六日勅令第二十九號)

第一條 實業學校ハ工業農業商業ノ實業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲナスヲ以テ目的トス

- 第二條 實業學校ノ種類ハ工業學校農業學校商業學校商船學校及實業補習學校トス
蠶業學校山林學校獸醫學校及水産學校等ハ農業學校ト看做ス
徒弟學校ハ工業學校ノ種類トス
- 第三條 北海道及府縣ニ於テハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得但シ道府縣立實業補習學校ハ他ノ道府縣立實業學校ニ附設スル場合ニ限ル
文部大臣ハ土地ノ情況ニ應シ必要ナル實業學校ノ設置ヲ北海道又ハ府縣ニ命令スルコトヲ得
- 第四條 前條實業學校ノ經費ハ北海道及沖繩縣ヲ除クノ外府縣ノ負擔トス
- 第五條 郡市町村(北海道沖繩縣ノ區ヲ含ム)町村學校組合ハ土地ノ情況ニヨリ須要ニシテ其ノ區域内小學教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限り實業學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第六條 私人ハ本令ノ規定ニ依リ實業學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第七條 工業學校農業學校商業學校商船學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ實業補習學校ノ設置廢止ハ道府縣立ニ係ルモノヲ除クノ外地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
實業學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第八條 實業學校ノ學科及其ノ程度ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第九條 實業學校ノ教科書ハ公立學校ニ在リテハ學校長ニ於テ私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム
- 第十條 實業學校職員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

- 第十一條 公立實業學校職員ノ旅費其ノ他諸給與ニ關スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム
- 第十二條 公立實業補習學校職員ノ名稱待遇ハ公立小學校ノ例ニ依ル
- 第十三條 實業學校ノ編制及設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十四條 實業學校ニ於テハ授業料ヲ徴收スルコトヲ得
- 第十五條 本令施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 附 則
- 第十六條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス
- 第十七條 本令ハ官立學校ニ適用セス
- 第十八條 他ノ法令中ニ技藝學校トアルハ本令施行ノ日ヨリ當然實業學校ト見做ス
- 第十九條 明治二十三年勅令第二百十五號小學校令中徒弟學校及實業補習學校ニ關スル規定ハ本令施行ノ日ヨリ其ノ効力ヲ失フ
- この法令により、實業補習學校は、實業學校の一種類となつたけれども、其の職員の名稱は依然として猶小學校の例に依り、又郡市町村は、其の區域小學教育の施設上妨なき場合に限り、實業補習學校を設置することを得の制限があつたことは注意すべきことである。尙設置に關して注意すべきは、道府縣立實業補習學校を認められたことである。併し此の場合には他の實業學校に附設したる場合に限るとされてゐる。

其の後實業學校令は、明治三十五年四月第一三二號にて第五條に「市町村又ハ町村學校組合ハ前項ニ依リ實業學校ヲ設置スル場合ニ於テ負擔ノ爲區ヲ設クルコトヲ得」の項を加へられ、明治三十六年三月勅令第六二號で、第二條に「實業學校ニシテ高等ノ教育ヲ爲スモノヲ實業專門學校トス」。「實業專門學校ニ關シテハ專門學校令ノ定ムル所ニ依ル」の二項を加へ、第三條中「道府縣立實業補習學校ハ他ノ四條道府縣立實業學校ニ附屬スル場合ニ限ル」を「道府縣立學校ニ附設スル場合ニ限ル」と改め、第及び第十七條を削除し、第五條中「沖繩縣の區の次に北海道一級町村二級町村、沖繩縣間切島又ハ」を加へ、猶商業會議所ハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得」の一項を加へ、第七條中「實業補習學校」を「公立又ハ私立實業補習學校」に改め、第八條の「實業學校ノ學科」を「實業學校の修業年限、學科、學科目」に改め、第十條及第十三條に「公立又ハ私立ノ七字を加へて、公立又ハ私立ノ實業學校云々」とし、第十二條の「公立實業學校職員ノ俸給旅費」より「俸給」の二字を除くこととなり、かく一部の改正さるゝ所ありて、大正九年十二月に及んだのである。

この實業學校令第七條に基き實業學校設置廢止規則を、明治三十二年三月三日に、文部省令第廿二號にて定められたが、其の第三條に「地方長官ニ於テ實業補習學校ヲ道府縣立實業學校ニ附設シタルトキ又ハ其ノ設置ヲ認可シタルトキハ第一條第一項第一號乃至第五號ノ事項ヲ具シテ文部大臣ニ開申スヘシ、其ノ變更ノ場合亦同シ但國庫補助ヲ受クル學校ニ關シテハ此ノ限リニ在ラス」と規定され、第一號乃至第五號とは、一名稱、二位置、三學則、四生徒定員、五敷地建物、六圖面、七坪數、八地質附近の状況を記載したるもの並に其の所有區別のことである。尙其の第五條に「地方長官ニ於テ實業補習學校ヲ

廢止シタルトキ又ハ其ノ廢止ヲ認可シタルトキハ其ノ旨文部大臣ニ開申スヘシ」と規定されてあつたが、明治三十六年三月に第三條中の「第一條第一項第一號乃至第五號ノ事項ヲ具シテ」を名稱、位置、教科目（必須科目ト隨意科目トノ別ヲ明記スヘシ）、各教科目ノ每週教授時數、教授季節、修業期間、生徒ノ入學資格ヲ具シテに改正されてあつたが、明治三十八省令第十七號にて此の第三條と第五條の實業補習學校の設置廢止に關する規定は削除された。

四 創業時代の實業補習教育

實業補習學校規程を公布して之を實施するに當り、特に強ひて之が設置を奨励すべからざる旨の注意を加へられたりとは云へ、其の發達は極めて遅々たるものであつた。而して又其の實業補習學校の情況を見ると、業閑の時または夜學の學校もあつたけれども、其の多くは高等小學校に實業科を加へたるが如き施設のものであつて、當初文部省が期待したやうに簡易なる經營の實業補習學校は、割合に少なかつたのである。

實業補習教育調

年 度	學 校 數	生 徒 數	教 員 數
明治二十六年	一	五五	七
同 治 二 七 年	一九	一一七	二六

テ教授スルコトヲ得

前項ノ教科目中國語、算術ハ之ヲ關キ又土地ノ情況ニ依リ他ノ教科目ヲ加フルコトヲ得
修身、國語、算術及前項ニ依リ加フル教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

國語ハ讀書、作文、習字ニ算術ハ筆算、珠算ニ分子生徒各自ノ志望ニ依リ其ノ一事項若ハ數事項ヲ教授スルコトヲ得

實業ニ關スル科目ニ就キテモ便宜數事項ニ分子生徒各自ノ志望ニ依リ其ノ一事項若ハ數事項ヲ教授スルコトヲ得

第四條 實業ニ關スル科目ハ左ニ掲クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

一 工業ニ關シテハ物理、化學、圖畫、模型、幾何、製圖、圖案、力學、材料、工具、製作ノ類

二 農業ニ關シテハ物理、化學、博物、土壤、肥料、作物、耕耘、農具、病蟲害、園藝、養蠶、家畜、造林、丈量ノ類

三 水産ニ關シテハ物理、化學、博物、地文、漁撈、製造、養殖、漁船運用ノ類

四 商業ニ關シテハ商業算術、商業書信、商事要項、商品、商業地理、簿記、商業ニ關スル法令、外國語ノ類
前項ノ外或ル職業ノ爲ニ便宜其ノ科目ヲ定ムルコトヲ得

第五條 實業補習學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齢十年以上學力尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ尋常小學校ヲ卒業セサルモ就學ノ義務ナキ者ニ限り特ニ入學セシムルコトヲ得

(明治四十年九月文部省令第二十七號ヲ以テ年齢十二年以上ト改正)

第六條 實業補習學校ハ小學校實業學校又ハ其ノ他ノ學校ニ附設スルコトヲ得

第七條 實業補習學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

一 學校ノ目的

二 修業時間ニ關スル事項

三 教授ノ季節ニ關スル事項

四 休業日ニ關スル事項

五 教科目及其ノ程度ニ關スル事項

六 教科目ノ教授時間及時數ニ關スル事項

七 入學退學ニ關スル事項

八 授業料ニ關スル事項

第八條 實業補習學校ニ於テハ教科目、教授時數及學級ニ應シ相當ノ教員ヲ置クヘシ

第九條 實業補習學校ノ教科目、修業期間、教授時數及季節ハ道廳府縣立ニアラサル公立學校ニアリ

テハ管理者私立學校ニアリテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

但シ國庫ノ補助ヲ受クル學校ニ關シテハ此ノ限ニ非ラス

第十條 實業補習學校ノ名稱ニハ補習學校ノ名稱ヲ附スベシ

附 則

第十一條 本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ施行ス

第十二條 明治二十七年文部省令第二十六號中「實業補習學校」ヲ削ル

この規定を明治二十六年の規定と比べて見ると、目的、教科書、授業料に關する規定は實業學校令中に定められて之を除かれ、修業年限は極めて自由に定めることが出来るやうにし、設置に關すること及び教員の資格に關することは外の規定にゆづり、商議員に關することは除かれ、更に小學校の外、實業學校又は其の他の學校に附設することが出来るやうにし、且つ學則中に規定すべき事項の一條を加へられた。

要するに前の規程よりは、地方の實情に即するやうに、容易に學校を設置し、自由に經營することが出来るやうになつたのである。猶この規定を改正すると同時に、文部省訓令第一號で示された實業補習學校の趣旨及び施設順序方法は、當時のこの規程を改正したる精神と、此の規定の本旨を知ることが出来るから、左に之を示さう。

二 同上規程改正に關する訓令

實業補習學校の趣旨及施設順序方法 (明治三十五年一月十五日 文部省訓令第一號)

曩に實業教育費國庫補助法及實業學校令の施行せられしより以來、各種實業學校漸く起り、就中實業補習學校の設置せらるゝもの多きを加ふるの狀あるは實に喜ぶべきの現象とす。然れども實業補習學校の性質未だ十分に理解せられざるが爲、之が施設の方法等に關し或は適切を缺くものなしとせず。今日實業補習學校と稱するものにして往々高等小學校の教科の幾分の變更を施したるに過ぎざるが如きものあるは頗る遺憾とする所なり。今回文部省令第一號を以て實業補習學校規定

を發布し、舊規定を改正したるは其の本質を明にし、以て時勢の進歩と土地の狀況とに應じ適當の施設を爲さしむることを期したるに外ならず。

實業補習學校は、各種の實業に従事し又は従事せんとする者に簡易なる方法に依り其の職業に要する知識技能を授けると同時に、普通教育の補習を爲すを以て目的とす。即ち實業の教科を主腦とし併せて普通教育の補習を爲し、兩者共に其の目的を達するを以て實業補習學校の本旨となすべしこと、専ら普通教育又は實業教育を施す爲に設けらるゝものと實に其の趣旨を異にする所なり。教授時間及季節の選定は實業補習學校に於て深く意を用ふべき所にして、或は夜間或は日曜或は職業上の休業日或は冬期農隙等、土地の狀況、生徒職業の種類繁閑等に依り其の修學に最も便宜なる時期を選び簡易切實に教授せしめんことを要す。

實業補習學校に於ては其の性質上多數の時間を一定して教授を爲さむこと固より望むべきものにあらず。然るに徒に教授時數の多きを貪るは今日の通弊にして、彼の從來の小學校に附設するものの如きは概ね同時に教授するを以て設備及教授共に不完全に陥り、兩者孰れも其の本旨を達するを得ざれば宜しく戒しむべきことなりとす。特に今回附設の範圍を擴張して嘗に小學校のみならず實業學校及中學校等にも及ぼしたるを以て、此等の學校に附設する場合にありては、當該學校教授時間の前後又は休業日等に於て其の教授を爲すこと、せば、互に相妨ぐる所なきのみならず、教員設備の如きも相兼ねるの便宜を得て各々其の効果を完うすることを得べし。

此の如き實業補習學校に於ける教授の時間及季節は多種多様に且長短不同に選定し得るを常と

するが故に、必ずしも修業年限を定むるの必要なく、寧ろ各教科目につき之が修業期間を定むるの適當なるべきを認め、今回之に關する規定を改めたり。而して修業期間は土地の状況と教科目の種類とにより、或は之を數週數月の短期とし、或は之を數年に亘るの長期とすること固より其の任意たり、又同一學校に於て修業期間の相異なる教科目を置き、生徒の志望に應じて之を選択せしめ、或は某期間に於て某科目の全部を修了することを得しむるが如き、最も實業補習學校の妙用の存する所なるを見るべし。

普通の教科目讀書、習字、算術は從來之を必須科目と爲したりと雖も、補習教育はもと應用を主とすべきものなれば、必ずしも是等を獨立の教科目として設くるを須ひず。實業に關する科目に依りても亦能く普通教科目補習の目的を達することを得べきが故に、今回國語及算術は之を缺くことを得しめたり。故に普通の教科目は總て之を設くるも悉く之を缺くも又は單に其の一科目を設くるも皆地方の便宜たるべしと雖も、年少の生徒にして普通教育の素養十分ならざるものには成るべく之を課し以て補習の目的を完ふせしむるを可とす。又土地の状況に依りては日本歴史、理科、唱歌等の如き教科目を加へて補習を爲さしむるの必要なしとせず。故に改正の規定に於ては此等の教科目をも斟酌し適宜之を加ふるの自由を與へたり。然れども之が爲に限りある教授時間に於て、徒に教科目を繁多ならしむるは宜しく避くべきことなりとす。而して以上の諸教科目は之を設けたる場合に於ても亦皆之を隨意科と爲すことを得しめたるは、生徒各自の志望と學力とに應じ適切な教育を受けしむるの要あるに依る。

德育は教育の基礎にして特に實業に従事する子弟に對しては、専ら私利に馳するの弊を避け信用を主んじ公益を尙ぶの氣風を養成するの要最も切なり。宜しく生徒各自の性情に應じ、總ての教科目に通じて徳性を涵養し實踐躬行を勸奨せむことを期せしむべし。特に修身科を隨意教科目と爲したる場合に於ては、最も茲に留意して教養指導の途を誤らざらしめんことを要す。

實業に關する科目は土地の状況に應じ選擇最も其の宜しきを得ざるべからず。省令に掲ぐるものものは僅かに其の數箇を例示したるに過ぎず、故に圖畫、圖案の如き物理、化學の如き之を合して各々一科目となし、又博物を動物植物、礦物に、養蠶を養蠶法、蠶病、採種等に、商事要項を銀行、保險、倉庫等に分科するが如く便宜分合取捨することを得べきは勿論なりとす。此の他特種の職業の爲めには又其の教科目を定むることを得しめたるが故に、必要に應じて機械、刺繡、染色、髹漆、蒔繪、指物、木型、鍛冶、鑄金、陶器、製版、印刷、製本、釀造、製紙、鞣革、製糖、蹄鐵、養蜂、庭園、製糸、酪農、罐詰、鹽節、海苔、養蠶等の事項に就き選定する等、土地の状況に應じ其の職業に適切ならしめんことを要す。而して學校に於ては其の教授する所の實業の教科目に依りては、生徒をして家庭、工場若は商店に於て學習し能はざる知識技能を修得せしめ、以て生活に資せしめむことを期すべし。

入學の資格に關しては年齢十年以上學力尋常小學校卒業以上に於て之を定むることを得しめたるが故に、地方の状況と學校の種類とに應じ適宜之を定め、必ずしも一律に拘泥せしめざらんことを要す。

實業補習學校は能く小額の費を以て容易に設置し得べきが故に、主として市町村の如き團體に於

て施設するを適當と爲すと雖も、道廳府縣立實業學校に附設する場合にありては、道府縣に於て之を設置することを得べきは實業學校令第三條に規定せらるゝ所なり。然るに是等附設學校の設置せらるゝもの殆んど之なきの現状に就ては遺憾なき能はず、自今各地方に於て事情の許す限り其の道廳府縣立實業學校に實業補習學校を附設し、以て其の地方に於ける模範學校となし、他の學校をして此に則らしむるあらば、庶幾は實業補習教育の標的を誤らざることを得ん。

實業學校にして國庫の補助を申請するもの比年遞加するに拘らず、補助の金額は自ら限りあるを以て、恰く其の申請を納るゝことを得ず、地方長官は宜しく地方經濟の情況を計り、實業補習學校の如き必ずしも多額の費用を要せざるものに對しては、地方費を適宜補助する方法を講じ、以て國庫補助の及ばざる所を補ひ、且つ從來補助を受くる所の學校に對しては、漸次國庫の補助に依頼せず、獨立維持の途を立てしめむことを努むべし。

今や實業補習學校規定を改正したるにより、地方長官は克く上述の主旨を體し、彼の名は實業補習學校と稱すと雖も、其の實小學校の變形に過ぎざるが如きものに對しては、努めて之を實業補習學校の本旨に適せしめ、以て名實相副はしむるの途を講じ、又將來設置せらるゝ所の學校に對しては、能く之が本旨を誤ることなく、地方の狀況に適するの施設をなし、以て十分の効果を收めしむべし。

この訓令は、第一段に改正の趣旨を述べられ、第二段には、斯教育の本旨を示して他の學校と大に異なる點を説かれ、第三段には、修業期間、教授時期、教授時數等に關して適切に定むべきことを諭され、且つ附設する場合の注意を示され、第四段には、教科目に關しての取扱上の注意、德育の重んずべきこと

等を注意され、第五段には生徒の入學資格、第六段には模範學校の設置獎勵のこと、第七段には經費の補助のこと等を述べられ、以て名實の伴ふところの實業補習學校を設置せしめ、十分の効果を收めしむるやうにと、極めて懇切に訓示されてゐる。

此の訓令に依つて、實業補習教育の趣旨を、餘程地方に徹底することが出來、且つ此の規定は極めて自由な制限なき規程で、地方の必要に應じて修業期間も短期でも長期でも自由に定め得、教科目も亦殆ど自由に定め得、一科目でも差支ないと云ふやうになつたのである。之は當時の實情に適合して實行し易かりしたためか、明治三十五年に六百二十九の學校數、三萬八百八十二名の生徒數に過ぎなかつたものが、翌三十六年に於ては、其の學校の設立が急に二倍強の増加をなして千三百四十九校となり、又生徒數も約二倍となりて六萬八百二十八名の多きを得るやうになつたのである。而して此の度の改正により、學年制の外、短期間或る一科目を専修せしむるところの科目制の課程の發達を見るやうになつたのである。

附 實業補習教育の必要

此の「實業補習教育の必要」なる論文は、明治三十五年二月二十日付を以て開發社より出版したる、「初等農業科教授」に於けた一節で、私が農科大學附屬農業教員養成所に在學中、明治三十四年の夏休み中に、横井先生の指導を得て書いたものであるが、當時の我が國實業補習教育の情況を察する一助となるものと思はれるので、左に之を掲ぐることにする。

普國に於ては、八ヶ年の義務教育を終へたるのみにては、品性經驗共に淺薄殊に此の十四五歳の青年時代は、品性陶冶の上に於て、甚だ危險なる時代とし、この際に、小學教育を固定擴張し、小學時代に養はれたる精神教育を鍛鍊する必要ありとし、今や準義務教育にせんかとの議あるに至れりと。譯て我が國の義務教育を見るに、

其の年限僅に四箇年にして、其の差二倍なるに於ては、一層此の教育の必要なるを感すべきなり。殊に歐洲各國は、言文一致の國我が國の煩字難語を以てする如き、其の難易同日の論にあらざるをや。然り而して、彼の歐米諸強國と同等の權利を得、同等の交際をなし、否同等以上の國威を輝さんとするに於てをや。此の教育の必要忽諸に附すべからざる、一日も躊躇すべからざる所なり。

扱我が國の普通教育の現状を觀察せんか、明治三十三年の調査によるに、其の就學兒童數は、僅に百分の七十二男八五〇六%、女五九〇四%に過ぎず、而して其の七十二%中、完全に四箇年の義務を修了するもの幾何あるか、尙其の之を修了せし兒童は、果して社會の一員として、將た帝國の一臣民として、日常の生活に支障なき徳性知識を有すべきか。

尋常小學校卒業試驗成績調査報告 (明治三十三年)

文部省に於て小學教育上必要の爲め、高等師範學校教諭乙竹岩造、同訓導後藤胤保の兩氏をして、各地方師範學校附屬小學校、三十三年三月末の試験成績を調査せしめしに、其の報告書左の如し。

尋常小學校卒業生は、他日讀み書き及び日常の計算上に、差支なき素力の有無の調査、義務教育を終へたるものにして、更に進學せしむることなく、直ちに實業に従事せしめて日常の生活に差支なからしめんには、少くとも、左に掲ぐる所の諸項に、該當すべき學力を有せしめざるべからず。

- 一、甚しき誤謬なくして、卑近なる令達、新聞、其の他普通の廣告標札の類を解し得べきこと。
 - 一、通常の農家商店等に於て、日常家計の出納を記入し、及び差引勘定をなし得べきこと。
 - 一、簡易なる報知、依頼、注文、問合等の日常必須の用事を辨じ得べきこと。
- 而して此等に差支なからしめんには、尋常小學校卒業生は、又少くとも左に掲ぐる所の諸項に該當すべき素力を有せしめざるべからず。
- 一、卑近にして日常必須の漢字、三百字以上を理解し及び之を使用すること。
 - 一、書き方に於て漢字と假名との、大小を辨じ、平假名片假名の字體を混用せざるべからず。

一、簡易なる四則に熟練すること。

現時の尋常小學校の卒業生は、果して此等の素力ありや否やを知らんが爲めに、今茲に各府縣回答の成績に就て、之を調査するに、其の試験問題の難易相同じからず、其の採點の方法も亦一に非ざるが故に、極めて精察に論定する難しと雖も、其の評語甲を得しものは、粗之に該當すと言ふを得べく、乙を得しものは、卒業の際にはまだ十分の素力を有せずと雖も、卒業後多少の経験を積まば、他日普通の讀み書き及び日常の計算上に、差支なきに至ることを期し得べし。丙以下を得しものに至りては、到底此の素力なきものと云はざるべからず。

書讀 受驗生員數 百分數	甲	乙	丙	丁	戊	計
九三三	七九四	三九八	一五八	二〇六	二二八	
四一〇	三九七	七四一	五〇一	二〇六	二二八	
六九四	八六二	四八一	一五九	二〇六	二二八	
三〇七	三八二	二一三	七〇〇	二〇六	二二八	
七二二	二八四	一四〇	二六六	二〇六	二二八	
三一〇	二八二	一五五	一四四	二〇六	二二八	
六三二	九一〇	二五三	一四四	二〇六	二二八	
二七九	四〇一	二五三	一四四	二〇六	二二八	
二九八	三二五	一八七	六八七	三三三	二二八	
三二七	三五六	二〇五	七五七	三三三	二二八	
合計同					九、一二五	

即ち甲を得しものは百分の三二七にして、乙以上を得しものは百分の六八三なり。此の乙以上を得しものを以て、他日讀み書き及び日常の計算に差支なき素力を有する者と見做せば、全國尋常小學校卒業生三分の二は、此の素力を有し、三分の一は、此の素力なきものと云はざるべからず(下略)

模範學校たる附屬小學校にして、已に此の如し、況んや其の他に於てをや、甲の成績を得るものこれより少か

るべく、又其の程度も此の豫想より下等なるべし。嗚呼此の如くにして我が大日本帝國々民たるの充分なる資格を得るものと云ふことを得るか其の徳性、其の思想、其の情操、其の知識、其の技能共に、實に憂慮せざるべからざるにあらずや。況んや、四箇年間辛ふじて、此の如き成績を得たる児童にして、其の卒業後、補習する機会少き地方の児童にありては、未だ數年ならざるに、其の成果の痕跡だも、早や既に見るを得ざるに至れる如き驚くべき一事例のあるをや。

明治三十二年七月愛媛縣宇和島郡に於て、徴兵検査を施行せし際、義務教育を終へて後進學することなく、直ちに實業に従事したるもの、教育の効力如何を知らんが爲めに調査をなし、其の結果、義務教育修了者にして、漸く讀書し得るもの、百人中六十名、其の四十名は僅に假名丈讀み得るに過ぎず、又全く算數をなし得ざるもの、百人中二十六名の多きに達せりと言ふ。かくの如き結果は、獨り此の郡に止らず、全國至る處皆然らん。此の如き多數の無能者を、四箇年の日子と、然も非常の心勞と、且多の經費とを投じたる上に見んとは、實に驚くに絶えたる事にして、邦家の爲め、豈悲まざるべけんや。

尙世界各國の徴兵検査に於て、百人中讀書の出來得る者の、最近の調査を見るに、

獨逸	九九・九%	瑞典	九九・八%
佛國	九二・六%	白耳義	八四・〇%
埃何國	六六・〇%	伊太利	五八・〇%
露國	三一・〇%		

の如くにして、即ち、彼の歐米諸強國は、國民一般を通じて、殆ど讀書をなし得ざるものなく、其の稍少き國にても、其の國民の百人中の六十人は、讀書をなし得べきに、我が國の如きは、義務教育修了者にして進學せざるものは、百人中六十人の讀書をなし得るに過ぎず、されば義務教育修了後に進學するものありと雖も、半途退學するもの亦多き故、百分の七十二の就學児童、盡く義務教育を修了し、卒業後にして補習することなしと見做すことを得べし。然るときは、其の六十%丈讀書し得べきものにして、結局國民一般は、辛ふじて、百人中讀書し得るもの

四十三人に過ぎざることとなる。されど學齡を過ぎ義務教育を終ふることなくして、退學するもの少からざるものがあるが故に、實際に於ては、國民の讀書し得るもの、百人中三十人の多きに昇らざるべし。豈長大息せざるべけんや。

義務教育修了者にして、其の學力尙此の如きに過ぎずとすれば、教育の路に當る教育者も、教育行政に與る當局者も、共に大に考慮する所なかるべからざるなり。思ふに今日の急務は、一方よりは教授法を益研究し、以て其の効果の更に大ならんことをはかり、一方に於ては補習教育の法によりて小學教育の擴充、完成、固定をなし、併せて實業的趣味を興へ、進んでは、大日本帝國國民たるの充分の資格を陶冶し、退ては良農たるの素力を養成するを勵むるにあるなり。若し然らずして、漫然東洋の第一等國を夢想し、唯是小成に安んずるが如きあらん乎、我が大和民族の前途果して如何あるべき、井内の鮎たらざらんとするも得べけんや。

抑教育なるものは、児童の身心に變化を及ぼして之を發達せしむるにありて、家庭に於ける父母等の感化、學校に於ける教師の熏陶は、勿論社會又は自然の如く知らず識らずの間に影響する感化も、亦皆之に與かる。されば學校以外児童の身心の發達に影響するもの、尙家庭、社會、自然の三あるが故に、學校の教育如何に良好なるも、家庭と社會とにして混濁しあらんか、其の效果得て擧ぐべからず。かゝるが故に、近來學校教育の效果の智力の上、児童品性の上に、甚だ僅少ななるを憂ひ、如何にして小學的學校教育の効果を社會に收むべきか、如何にして青年の智識品位を高むべきか等の問題起り、家庭と相俟ちて教育の効果を收めんとし、或は家庭と連絡を通ずる家庭通信簿などを造り、或は父兄會、母親會などを開きて連絡を通せんとし、或は卒業生同窓會を作り、以て學校教育の覆交を温め、永く家庭との連絡を保ち、且つは以て青年の品位を高めんと企つるに至る。されど滔々たる濁流天下を風靡せる結果、學校教育の此の如き努力も、其の效果尙著しからず、青年の氣風日に非なるに似たり、豈慨すべきことならずや、こゝを以て、近來社會教育に着眼し、一方には公德教育を研究し、一方には永く卒業生と學校との關係を繋ぎ、其の教育を完うせんとて、教育點呼法を設けんと企つるに立る。嗚呼小學教育者も務めたりと謂ふべし。されど未だ補習教育を以て、小學教育の効果を完うし、青年の智識品位を高め

んと企つるもの多きを聞かず前節に擧げたる普國の補習教育の有様を見よ。又我が靜岡縣の庵原杉山の兩私立補習學校の有様を聞け、此の兩校は共に夜學校にして、その部落に於ては義務教育を終ふるもの、殆ど皆此の補習學校に入る有様となり、杉山校の如きは、養子妻帯等の出來事あるにあらざれば退校せしめずと、補習教育も此の如きに至らば、如何に小學教育を補ひ、如何に小學教育を助け、如何に青年者の知識品位を高むるの効あるかを察するに足るべし。今日憂へつゝある小學教育界の家庭連絡法、青年者の知識品位を高むる法等の問題も自ら消去すべし。而して此の補習教育も、かく熱心なる小學教育者の手によりて行はれなば、教師と生徒との關係は、永く連鎖され親密を加へ、地方との關係も親密となり、教育の事業益愉快となり、今日の如く強ひて教師の轉任を抑制せざるも、教師は長く其の地に止り教育を以て自任とするに至らん。此の如くして始めて維新前の寺小屋時代の師道復舊し、純朴なる美風良俗始めて起るべし。若し果して此の如くならんか、補習教育の効も亦至大なりと調ふべきなり。

然らば則ち補習教育の忽諾に附すべからざる亦明かなり、故に補習教育は國家の必要上、準義務教育とすべき性質を有するものと思ふ。普國に於ては之を義務教育となさんと欲するも、其の義務都會に及ばざるときは、農民之を避けて益去つて都會に移り、農間益々勞働者を失ふの虞あらんことを恐れ、政府之を實行するを敢てせずと、こは前節に於て己に説く所なるが、これ普國の如き大農の多き國にては、それ或は然らん。我が國の如き、小農的組織の農民にありては、余輩此の如きの憂を以て杞憂に過ぎずとなさんとす。論者或は云はん、補習教育を以て義務教育となすも、我が國の農民敢て都會に移り去るの憂なかるべし。然れども現今四箇年の義務教育にして、尙未だ就學兒童百分中七十二を得るに過ぎざるに、今之に強ふるに補習教育を以てせば、難に加ふるに難を以てし、其の趣旨や可なりとするも是決して今日の場合に行ふべきことにあらずなりと。嗚呼果して然るか、若し現今尙然りとせば、何れの時を以てよく之を行ふべきか。若し余輩が謂ふ所の簡易なる補習教育だも尙強制に難しとせば、我が國の義務教育は單に四年の短年月を越ゆること能はざるべきか。果して然らば、今日の如く讀書し得るもの、國民の百分の三十に過ぎざる境遇、小學教育の効果も、果して那邊にあ

るやをも怪むの境遇、道德日に頽廢するの境遇を以てして、尙世界各強國と相馳驅し相抗禮せざるべからず。嗚呼我が大和民族の前途を奈何とする。此の故に余輩は小學教育の義務年限を延長する代りに、先づ補習教育を以てし、その設置、その設備、その組織、その教授、その時季等、悉く土地の狀況に任せ、或は常設とし、或は冬期間又夜間の開設とし、以て便宜此の教育の普及を圖らんとす。論者其の實施難を説くも、余輩は未だ直に之を然りとなさざるなり。獨余輩の憂ふる所は、普國に於ける如く、教師其の人を得ざるにあり。されど師範學校の農業科を改良擴張し、加ふるに普國に於けるが如く、短期の講習を以て、小學教員に農業教授法に關する知識を與ふることとなさば、庶くは以て現今の急を救ふに幾からん歟。

三 明治三十七八年戰役後の諸運動と實業補習教育

明治三十七八年戰役は、我が國開關以來の大國難であつた。國難の大なりし丈、國民は眞に舉國一致、國難に赴いたのである。その結果は大勝を博し、一躍して五大強國の一となつた。爲めに國民をして一層國民的自覺を高めしめ、教育の必要を感知せしめ、武力の戰爭も國富の充實するにあらざれば、十分に武力を發揮する能はざる所以を知らしめたので、益々實業振展の必要なるを悟らしめ、加ふるに、戰爭により多額の外債を有するやうになりしたため、之が返還の容易ならざるべきを思はしめ、尙五大強國の一として歐米の列強に伍し、外交に於ても對等の交際をなさざるべからざるやうになり、又經濟界に於ても従來は輔導的立場に置かれしものが、競争的立場に置かれるやうになつたので、一層國力の充實實業の振興實業教育興隆の必要なることを痛感せしめたのである。

爲めに第一に起つた運動は、青年會の振興運動であつた。此の時に内務省には民政を以て畢世の

事業として居た井上友一氏あり、國運の基礎を強固ならしむるには、地方自治の振興に在りとし、之が振興を圖るには、先づ自治の訓練を各地方青年に施すのが最も有効であることを、廣島の大本營よりの歸途廣島縣下の青年會を見て痛感され、之を全國に普及せしめ、青年會によりて青年の氣風を一新し、自治事業の後繼者を輩出せしめようとして、百方獎勵を加へられたのである。尙氏の盡力によりて、明治三十八年九月、内務省より青年及其の他團體の發達獎勵の訓令を發せられ、又文部省よりは、同年十二年に通俗教育の普及上より青年團體の發達獎勵の訓令があつたので、之より全國に之が普及を見るやうになつたのである。

第二に起つた運動は、報徳運動であつた。此の運動は明治三十九年十月、農村復興、富國安民の實行者たる二宮尊徳翁の五十年記念會を上野に於て舉行し、其の會合に參集せる有志が中心となり、結果して戦後の經營を策し、國民精神を緊張せしめ、地方の振興を圖らんがため、所謂報徳運動を起し、遂に中央報徳會を設くるやうになり、かくて報徳講演會は、一時天下を風靡し、地方改良の聲が起つたのである。

第三に起つた運動は、地方改良の運動である。此の運動は明治四十年内務省に於て初めて地方の改良の講習を開き、又愛知縣の縣農會にて山崎延吉氏の農村自治の講習、同氏の農村自治の研究の出版あり、これ等が大に地方の人心に衝動を與へ、これより報徳運動は地方改良運動となり、各府縣郡に於ても競ふて地方改良の講習會、講演會を開き、以て民心の開發に努め、特に青年會、處女會、戶主會、自治會、斯民會など稱するもの多かりし、婦人會などの團體を獎勵せられ、以て地方の開發を督勵されたのである。

で、益々實業補習教育の必要を認めしむるやうに至つたのである。

第四に起つた運動は、師範學校に代用附屬小學校設置のことである。地方改良運動の盛んとなりし當時、現中央報徳會講師たる村田宇一郎氏が天王師範學校長となり居り、地方改善を實際に試みんとし、生野村の小學校を代用附屬小學校とし、これに附屬の實業補習學校を設け、兩校を中心として同村の改良に當り、著しき實績を收め、其の研究の一端を「自治民育の研究」と名けて發表された。この教育による民育運動が教育界の注意を喚起し、これより師範學校に代用附屬小學校の設置を刺戟し、農村小學校を代用附屬小學校とし、之に附屬實業補習學校を設置し、次て農村教育を中心としての地方改良、自治民育の施設を試みる師範學校が各地に於て見られるやうになつたのである。

第五に起つた運動は、成申詔書の御聖旨奉戴運動である。明治四十一年成申詔書の御換發あらせられるや、全國の教育者は、舉りて御詔書の御聖旨を國民に徹底せしめようとして、一大教育運動を起し、地方改良運動と相俟ちて、益々國民の自覺を喚起し、一層實業補習教育の必要、青年の修養の必要なるを知らしむるに至つた。

第六に起つた運動は、文部省に於ける通俗教育の運動であつた。地方の學校又は教育會等をして、幻燈或は活動寫真などを用ひ、一般民衆を對象として、國民精神作興、常識養成に關する事項等の通俗講演會を催ふさしめたのであるが、活動寫真の極めて珍らしき時代であつたので、民衆より歓迎され、至るところ盛會で民風の作興、地方改良上貢獻するところ少なからざるのみならず、其の通俗教育運動には、必ず教育振興の話題があつたので、實業補習教育の振興を助成したことも、益し少くなかつた。

年	校数	生徒数	教員数
明治三十五年	六二九	三〇、八八二	六一七
同 三十四年	一、三四八	六〇、六二一	九二一
同 三十三年	一、六八三	七六、三四五	一、〇八五
同 三十二年	二、七四五	一一、二三四	一、二七二
同 三十一年	四、二一〇	一七一、二七八	一、六七八
同 三十年	四、九一八	一九一、八二一	一、九一七
同 二十九年	四、七五〇	一九一、八七三	二、〇四九
大正元年	七、三八三	三〇、一八九四	二、〇九五
同 四年	六、一一〇	二六二、五七七	二、二六〇
同 五年	六、七三八	三〇一、七七九	二、二三七
同 六年	七、三八三	三四六、一八七	二、三一九

ことと思ふのである。
 以上の如く、三十七、八年の戦後に種々の運動が起つて、大に國民を啓發して、其の自覺を高めるところが多かつたので、青年會を初め各種の團體の活動も見らるべきものがあつた。ここに於てか我が國の國運も一大進轉を遂ぐるに至つたのである。従ひて實業補習教育も一大發展を見るに至つたのである。試みに其の状況を擧げて見ると、明治三十八年に二千七百四十五の實業補習學校で、其の生徒數十二萬一千二百三十四人であつたものが、同四十年には四千九百十八校で十九萬一千八百二十一人となり、同四十三年には六千百十校、二十六萬二千五百七十七人、大正元年には七千三百八十三校、三十四萬六千八百八十七人と云ふやうに、年々躍進的に増加してゐる。

實業補習教育調

年	校数	生徒数	教員数
明治三十五年	六二九	三〇、八八二	六一七
同 三十四年	一、三四八	六〇、六二一	九二一
同 三十三年	一、六八三	七六、三四五	一、〇八五
同 三十二年	二、七四五	一一、二三四	一、二七二
同 三十一年	四、二一〇	一七一、二七八	一、六七八
同 三十年	四、九一八	一九一、八二一	一、九一七
同 二十九年	四、七五〇	一九一、八七三	二、〇四九

第四章 大正時代當初の實業補習教育

一 大正二年の實業補習教育調査委員會

明治三十五年の改正規程實施後に於ける十年間の實業補習教育の發達は、明治三十七八年の役と云ふ大國難があり、國民をして自覺せしめ、各種の運動があつて促進されたりとは云へ、其の發達は前章末の調査表に見る如く、極めて顯著であつたのである。併しながら一歩進んで其の内容を調査して見ると、三十五年の改正規程は、既に述べたやうに、修業期間にしても、教科目にしても、教授時數及び教授時刻にしても、すべて地方の實情に應じて自由に定むることが出来るやうになつて、之を改正前の明治二十六年の規程に比較するときは、極めて自由なものであつたのである。従つて改正規程公布後に發達した實業補習學校は、都市に於ては、學年制の外に三ヶ月乃至六ヶ月を一期として一科目を専修せしむる所謂科目制の學校が發達し、農村に於ては従來青年會が各部落に於て、主として冬期に行ふ一ヶ月内外の夜學會を、そのまま實業補習學校としたところ多く、修業期間の如きも二年又は三年の學年制としたところもあつたけれども、一年としてゐて、幾年でも青年の來り得られる丈を、らしむると云ふ組織のところもあり、また従來農村に於て巡回して行ふ地方改良講習の如きものを、青年のみを對象として行ふといふ一週間乃至三週間位を期間とする補習學校もあつた。それかと

思へば、乙種の實業學校と大差のない充實した補習學校もあつたのである。

かく實業補習學校は多種多様になつてゐたので、文部省に於ては根本的に斯教育を調査研究して其の基準を示すの要あるを認め、明治四十五年度即ち大正元年度に於て實業補習教育調査委員十六名を依囑して委員會を設け、調査研究せしめたところ、委員會に於ては、各方面より斯教育の諸問題に對する意見を求め、それ等の意見をまとめ、之を參考として研究することとなり、全國の工場、銀行、會社、主なる個人商店に對して、左の問題、即ち

- 一、必要なる教科目
- 二、便宜なる教授時期
- 三、學校の成績並に一般の氣受
- 四、通學の便否を與ふるや否や
- 五、商議員を設くるの可否
- 六、適當なる教授時數
- 七、改良を要する點

の七問を發して回答を求めたところ、三五二の工場、七〇七の銀行、六〇一の會社、一五一の個人商店よりの回答があり、

- | | |
|------------------------------|-------------|
| 全國の農會、水産組合、商業會議所に對しては左の問題、即ち | |
| 一、必要なる教科目 | 五、便宜なる教授時期 |
| 二、學校の成績並に一般の氣受 | 六、適當なる教授時數 |
| 三、學校設置の見込 | 七、就學出席獎勵の方法 |
| 四、商議員を設くるの可否 | 八、學校の設けなき理由 |

九、改良を要する點

一〇、連絡を圖る方法

の一〇問を發して回答を求めたところ、八、六八〇の農會、一八二の水産組合、三五の商業會議所より回答があり、

全國の各種實業補習學校に對しては、左の問題、即ち

- 一、便宜なる教授時期
- 二、適當なる教授時數
- 三、國民市町村民の心得を授くるの要否
- 四、教育上最も困難を感じる點
- 五、適當なる學級編制
- 六、學校に對する當事者の態度
- 七、商議員を設くるの可否
- 八、連絡を圖る方法(現に實施し居る方法、今後實施せんとする方法)
- 九、就學獎勵法(現に實施し居る方法、今後實施せんとする方法)
- 一〇、半途退學缺席防止方法(現に實施し居る方法、今後實施せんとする方法)

の一〇問を發して回答を求めたところ、二、四一一の實業補習學校、二、八九九の農業補習學校、九一の水産補習學校、五二の工業補習學校、一〇五の商業補習學校、一の商船補習學校の回答を得た。調査委員會は之に基きて研究をなしたる上、實業補習學校の組織及び編制より修業期間、教授時數及び時期、學科目及び毎週教授時數、教授及び訓練設備、生徒就學出席の獎勵、學校と外部との連絡等、學校經營上準據すべき各種の事項に互り、又教員の養成任用及び待遇、實業補習教育振興方法等、斯教育の全般に互り詳細なる報告をしてゐる。

二 實業補習教育調査報告

實業補習教育調査委員會の報告は、大正二年後の、我が國實業補習教育の振興に關係すること大であるから、左に之を示さう。

實業補習教育調査報告

本調査は本省依囑の實業補習教育調査委員の報告に係るものにして、其中多少現行規程と相容れざる所なきにあらざれども、大體に於ては實行に差支なきものなるが故に、一日も速に世の參考に供せん爲に之を刊行するものなり。

大正二年二月二十五日

文部省實業學務局

組織及編制に關する件

實業補習學校は尋常小學校卒業以上の者若は學齡を過ぎたる者等にして、既に各種の實業に従事し又は従事せんとする者を教育する所なるが故に、其の生徒の年齢、學力、技能業務等著しく不齊なるのみならず、學修せんとする事項及其の程度に於ても亦甚しき差異ありとする。是等の入學者に對し有効適切なる教育を施さんには、學校の程度に於ても學級の編制に於ても極めて多種多様ならざるべからず。故に之が組織を定むるには、其の地方に於ける實業の種類、入學者の學力等に應じ、土地の事情、設備の許す限り成るべく程度の異りたる幾多の階級を設け、生徒の希望並其の能力に適合すべき教育を施すを要す。

今入學者の學力を標準として組織を定めんか、例へば尋常小學校卒業程度の學力に適應すべきもの、修業年限二ヶ年の高等小學校若は低度の實業學校、徒弟學校等の卒業者に適應すべきもの、中

學校若は甲種實業學校の卒業者に適應すべきものゝ爲に設くるもの、或は實地の經歷充分なるも學問の素養足らざるものに對し職業上特に必要なる専門學科を授くるもの等の如し。

又數階級を一校内に設くるも、或は一校一階級の制を採るも全く任意たるべしと雖も、人口稀薄にして其の生徒數僅に一學級を爲すに過ぎざるが如き處にありては、生徒の學力、職業の種類等に依り一學級を若干の組に分つを可とし、生徒數多く若干學級を置くに足る處にありては、成るべく其の學力、職業等によりて之を若干學級に編制すべし。又都會地にありては便宜適所に低度の學級を以て組織する補習學校を設置し、其の中央部に於て之に連絡する高度の補習學校を設くるも可なり。又地方によりては低度の學級を以て組織する補習學校のみを設け、其の修了者をして都會地若は他地方に於ける高等の補習學校に入るを得しむることゝするも可なるべし。

學級の編制につきても年齢、學力、修業期間、學科目、職業の種類等によりて學年別、學期別、學科別の形式により、又は特種の職業に對する學級を編制する等其の方法多種あるべしと雖も、年少者を收容するものにおいて學年別を採り、相當の教育ある年長者を收容するものにおいて學科別に依るを適當とする場合多かるべし。

生徒各自の境遇、職業の都合等に依りては學年編制、學期編制等に依る場合と雖も、學科目中の一部を前學年若は前學期に於て修め、他の一部を他の學年若は他の學期に於て修め、或は同一學期にありても某學科は之を甲組に、某事項は之を乙組に於て修めしむるを得しむるが如くする等、常に生徒修業上の便宜を圖るを要す。又教員の配當設備、其の他の都合上複式教授、二部教授の編制に

依るも可なり。

學科に関する件

學科目は大別して普通學科目及實業學科目の二種とす。

一 普通學科目

普通學科目は

修身、國語、算術、地理、歴史、理科、物理、化學、博物、圖畫、英語等の中より選擇すべし。但し修身科は成るべく必須科目とし、個人として必須なる諸徳目は勿論國民市町村民として心得べき事項を併せ授くるを可とす。

國語、算術の二科目は其の素養不十分なる者に向つては、成るべく之を課すべく、地理、歴史の如きは國語に附帶して之を課するも可なり。

尙國語を讀書、作文、習字に算術を筆算、珠算に分つが如く、二科目を適宜分割して其の一事項若は數事項を教授するも可なり。

二 實業學科目

實業學科目は

土壤、肥料、土地改良、農具、作物、園藝、病蟲害、養蠶、養畜、養魚、森林、測量、農産製造、農業工藝、農業經濟、産業組合、農業簿記、農業法規等の中より當該地方に適切なるものを選択すべし。

尙園藝を果樹、蔬菜、觀賞作物等に、養畜を養豚、養鶏、養蜂等に分つが如く、一科目を適宜分割して當該地方に適切なる事項のみを課するも可なり。

水産學科目は

水産動物、漁撈、養殖、製造、漁船、水産法規等の中より當該地方に適切なるものを選択すべし。尙漁撈を捕鯨、トロール、漁漁具、漁獲物處理等に、養殖を鰻、鯉、鱒等の飼養、鮭、鱒、孵化等に、製造を節、罐詰、鹽藏化

製等に分つが如く、一科目を適宜分割して當該地方に適切なる事項のみを課するも可なり。

工業學科目は

原動機、機械、板金、鑄金、發電機、電動機、電燈、電車、電信、電話、家屋構造、室內裝飾、家具、指物、挽物、道路、橋梁、鐵道、船舶、採礦、冶金、機械、紡績、染色、陶磁器、漆器、硝子、煉瓦、セメント、塗料、石鹼、寫眞、製版、製糖、製油、製紙、製革、醸造、材料及工作法、測量、製圖、圖案、仕様、見積、工業經濟、工業衛生、工業簿記、工業法規等の中より當該地方に適切なるものを選択すべし。

尙原動機を蒸氣機關、瓦斯機關、石油機關、水車等に、家屋構造を和風建築、洋風建築等に、船舶を木船、鐵船等に分つが如く、一科目を適宜分割して一事項若は數事項を課し、或は家具、指物、挽物等を併せて木工の一科目とし、道路、橋梁、鐵道等を併せて土木の一科目とするも可なり。以上の外尙必要に應じ、時計、鉛工、彫刻、寄木、象篋、竹細工、製靴、製本、製藥、鍍金、マッチ等の如き學科目を設くることを得べし。

商業學科目は

簿記、商事項、商業英語、商業作文、商業算術、珠算、商業地理、經濟法規、商業經營學、タイプライテング、速記、術商、業實踐等の中より適宜選擇すべし。但し簿記は普通簿記、應用簿記、商事項は銀行、保險、倉庫、運漕等に分ちて教授することを得べし。

以上の外尙必要に應じ、通譯、會計、監査、廣告等の如き特殊事項の爲に學科目を定め教授することを得べし。

商船學科目は

航海術、運術、機械、航海、海上氣象、造船、機械製圖、應用力學、海務に必要な法規等の中より適宜選擇すべし。

以上各實業學科目の外尙裁縫、刺繡、造花、編物、組物、袋物、製糸、洗濯、刺繡、製菓、理髮、製炭、繻詰、造庭等適宜必要なる事項を擇びて教授することを得べし。

修業期間に関する件

修業期間は生徒の年齢、學力、毎週教授時數、學科目の種類、業務の繁閑等に依り定むべきものにして、劃一に規

定すべからずと雖も、學年別組織を採るものには、尋常小學校卒業者を直に收容する補習學校は二ヶ年乃至三ヶ年を以て適宜之を定むべし。又學科別組織を採るものには、概して修業期間を短くし、學科目の種類、教授事項の難易等により一週若は數週間に於て修了せしむるも、二學期若は三學期以上に亘り全學科若は某事項の全部を修了せしむるも不可なし。又場合に依りては規定の修業期間に拘泥せず、適宜進級又は修了せしむるを可とす。

授業時期及時間に関する件

授業時期及時間は土地の狀況、生徒の職業の種類等により適宜之を定むべし。授業の時期に關しては、農繁の季節、盆暮會社の決算期等を避け、業務の閑散なる時期を選ぶべく、又授業は心身の疲勞せざる時間に於てするを最も適當とすと雖も、多くの場合に於ては晝間教授は生徒の出席に不便なるべきが故に、朝夕夜間又は日曜、其の他の休日等、業務に支障なく修業に便利なる時を選ぶべし。毎週教授時數も亦生徒の年齢、業務の都合、土地の情況、修業期間の長短等により斟酌すべきものにして、固より一定すべからず。又同一學校にありても業務の繁閑、日の長短等によりて適宜伸縮するも不可なしと雖も、一日凡三時間以内とし、毎日隔日又は一週二日等便宜之を定むべし。

學科目配當及毎週教授時數等の例

各學科目配當及毎週教授時數等は學校の種類、土地の情況、修業期間の長短、生徒の年齢等により之を定むべきものにして、固より一定すべからず。又同一學校にありても業務の繁閑、日の長短等によりて適宜伸縮すべきものにして、到底一律の編制を爲すこと能はずと雖も、左に數例を示して參考の資に供す。

農業補習學校

入學資格を尋常小學校卒業又は高等小學校卒業、毎週教授時數を四時間乃至十四時間とし、修身、國語、算術、理科及農業を課する場合に於ける授業時數配當表

學科	學科目	第一學年每週教授時數		學科	學科目	第二學年每週教授時數	
		月	計			月	計
修國實物圖實	身語學理圖製	一	二	同上	同上	一	二
		二	二			二	二
國實物圖實	身語學理圖製	一	二	同上	同上	一	二
		二	二			二	二
合	計	九	二	合	計	九	二

二、入學資格同前修業年限を二ヶ年、每週教授時數を九時間とし機械科中の一事項(機械工作)を課する場合の一例を擧ぐれば次の如し。

學科	學科目	第一學年每週教授時數		學科	學科目	第二學年每週教授時數		學科	學科目	第三學年每週教授時數	
		月	計			月	計			月	計
修國算理圖	身語術科畫	三	三	同上	同上	一	二	同上	同上	一	二
		二	二			二	三			二	三
國算理圖	身語術科畫	三	三	同上	同上	一	二	同上	同上	一	二
		二	二			二	三			二	三
合	計	一	二	合	計	一	二	合	計	一	二

(二)學年別組織の例
 一、入學資格を尋常小學校卒業又は高等小學校卒業、修業年限を二ヶ年、每週教授時數を十二時間とし機械科の一例を擧ぐれば左の如し。

學科	學科目	每週十四時間授業スル場合		每週十二時間授業スル場合		每週十時間授業スル場合		每週八時間授業スル場合		每週六時間授業スル場合		每週四時間授業スル場合	
		月	計	月	計	月	計	月	計	月	計	月	計
修國算理農	身語術科業	四	二	四	二	四	二	三	一	三	一	一	一
		二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一
合	計	一	四	一	二	一	四	一	八	一	六	一	四

女子に每週十二時間授業する場合にありては修身一時間、國語二時間、算術一時間、家事三時間、裁縫三時間、農業二時間とし、每週十時間授業する場合にありては家事及裁縫を各二時間に減ず。
 右表中其の何れも修業期間は土地の情況、學科目の種類によりて適宜之を定むべし又其の第一期又は第一學年を修了したる者は更に第二期第三期又は第二學年、第三學年と進學するを通例とすれども生徒の希望によりて或は第二期第三期等の教授事項のみを修むることを得しむるものとす。
 普通學科の素養ある者には普通學科目の教授時數を減じて之を實業學科目に加ふるも可なり。各學科目中生徒各自の家庭に於て自習し得る事項に付ては適當なる課題を與へて自修せしめ其の成績を檢閲し學科教授と相俟つて學業の上進を圖るも亦可なり。此の場合には當該學科目の教授時數を適宜減少することを得べし。

水産補習學校
 工業補習學校
 水産補習學校は農業補習學校の例に準ず。

入學資格同前稍年長者を收容し修業年限二ヶ年毎週教授時數を九時間とし隔夜に授業するもの、

學科 目	第一學年		第二學年		第三學年	
	每週 教授 時數	每週 教授 時數	每週 教授 時數	每週 教授 時數	每週 教授 時數	每週 教授 時數
修國算英簿商商合	三	三	三	三	二	二
身語術語記項	二	二	二	二	二	二
實業	二	三	二	二	二	二
計	一	一	一	一	一	一

(二)學年別組織の例
 入學資格を尋常小學校卒業又は高等小學校卒業修業年限三ヶ年、毎週教授時數を十二時間とするもの、

商業補習學校

色染法	圖案	工業簿記	工業法規	工業衛生
四	四	三	三	三

右の二表中生徒の希望によりては一科目若は教科目を隨意専修せしむるを得べく實習、工業簿記、工業經濟を課する場合には相當時數を増加するものとす。
 (三)學科別組織の例
 此の組織に於ては一學科を選擇専修するに便ならしむるに止らず關係の密接なる學科相互の教授時間に支障なく兼修するを得しめ、又一學科を修了せし後引續き他の學科を學び遂に數學期に亘りて關聯せる幾多の學科を修了し或は同一學科に就きて甲乙等の階級を設け次第に程度を進めて學修するを得しむる等適宜時間の配當をなすものなり。

學科 目	第一 期	第二 期	第三 期
	每週 教授 時數	每週 教授 時數	每週 教授 時數
修國算理實機機規建電	四	四	四
身語術術術學科術術	四	四	四
用法	二	二	二
製圖	四	四	四
製圖	四	四	四
製作	二	二	二

修 身 語 術 記 項 計	二
國 算 簿 記 項 計	三
商 事 要 項 計	九

入學資格を中學校卒業、修業期間六ヶ月、每週教授時數十二時間とし、毎夜授業するもの

商 業 簿 記	四
珠 算	四
商 用 英 語	四
合 計	一二

右表中學科目は之を選擇科目とし、又修身は隨時之を授く。

(二)職業別組織の例

職 業 ノ 種 類	學 科	目
銀 行	商 法、貨 幣、銀 行、簿 記、計 算 學、商 業 算 術、珠 算、英 語	
外 國 貿 易	外 國 貿 易、外 國 爲 替、商 業 算 術、商 品 學、商 業 地 理、通 關、英 語 等	
保 險	商 法、保 險 論、簿 記、數 學、珠 算 等	
織 物	機 織、紡 績、色 染、圖 案、商 法、簿 記、珠 算、英 語 等	
機 械	機 械、製 圖、商 法、簿 記、珠 算、英 語 等	

教授及訓練に關する件

(一)教授に就きて

補習學校の生徒は、年齢學力、職業、經歷等の差異甚だ多かるべきを以て、教授事項に於ても、教授方法に於ても、生徒各自の事情に最も適應せしめんことを努めざるべからず。故に學級を編制するに當りても、成るべく生徒の能力を顧み、又一學級内に於ても、場合により、或は更に數組に分ち、或は各個別に其の實力相應の教授を施すことに注意すべし。

補習學校は、一般に教授時數少きのみならず、夜間開校するものゝ如きは、其の生徒は晝間勞働の爲めに心身共に疲勞し居るべきを以て、教師は特に教授事項を精選し、教授の順序を豫定する等十分に教授の準備をなし、以て教授時間の空費を防ぐは、勿論、實物觀察、實驗等により、絶えず其の教授に興味多からしめんことを斯すべし。

補習學校の生徒は、家事業務等に妨げられ、缺席する者尠なからざるべければ、教授は成るべく、毎回完結せしめ、教授の内容は之を印刷に附する等、生徒の便利を圖るべし。

(二)訓練に就きて

補習學校の生徒は、其の年齢は既に青年期に達したる者多く、動もすれば社會の惡風に感染するの虞あるを以て、特に修身教授に重きを置き、適當なる手段に依りて之が訓育に努むるを肝要とす。左に効果多かるべき方法の二三を擧ぐ、

- 一、管理の規程を定め、職員一致して訓育の任に當ること
- 一、實習は教師親しく生徒に接すること多くして、訓育を與ふるの好機會なれば、此の時間に於て感化を與へんことに努め、特に秩序、整頓、清潔等の諸項に注意して、徳性涵養に資すること。
- 一、社會の出來事又は當該學校及其の生徒に關して生じたる事件は、之を利用して、訓育に資すること。
- 一、青年會又は其の他の團體、或は父兄保護者等との連絡を圖り、一致して生徒の風紀を取締ること。

實習に關する件

實習は既に實地的技能を有する者に對し理論を主として教授する場合には之を課するの要なかるべきも、實地を主とする場合は勿論之を主とせざる場合に於ても、年少の生徒に對しては適宜之を課するを可とす。又年少者にあらざるも之に改良の方法を授け、或は組織的の技能を與ふる爲に實習を課するの要ある場合もあるべし。

特に農業補習學校にありては、晝間開設のものには成るべく、實習を課すべく夜間開設のものに在りても特殊の技能を要する事項例へば果樹の剪定、整枝、病虫害防除劑の調製、撒布等に就きては特に晝間臨時の召集を行ひ之が實習をなさしむるを可とす。但し設備の許さざる場合には適宜見學の法を採るも固より不可なく、尙一坪農業の如き方法によりて實習を課するも可なり。

設備に関する件

補習教育は最も簡便にして且經濟的の設備方法に依り之が普及發達を期せる可らざるを以て、校舍は小學校其の他の建物を借用する場合多かるべしと雖も、同一種類の實業學校又は中學校等の設備を利用するを得ば最も便利なるべし。但し農村等人家散在して幾個の部落をなせる土地に在りては、生徒通學の便宜上成るべく部落毎に校舍を設くるを可とするが故に、該地の小學校其の他の學校は勿論寺院、民家、養蠶室、各種集會所等、適宜の建物を利用するを便とすべし。又大都市等に在りては中央補習學校を設け、他の補習學校と互に聯絡關係を保ち、豫て當該地方補習教育の研究所たらしむるを可とす。

又教授用具、器械、標本、模型類の外學科の種類並生徒職員如何に依りては、工場、實習地、特別教室等を要することあるべく又工場、會社、商店等より直に通學する者少からざる場合に於ては、此等生徒の爲めに食事等に關し特に便宜を圖るの要あるべし。又多期夜間開校の場合には教室に相當防寒の設備をなすべく、燈火は安全にして光線の十分なるものを用ふべし。

生徒の就學出席の奨励に関する件

職員の熱誠と篤行とを以て生徒を指導感化し教授の内容と教授法とを善くして補習教育の眞價を發揚す

るは、生徒の就學出席を奨励する最良の方法なりと雖も、尙土地の情況學校の種類等に應じ、適宜左に示すが如き方法を實行するを可とす。

- 一、補習教育の必要に關し時々講話を爲すこと。
- 一、小學校生徒卒業の際校長及受持教員より補習教育の必要を説示して入學を勧誘すること。
- 一、學校職員、町村吏員、其の他地方の名望家より生徒就學出席を奨励すること。
- 一、農會、商業會議所、教育會、青年會等より生徒の就學出席を奨励すること。
- 一、會社、銀行、商店、工場主、雇主等より就學出席上の便宜を與へ且つ之を奨励監督すること。
- 一、通學に必要な機關の料金を割引すること。
- 一、通學簿を作り登校退校の時刻其の他を家庭又は雇主に通知し又出席不定の者及缺席多き者に對しては家庭若くは保證人に注意すること。
- 一、精勤なる生徒を表彰すること。
- 一、防寒、燈火の設備を善くし、新聞、雜誌、圖書、縦覧の便を與へ、娛樂關係を設くる等、生徒をして登校に愉快を感せしむる方法を講ずること。

教員に関する件

(一) 教員の養成

- 一、小學校本科正教員中より人選し、實業專門學校又は實業學校に於て之に特別の教育を施すこと。
- 二、師範學校の二部教授を擴張し若くは他に適當なる教育機關を設け、實業學校卒業生又は相當の學力を有し専門の技術に堪能なる者の中より人選して就學せしめ、凡一ヶ年間に於て教育學、教授法、學校管理法を修得せしむること。

(二) 教員の任用

- 三、補習學校教員、小學校教員等に對し、夏期休業等適當なる時期に於て講習會を開催すること。

補習學校に於ける普通學科の擔當者をして成るべく小學校本科正教員以上の者を以て之に充つべく、實業學科の擔當者としては成るべく前掲實業教員として養成せられたる者の外實業學校の教員、道廳、府、縣、郡、市、農會、會社、工場等の技術者、其の他實務に従事する者を以て之に充つるを可とす。

(三) 教員の待遇

優良なる教員を聘用し且永く安んじて其の職に盡さしめんに其の待遇を厚うせざるべからず。然るに補習學校の教員は他の教職等に從事する者の兼務する場合多く、動もすれば其の手當極めて僅少にして、地方によりては義務的に教鞭を執らしむるものあり、此の如きは補習學校をして其の効果を擧げしむる所以にあらざるを以て、相當の俸給又は手當を支給するを要す。又近時補習教育の擴張せらるゝに従ひ、專門學校其の他高等の學校を卒業せる者を専任教員に任用するものあり、殊に都市の學校に於て然りとす。然るに現行規程によれば公立實業補習學校職員の名稱待遇は公立小學校の例に依るとあり、此の如きは補習學校教員優遇の意に副はざるを以て現行規程に改正を加へ之が優遇の途を講ずるを可とす。

道廳府縣郡市等實業技術員並銀行會社等の實務家を囑託又は依頼する件

補習學校に於て道廳府縣郡市等の實業技術員銀行會社工場の實務家、商品陳列所技師、税關吏員等に囑託し、各自の職務に關係ある専門の知識に就きて講義をなさしむるは、教授をして實際に近からしむるに適切なる方法の一なれば、相當の人物を招致し得る場合には、努めて此の方法を採るを可とす。例へば農業補習學校に於て、蠶病豫防吏員をして蠶病に關する教授をなさしめ、肥料検査官吏をして肥料購入上の注意に關する講話を爲さしむるが如き、商業補習學校に於て商品陳列所技師をして商品の鑑定保存方法等に關する教授を爲さしめ、税關吏員をして通關手續に關する講話を爲さしむるが如き、工業補習學校に於て大工の規矩術に堪能なる者をして規矩術の講義をなさしめ、打刃物に堪能なる者をして刃物に關する講義をなさしむるが如きはなり。

外部との連絡に關する件

(一) 商業會議所、工場銀行、會社、農事試驗所、工業試驗場、水産試驗所、農會、水産組合、學校等の連絡

右諸機關と連絡を通せんが爲に之に對し左記諸項の實施を求むること。

- 一、學校教育上必要なる諸調査、諸報告、質疑等の依頼に應ずること。
- 二、教授、訓練管理の方法に就きて意見を提供すること。
- 三、學校が開催する講話會、娛樂會、慰安會、遠足會等を協賛し、又講話の需に應ずること。
- 四、修了生又は卒業生にして現に職を有する者の爲には、特に優待の途を講じ、求職者の爲には其の就職につき斡旋の勞を取ること。
- 五、標本、器具及器械等の利用に就きて便利を與ふること。
- 六、大都市等に於ける商業會議所、銀行、又は多くの職工徒弟等を雇傭する工場會社及農會は補習學校を自ら經營し、又は他の經營に係るものを補助すること。
- 七、商業會議所、銀行、農會又は當該學校に多くの生徒を供給する工場會社、雇主等は、成るべく生徒に學用品又は授業料等を給與し、又は生徒の就學出席に便宜を與ふる等獎勵の方法を講ずること。
- 八、會社、工場、銀行、農事試驗場等は、補習學校生徒に見學の便を與ふること。

(二) 其の他の連絡

- 一、實業家及有志家等を卒業式其の他の會合に招待すること。
 - 二、在學生と卒業生との連絡を圖ること。
 - 三、時々生徒の父兄を集めて講演會を開くこと。
 - 四、生徒成績物品評會を開き公衆の縦覧に供すること。
- 獎勵の手段に關する件
- 一、文部省主宰の補習教育講習會を開き、道廳府縣學務課長、視學學校長等をして聽講せしむること。
 - 二、道廳府縣郡市當局者、實業學校職員をして各地に出張講演をなさしめ、補習教育の必要を鼓吹すること。

三、補習學校に國庫、道廳、府縣、市町村農會、商業會議所等より補助金を交付すること。
 四、優良なる補習學校及効績顯著なる當事者を表彰すること。

右調査報告は、以上に見る如く實業補習教育の各般の事項に互り調査研究して詳細に報告され、當時の實業補習學校の施設經營上参考とすべき點が實に尠くなかつたのである。而して、この報告書に於て實業補習教育に關する普通の問題の外、一坪農業的實習を課すること、大都市の中央補習學校設置のこと、通學生交通機關料金割引のこと、教員養成のこと、實務者を教員に任用すること、教員の名稱待遇は公立小學校の例によるとあるを改めて優遇すること、等注目すべき事項が少くなかつたが就中この課查報告中に於て注意すべきことは普通學科中特に修身科の内容に關して、修身科は成るべく必須科目とし個人として必須なる諸徳目は勿論國民市町村民として心得べき事項を併せ授くるを可とす」とあることである。

前章に於て、三十七八年役後、地方改良運動等の起つたことを述べたが、これ等の運動につれて地方改良に關すること、市町村自治に關すること等を、實業補習學校に於て課するの要ありと認められるやうになつて、地方自治など云ふ教科目を設けてゐた學校もあり、また竹越三又氏の人民讀本、横山徳治郎氏の公民讀本、大隈伯の國民讀本なども、三十七八年役前後に、青年の教科書又は讀物として出版され、地方より歡迎されたので、明治の末葉頃より公民教育の問題が、實業補習教育の問題として擡頭するに至つたのである。これが此の度の實業補習教育調査の時の問題ともなり、今日より見れば當然のことであつたのであるけれど、各方面より意見を徴する時の問題の一つに、「國民市町村民の心得

を授くるの要否」と云ふ事項があり、其の回答の結果之を課するを可とすとの答が、殆ど全部であつたので、之が修身科の内容として現れたものと察せらる。而して之がまた我が國實業補習教育に於ける公民教育の前驅たるのみならず、我が國諸學校に於ける公民教育の先驅となつたのである。此の大正二年の調査報告書は、文部省に於て印刷され、参考として廣く之を頒布されてゐる。

三 文部省主催最初の實業補習教育講演會

大正三年七月文部省主催にて初めての實業補習教育講演會を五日間神戸市に於て開き、主として商工補習教育獎勵の趣旨により講演會を催ふしたのである。其の講演は速記し、文部省に於て印刷せられ、同年十一月商工補習教育講演集と名けて頒布し、以て斯教育の振興に資せられてゐる。講演

- 一、開會の辭
- 二、商業補習教育實驗談
- 三、勤勞教育に就て
- 四、神戸市に於ける實業補習教育に就て
- 五、職工教育の必要に就て
- 六、大阪市に於ける實業補習教育に就て
- 七、商工業に關する教育に就て

- 文部大臣 法學博士 一木喜徳郎
- 私立大倉商業學校長 立花寛藏
- 東京音楽學校長 湯原元一
- 神戸市立湊川補習學校長 寺崎九一郎
- 東京市長 法學博士 男爵 阪谷芳郎
- 大阪市立工業學校長 堀居左五郎
- 農商務省商工局長 岡實

八、工業補習教育に就て

東京高等工業學校校長 手島 精一

九、商工補習教育に就て 實業家の希望

東京商業會議所會頭 中野 武營

十、職工の現状と補習教育の實際

東京府立職工學校校長 秋保 安治

十一、職工教育方針

貴族院議員 法學博士 桑田 熊藏

十二、實業補習教育に就て

川崎造船所 所長 松方 幸次郎

の十二氏で、何れも實業補習教育上有益なる講演であるが、就中寺崎氏の神戸市の實業補習教育の講演は、當時神戸の實業補習教育は、我が國の都市實業補習教育に於て、最も發達振展し居るものと認められてゐた時代で、神戸市實業補習教育の沿革より當時の情況に至るまで、實業補習教育諸般の條項に就て詳述されてゐるが、我が國都市實業補習教育の發達情況を知る上に於ては、有力なる參考資料と思はるるに付、左に寺崎氏の講演を摘録して示すことにする。

(附) 神戸市に於ける實業補習教育に就て

只今局長より御紹介を受けました神戸の湊川實業補習學校の寺崎でございます、私は神戸市に於ける實業補習教育に就てと云ふ演題で御話を致しますが、主に神戸市に於ける補習教育の狀況と並に多少の經驗談を御話したいと思ひます、經驗談と申しましては餘り烏滸がましい譯であります、私の赴任致しましたのは明治四十年の暮で、足掛僅に八ヶ年に過ぎない極めて僅かな經驗であります、併しながら幸に先輩諸氏の神戸市に於ける經驗談等を綜合して御話を申す積りでございまして、もう一つ御断り申して置かなければならぬのは、成るべくいろ／＼の事柄に就て御話し致したいと思ひますからして、自然話が断片的にならうと思ひます、唯御聽苦しい所があらうが、是は豫め御了承を願ひます。

沿 章

先づ第一にお話し申すのは沿革であります、創立當時より今日迄如何なる道行で進んで来たかと云ふ經過に就て御話し致します、それで神戸市に始めて實業補習學校の設立されたのは何年頃であるかと云ふと今より約十八年前即ち明治二十九年七月であります、これは私の現在關係して居る所の湊川實業補習學校であります、是が神戸に於ける補習學校の嚆矢であります、其後二ヶ年を経まして二の補習學校が現はれたのであります、一は兵庫實業補習學校で明治三十七年七月に、もう一つは同年八月に神戸商業補習學校と云ふのが現はれたのであります、此三つが市立である、さうして其の經費は區の經費を以て經營して居る學校であります、近年になつて更に二つの實業補習教育の機關が現れて来たのであります、これは兵庫縣立工業學校の夜學部で明治四十五年四月に、もう一つは神戸高等商業學校の夜學部で大正二年九月より開始せられたのであります、學校の名稱は夜學部と申しまして、も事實實業補習教育を施すのであります、矢張神戸市に於ける所の補習教育機關の中に數へて置き度いと思ひます、それで兵庫縣立工業學校の夜學部の方は、無論縣費で、神戸高等商業學校の夜學部の方は國庫の費用の一部を割いて經營して居るのであります、都合現在神戸市には五つの補習教育機關が備はつてをりますが、主として今日御話ししようと思ふのは吾々の關係して居る市立の三實業補習學校の事であり、其の御積りで御聽き取りを願ひます。

先づ市立三實業補習學校の開校の當時に於ける組織はどうであつたかと云ふと、孰れも修業年限三ヶ年の學年制で、教科は無論學校に依つて多少違ひますが、商業科の一科或は商業科と工業科の二科を置いたのであります、學科目は修身、讀書算術の外に實業科目としては、簿記、商業書信、英語、圖畫、理科等を課して居つたのであります、授業料は毎月五錢乃至二十錢を徴收し、校舎は何れも小學校の校舎を共用して居つたのであります、當時の職員は校長の外、訓導數名居りましたが、其の數名の者は孰れも小學校からの兼任者である、生徒は極めて少數で、始めて入學して来た者は何れの學校も同じ状態で四五十名しかなかつたのであります、さう云ふやうな有様であるから、折角工業科を設けて置きながら、入學志望者が無い爲に一時工業科の開講を見合はした學

校もありました。随て非常な困難があつたのであります。

學校が開かれて數年の間非常に困難があつた。先づ第一に入學者が非常に少かつたと云ふことであります。而かも其の少い入學者も永續しなかつた。教室内の有様はどうかと云ふと、生徒の新陳代謝が盛に行はれて、それが爲に教師が案を立てる上に於て非常に困難を感じたのであります。而して開校の當時數十名入つて居つた者が中途退學した爲に、三年後の第一回の卒業式の際に、最初から居残つた者は僅かに數名しか無いと云ふ有様であつた。斯様な有様で到底教育の效果意の如くならないので、當事者が非常に熱心に改善策を講ぜられました。先づ一面に於ては教員に命じて教授法の研究をさせ、それと同時に又一面には數千枚の廣告紙を配布して廣く生徒を募集し、或は實業家を歴訪して、其の子弟使傭人の就學を勧誘し、又或場合には夜間青少年が澤山に集まつて来る遊園地に非番の教員を派遣して、勸誘的天道演説をやつて、さうして生徒を募集すると云ふやうな有様であつたので、生徒の吸收策と云ふことに就ては實に苦心したのであります。吸收策ばかりではなくして又入つて來た所の生徒を逃さぬやうに非常に苦心せられたのであります。之に對しては課外に興味ある所の物理化學の實驗を示して機嫌を取るか、或は知名の實業家を招待して、經歷談を話して貰ふとか、或は幻燈會を開催して成功立志譚を語つて之を鼓舞するとか、あらゆる方法を講じて生徒の引留策に熱心したけれど、之とても効果は甚乏しかつたのであります。其の後は遂徴收して居つた授業料を全廢して、可成其の入學を簡易にした事もあり、又修業期間三ヶ年は長過ぎると云ふので二ヶ年に短縮して早く卒業をさせる、或は一種の豫科のやうなものを設けて中途入學者及學力不足な者を一時之に編入して相當に學力の進むのを待て臨時に進級させてやると云ふ獎勵の方法を講じましたが、それでも効果の見るべきものがなかつたのであります。今申上げたのは生徒の状態でありすが之と同時に教員はどうであつたかと云ふと、教員の更迭もなかつた。頻繁でありました。殊に實業科を擔當すべき適當の教師がなかつたのであります。それで如何にして實業科の教師を得たかと云ふと、小學校の先生にして比較的商業科に興味を持つて居る人に向つて簿記を持って貰ふとか、或は圖畫に堪能なる人に製圖を受持つて貰ふとか云ふやうな具合に致しましたけれども、生徒はな

く満足しない、なかなか興味を感じない、さう云ふ有様でありますから、校運が依然として振はなかつたのである。斯の如く振はないのは決して教師、當事者其の者ばかりの罪ではない、詰り機運が到らなかつたのであります。而かも其の機運の到らない時に際して當時の職員當事者が非常に奮闘せられ、又非常に施設經營に苦心せられたのである。其の苦心經營の事實に吾人の意表に出たものも澤山あるのであります。されば先輩の熱心と努力とに對しては吾々後進の者が常に感謝して止まぬのであります。

それから三十三年七月から三十四年七月に掛けて各學校が専任訓導一名を置く事になつたのであります。それで今迄の經驗に鑑みて、どうしても兼務の人ばかりではいかぬ、學校の爲に盡さうとしても、又立派な考を有つて居つても、到底思ふやうに補習教育の爲に働く事が出来ぬ、是は勿論の事と思ひます。それで専任教員を一校一名宛置いた、而かも専任教員は孰れも商業若は工業教員養成所の出身者であるから、今まで適當な教員が得られなくて困難して居た實業科目の教授を受持つて貰ひ、一面には専ら學校の改善に當つて貰つたので、數年ならずして内部の施設も教授も大に面目を改めるやうになつたのであります。尙數年間の經驗に鑑みて愈學則の改正をしなければならぬと云ふ必要を感じて、着々考案を廻らされて居つたのであります。所が三十五年一月に文部省令第一號を以て實業補習學校改正規程が發布されたのであります。それと時を同うして神戸市内にて校長の大更迭があつたのであります。それは現在の東京高等商業學校長の坪野平太郎氏の神戸市長時代であります。御承知の通り坪野氏は教育市長と迄謳はれた人で、教育に就ては非常に熱心に且貢獻をされた方であり、其の熱心なる坪野氏が市内教育刷新の爲校長の大更迭を行はれたのであります。其の際此の補習學校に於ても、今迄は兼任校長であつたが、専任校長を置くことになつたのであります。文部省から出た所の補習學校の改正規程と、専任校長を置くことと云ふ此の二つが、神戸市の補習教育を刷新する上に於て非常なる好機會を與へたのであります。是は決して忘るべからざる事と思ひます。其の改正規程の主旨とせる所が我神戸市に於て先輩の人達が考へて居つた改正案と殆ど一致したのであります。是は實に愉快な事であつたのであります。さうして此の改正規程に依りまして從來の學則に根本的改革を加へたのであります。其

の改正の學則を實施したのは三十五年四月であります。今迄補習學校の教育は事實、實業補習教育と普通教育と併行して居ない、寧ろ小學校の教育を補習するやうな傾向であつたのであります。但し、今度の改正に依つて實業教育を主とし、普通教育を副として教育すると云ふやうな方針に變へられたのであります。方針を變へると共に同年四月より十月に亘り組織の上に於て三つの改正が行はれたのであります。此の三大改正は神戸市の補習教育に取つて非常に大切の事であつたのであります。それは何であるか。

第一、修業期間を短縮して六ヶ月とせし事

第二、學級の編制は學年制を廢して學科本位即ち學科制とし、更に程度によりて幾多の階級を設けたること、

第三、各學科の教授は隔夜の制を取りしこと、

此の組織上の三改正は、正しく神戸市の土地の情況に適應したのであります。後でも申す機會があらうと思ひますが、此の組織が唯單に神戸市に適する許りでなくして、他の都市でも之を應用された所は多くの生徒を得ること、に於て皆成功したと云ふことは今は隠れもない事實であります。何故に三大改正が適したのであるか、其の理由を述べ、第一に修了期間を短縮して六ヶ月とせしは、御承知の通り神戸市は貿易港として將又商工業の地として、財界の影響を受けることが甚しいのであります。それで財界の一高一低が商工業に従事して居る者の境遇に異動を來し易いのであります。今日神戸市に住んで居る者でも明日は解雇、轉勤等の事情により神戸の地を去らなければならぬかも知れぬのであります。必ずしも二年三年定住して居ると云ふことは保證が出来ぬのであります。さう云ふ境遇に在る實業者を捉へて教育するに數年掛らなければ完結が出来ぬと云ふ教育の遺方では半端者を作ることになりまして、到底中途退學を防ぐことは出来ぬのであります。之が即ち六ヶ月に短縮した所の第一の理由であります。第二は學年制を廢して學科制とした事、それは昨日も學年別と學科別のことの比較論がありました。尤な議論であります。勿論双方に得失のあることは免れませぬ。然らば孰れを選ぶべきかは、土地の情況や、集る所の生徒の境遇に依りて決定すべきものである。唯一言御參考迄に申して置きたいのは、大概の土地に於ては、學年別よりは學科別の方が、より多く都合が良いと云ふ境遇にあるも

のが、多數を占めて居ることを忘れてはならぬ。それで學科別の方は生徒から申すと種々の學科目を同時に修めることが出来ぬと云ふ不便は確にあります。併しながら反對に又斯う云ふ利益があります。自己の業務に最も適切な學科目、或は又日常生活に於て非常に不便を感じて居る學科目、それを一つ若くは二つを選んで全力を其の學科に注ぐと云ふ便利もあるのであります。學年制の如く比較的自分の業務に左程必要のない學科目をお接伴的に聴かされるといふ苦しみがないのであります。殊に一の學科目に於ても程度が、色々に出来て居りまして、學力相應の階級に這入ることが出来ます。それが爲に生徒の學力不同から來る所の教授上の困難も幾分か軽減されるやうになつて居ります。之が第二の理由、第三に隔夜の制を採つたと云ふ理由は、是は主として雇主側の便宜を圖つたのであります。例を擧げて申しますれば、此處に一の商店があつて二人の店員を使つて居ると致します。其の主人が補習教育の必要を感じて店員の入學を奨励せんとしませうか、其の二人を補習學校に通はせませうか、一人は月水金に一科目を修めさせる、モウ一人の店員は火木土に一科目を修めさせる、斯う云ふ風にして行けば、同時に二人の者を通學させることが出来ます。而かも毎晩一人は店に残つて居りますから店の始末整理を爲すことが出来て、雇主の方は全く無人を感じることはないのであります。又集つて來る所の生徒は大概晝間業務を有つて居る所のものであります。或は工場に行き或は會社とか銀行とか、さういふ所に勤めて居りますから、大概は一晚置きに當直に當り或は殘業夜業を命ぜられますから、斯う云ふ者に對しては隔夜の制にして置く融通が利きます。自分が學校へ行かなければならぬ時に不幸にして當直が當つたならば、同僚の人と互に謀合つて代つて貰つて學校に出席する翌日代つて自分が當直すると云ふ便宜もあるのであります。其の他生徒の身體上の疲勞なども考へたのであります。或は又一晩明けて置いてそれで復習をさせると云ふ理由もあります。主として隔夜制にしたのは雇主側の便宜を計つたのであります。斯う云ふやうに組織上の三の改正と、それから専任教長の任命等が自然補習學校の事業に非常な發展の機運を與へたのであります。教授上に於ても施設の上にも大に面目を改めたのであります。殊に入學の生徒數が年を逐ふて増加して來たのであります。試みに創立當時三十一年度と、それから學則に根本的改革を施した三十五

年度の前期及大正二年度の前期との入學生徒数の比較を見ると、三十一年度に於ける生徒は三補習學校を合せて六百三十五人しかなく、所が三十五年度には千百十五人、それから大正二年度には五千六百三人の入學者がありました。大正二年度の生徒数を創立當時に較べますと約八倍八歩の増加になつて居ります。又學則の根本的改革をした三十五年と較べると五倍八歩の發展を來して居ります。此様に生徒数が殖えたのも矢張り此の施設經營が當市の状況に適したからだと思ひます。明治三十八年五月に神戸商業補習學校が、夜學部の外に早朝部を置いて唯夜間許りでなく早朝に於ても補習教育をするやうにしたのであります。初は豫科一年本科二年と分けて學年制を採つて居りましたが、其の後豫科も廢し本科も今では夜間部と同じく學年別組織になつて居るのであります。明治四十年四月三補習學校は同時に學則の一部改正を爲したのであります。其の要點は二つで、其の一つは、教科目を大別して普通科及専修科とした事であり、専修科は後に實業科と改めましたから、普通科と實業科との二に大體分けました。實業科の中にも色々種類がありますから、其の種類と修了期間は時宜に應じて、學校長が適宜に之を増減伸縮することが出来る様になつたのである。それとモウ一は入學金を取り始めた事であり、即ち一人から三十錢宛徴收することになつた之が改正の要點であります。それで今迄申上げたのは沿革の大要でございますが、此の沿革の大要を搔摘んで申しますと、つまり創立當時に於ては入學生徒の少ない爲に困難であつたといふこと、兼務の人許りで、是れも思ふ様に改善が出来ない、そこで専任の教員を置いたこと、更に専任の校長も置いたこと、學則の根本的改革として組織に三大改正を施したと云ふこと、是等が發達に大なる原因を爲したのであります。更に學則と校長の權限とに就て一言申しますれば、學則の改正中に學科の種類并に修了期間などが校長の權限に依つて増減伸縮されると云ふことがありますが、それで事實神戸の學則は非常に融通が利くやうに出来て居ります。學科目の改廢并に學級数の増減或は修了期間の伸縮休業日のこと、或は授業時間の伸縮それ等の事は校長が臨機に處置することが出来るやうに融通の利く學則であります。御承知の通り補習教育の施設經營に就ては所謂當意即妙を要する場合が多いのであります。故に補習學校の經營を爲すに當つて、一々其の筋に手續をして認可を得てやると云ふ

のは非常に不便であるから、學則を編む時には、成るべく融通の利く様にして豫め其の筋の認可を受けて置くことと云ふことにしたのであります。それから入學金を取り始めたことと云ふことに付て一言申上げますが、今迄は五錢乃至二十錢の授業料ですらも全廢して、成るべく就學を簡易にして置きながら、入學料を取り始めたのは如何なる原因に依るか云ふと、二つの理由があるのであります。第一には今迄國庫から實業教育補助規程に依りまして、補助金を得て居つたのであります。所が三十九年になりまして貰へなくなつたのであります。それが爲に之に代るべき財源を他に求めなければならぬと云ふことが一の理由。モウ一は今迄の經驗として所謂不眞面目な生徒が入學を志願して來た、即ち願書を出し放して學校に來ない、學校では來るものと見て席を明けて置く、他に志願者があつても満員だと云つて拒絶して居ると云ふ場合で、學校が迷惑を蒙つた場合が多かつたのである。さう云ふやうな不眞面目な者を防ぐ事此の二つの理由から入學料の制を設けたのであります。此の入學料も初の内は一人毎に三十錢づゝ徴收してをりましたが、二年経つて更に財政上の都合に依りまして、今度一科目毎に三十錢と云ふことにした。斯う云ふ様にすれば二科目を修めた者からは、二倍丈取ることが出来る。其の後又二年経つて今度は三十錢を五十錢にして、更に今年度から一科目に就て七十錢と云ふことにしたのであります。序ながら申して置きますが、昨日授業料を取るが宜いか否やと云ふ御話がありました。私の考は授業料か或は入學料を取る方が宜いと思ひます。それには色々理由があります。昨日も御聴きになつた事であり、理由は略します。唯申上げて置きたいのは、斯う云ふやうに生徒の出入の頻繁な學校でありますから、毎月徴收するやうな手續にするのは非常に迂遠である。未納者が澤山出て來てその整理に苦しみますから、入學の初めか學期開始の場合に纏めて取るやうにしたいのであります。

現在の組織

次に現在の組織の要點を御話したいと思ひます。現在の組織は沿革に於て御話した如く幾多の變遷を経て現在の組織になつたのであります。つまり之を纏めて申上げて置きます。教科目は普通科と實業科との二つに分つて居ります。而し實業科の中にも色々種類がありますから分科を設けて居るのであります。其の分科

は商業補習學校或は實業補習學校と名稱が違ふ如く學科目の種類も違ふ、それが色々に分れて居ります、又學級の類も皆違ふのであります、是等の學科目を大要二に分けて半分は月水金、他の半分は火木土の三晩に教へる例へば簿記科は月水金の三晩に教へ、機械科は火木土に教へると云ふやうな工合に出来て居るのであります、それで生徒の方から見ると毎晩出席の出来るものは二科目を選ぶことが出来る、即ち月水金に一科目、火木土に一科目都合二科目を選ぶことが出来ます、併しながら一晩置きにしか出られぬと云ふ者がありますから其の場合には一科目しか選ぶことが出来ぬ、それから授業時間は季節に依て多少違ひますが夜間部の方は午後七時から九時まで二時間、早朝部の方は午前六時から一時十分間宛やつて居ります、即ち夜間部は一週間一科目六時間であり、早朝部の方は一週間に三時間半しかない割合になつて居ります、それから學期と修了期間であります、學期は四月一日に始つて九月三十日に終るのと、十一月一日から始まつて翌年三月三十一日に終るのと此の二に分つて居ります、學校では便宜上前者を前期後者を後期と唱へて居りますが、是は何等關聯して居るのではありませぬ、而して修業期間は六ヶ月であるから毎年二回生徒募集がある、又二回宛修了式を挙げなければならぬことになつて居ります、それから休業日の事であり、是は大祭祝日、日曜、紀念日で夏休みも一月やつて居るから、他の學校と變りませぬが、他の學校と違ふのは毎月末日休業することゝなつて居ります、さうして實業家商業家の都合を計つて居ります、多休みは他の學校より長いと云ふことであります、多休みは大抵なれば二十五日から始まつて二週間、神戸市内の小學校などはさうは休ませぬ、十日位しか休ませぬ、然るに補習學校は十二月二十一日から正月十日頃まで約三週間休みます、是等も實業家の都合を考へて便宜を計つたのであります。

それから入學者の資格であります、是は尋常小學卒業以上の學力があつたならば入れることにしてあります、但し卒業しないでも學齡を超えて居る者は無論入れません、此の資格は學力の最低限度を以て極めたのであります、が事實色々な科目があり、又程度の高い學科目もありますから、學科の種類程度に依てはナカ／＼尋常小學卒業生では這入れない所がある、高等小學卒業生或は尙それ以上の素養がなくては這入れぬ、又學力丈

でなくして數年間實務に經驗ある者でなくては入れない所もあります、入學料は先刻申した通り七十錢宛一科目に就て取る、若し二科目を同一期間に修むる者は一圓四十錢納めなければならぬ事になつて居ります、但し特別に入學料を出すことの出来ぬ事情のある者に對しては免除してやると云ふ特典もあります、それから認定と修了證書の事であり、矢張り生徒の成績は認定に依て定めます、操行と學業と出席日數と此の三を以て認定して居ります、操行學力は甲乙丙と三通りに分けて置いて、操行學力は共に乙以上、出席日數は授業日數の二分の一以上出席した者は及第の認定を與へるのであります、是等の成績を考查するには無論試験に依るを本則にして居りますが、試験に依り難い科目は平素の成績に依て認定して修了證書を與へて居るのであります、それから修了生にして既修の學科を更に補修せんとするものや又は進んで他の新學科を學修せんとするものは事情の許す限り、幾回でも就學を繼續することが出来るのであります、之は當市の如き學科制補習學校の特長と稱すべきであります。

職 員

次に職員のことであり、職員を大別すると専任職員と兼任職員と二に分れて居ります、専任職員は校長とそれから専任訓導との二から成立つて居ります、兼任職員には兼任訓導と囑託教員并に事務員があります、其の他に學校醫が一名居りますが、それは先づ別として置きます、それで校長と専任訓導とは現在市内の各實業補習學校に、どれ程居るか云ふと三名乃至四名宛あります、さうして校長は商業若は工業教員養成所出身者であり、まして他の専任訓導は府縣の師範學校若は甲種實業學校の出身者であります、是等の専任職員は晝夜共に出勤してそれ／＼教授を擔當して居ります、それから兼任訓導と囑託教員とを合せますと八十九名あります、其の中兼任訓導十四名は市内の小學校教員から補習學校を兼ねて居るもので、残り七十五名は色々な種類の者が網羅されて居ります、先づ學力に就て言へば大學出身者、専門學校出身者、或は中等學校教員の資格ある者、或は中等程度の學校卒業生と云ふやうな色々な者が含まれて居るのであります、而かも其の六割は大學出身、専門學校出身及び中等教員の資格ある者が占めて居ります、夫等の人は晝間はどうか云ふ處に勤めて

居るか云ふと、會社銀行商店が一番多いのであります、其の次は甲種程度の實業學校の教員で、其の次は工場から來て居る技師、次は官公吏、他に高等商業の教員で、補習學校を兼ねて居る者が二人あります、それが即ち囑託教員であります、是等兼任訓導及囑託教員は學校に來て授業さへすれば宜いことになつて居ります、茲では非お聴きを願ひたいのは、専任訓導の勤務状態であります、諸君の中にも是非聴かなければならぬと云ふ御考を御有ちになつて居らるゝ方があらうと思ひますから一言申し上げます、三補習學校とも一切の校務は主として校長と専任訓導との三名乃至四名に依て處理されて居ります、尤も會計に關係することは事務係がやりますが、其の他の事務一切は是等の三四名でやつて行かなければならぬ、其の他教授に關係することは生徒の管理訓練等は全職員合議の上で攻究しますが、歸する所は校長並に専任訓導の方針に依て極まるのであります、それで専任訓導は唯單に夜分丈さへ勤めれば宜いと云ふ譯ではありませぬ、晝も少くとも六時間以上は出勤するのであります、是等の事情は殆ど局外者には分らぬと見えまして、往々斯う云ふ質問が出るのであります、貴方は晝間一體何をして暮して居るか、定めて無聊であらうかと云ふ奇問を發せられるのであります、却々實際補習學校に於ては帳簿の整理とか其の他一般の校務の整理許りではない、尙進んで内容の充實を圖らうとしてはナカ／＼敏腕な人であつても夜分片手間でやると云ふことは不可能であります、殊に囑託兼任訓導とか云ふ人の力を借りることは出来ぬ、是等の人は本務がありますから教授の案を立てると云ふことと、並に教室内に於て實地授業をすると云ふことの外に何事も頼むことは殆んど出来ぬ、夫に適當な教科書は補習學校には乏しい否殆ど無い、昨日立花君の御話の通り教科書には非常に困難して居る教科書代りに要項を印刷して居りますが、其の印刷も學科に色々の種類がありますので、少くも一日に七八百枚は必ず刷らなければならぬ、是等は給仕にもやらせませんが、ナカ／＼給仕一人では間に合はないから、専任教員が手傳はなければならぬ事になつて居ります、又この以外に實業科教授用の圖面が入用である、さう云ふものを青寫眞に撮つて渡すとか、ナカ／＼時間を要します、是等も皆専任教員がやらなければならぬ、されば専任教員の職務は決して閑なことはないのであります、殊に年二回生徒の募集それから修業式がある、年一回でも随分御困りになることと思ひま

すが補習學校に於ては二回生徒の募集と修業式を行はなければならぬから、是等の季節前後二ヶ月間は日曜日と雖も休むことは出来ぬのであります、要するに補習學校の施設は學校の方針次第で手を抜くことも出来ませうが、専任教員を三名乃至四名宛置かれて居る所の神戸市に於て尙此の通り忙殺されて居るのであります、況や全く専任教員を欠き、又は置かかれても僅か一名位の學校ではどうして御やりになつて居るかと思ふて、私は實に不思議に堪へないのであります。

生徒の状況

次は現在生徒の状態であります、學則改正以來年一年毎に生徒が殖えて來ましたが、三年前即ち大正元年度以來三補習學校の入學者は非常に増加して來たのであります、本年新學期の四月末日に於て調査したものを御手許へ差上げましたが、孰れの學校も皆千五百名以上の生徒を有つてをります、三校合せますと延人員五千六百四十五人になります、延人員は大抵御分りでありませうが、一人で二科目兼修した者は二人として數へるのであります、然らば實人員に數へたらば何程かと云ふに、それは四千四百二十四人でありませう、唯單に入學生徒が増加したと云ふ丈であれば決して悦ぶべきことではなからうと思ひますが、生徒が増加すると同時に近來は非常に眞面目な而かも熱心なる生徒が大に増加したといふことは、吾々同業者の大に愉快に思つて居る所であります、元と補習學校は誤解せられた時代がありました、名は實業補習學校と云ふて居るが、其の實査間高等小學校に通ふことの出來ぬ者が僅かに夜間小學校教育の補習をして貰う所であると云ふことに誤解され、それが爲に心ある者は補習學校に入るのを屑しとせなかつたのであります、其の後段々内容が分りまして生徒數が増加して來たが、其の中には一定の職業もなく又一定の目的もない風來人か澤山に交つて來たのであります、即ち自己の學力がどれ丈あると云ふことを知らずして、唯徒らに高尚な學科目を修めたいと云ふ者が多數に來たのであります、けれども近年になりましては斯かる不眞面目な者は段々數が少なくなつて之に反して眞面目な者が段々多くなつて來るやうになつたのであります、現今來て居る所の生徒を調べますと大抵晝間は一定の職業を有つて居ります、而かも商工業界に籍を置いて居る者が最も多いのであります、中に

は年齢四十歳以上の者もある、又月收三十圓以上取つて居る者もある、中等學校以上の教育を了へたものもある、或は獨立して自分で營業をやつて居る者もある、四里も五里も先きから電車汽車の便を借りて通學して居る者もあります、或は勤務先から自家に歸る暇もなく印袴、工場服の儘學校に駆付けると云ふ者もある、或は授業を了つてから夕飯にあり付くと云ふ者もあります、其の他妻子ある身を以て學校に通つて居るもの、子と互に相携へて通つて居る者もある、中には四年も五年も補習學校に通つて來ると云ふ様な熱心と篤學とは大に賞讃に價ひするものが澤山出来るやうになつて來たのであります、尙最近の生徒に關する數字の調査例へば早朝部夜間部の人員に關すること、年齢入學前の教育、それから職業別境遇等のことは、要覽を御覽下されば分ります、省略致します、唯給料の點に付て一言申上げます、其處に給料額は皆月給としてあります、是は便宜上日給の者も月給のものも押列べて月給としたのであります、給料を取つて居るものはどれ丈けあるかと云ふに、延人員にして約五千六百人の中四千三百五十六人は給金を貰つて居ります、残り一千二百八十九人は給金がないのであります、是等は主人の家から通つて居る店員とか、又は職業に就かないで給金がないのであります、兎に角給金を貰つて居る者が四千三百五十六人ありまして、其の中月給の方で最多額が六十圓最少額が一圓、それから日給の方で最多額が一日八十二錢、最少額が十錢、こんな少額のは、燐寸の箱張りなどであり、ます、それを平均して見ると日給に於て五十三錢になります、備考欄に書いてある所の三補習學校に來て居る所の生徒が、一ヶ年間に、どれ丈収入があるか、無論給金のない者は算入しない、給金を貰つて居る者だけで五十二萬八千圓、約五十三萬圓の給金を取るのであります、諸君一方に斯様に多額な収入を得て、さうして一方に修學の爲に學校に通やうと云ふ如き學生は、他の學校に於て見ることが出来ませうか、是は實に實業補習學校の一大特色と言つても宜からうと思ひます、今補習教育の効果を依り労働効率を増し、從て彼等の賃金も假りに一割を増したとせば、即ち五萬三千圓となるから、千人の兒童を收容する小學校を年々六校宛優に經營して行く丈の費用が、彼等の賃金の増額で出来る譯であります、是等の事を考いて見ましても、實に補習教育を發達せしむると云ふことは、決して等閑に附することは出来ぬと思ひます。

修了後の狀況

次に生徒の修了後の狀況に就て話します、現今は尙補習教育の必要を鼓吹することが必要であります、同時に其の教育の効果を知らしむることが肝要だと思ひます、現に其の教育の必要を感じて居る人でも、果して効果があるかどうかを疑つて居る者が少なくないのであります、夫等の點は修了後の狀況と云ふ項に於て言ひ現はしたいと思ふのであります、三補習學校に於て創立以來大正二年度迄の卒業生修了生の總數は神戸商業補習學校が一萬十四人、淡川實業補習學校が一萬千六百七十人、兵庫實業補習學校が一萬二千六百九十七人、合計三萬四千三百八十一人であり、約三萬四千人の卒業生及修了生を出したのであります、此の修了生卒業生と云ふのは、ズット前には卒業生と云ふ名前前で、後に修了生と云ふことに改めたのであります、夫等多數の修了生は神戸市若しくは兵庫縣の出身が多いのであります、修了後尙縣下或は市内に住つて居る者もありますが、他府縣の出身で入學當時一時市内に寄留して居つた者も少なくないのであります、學校は同窓會のやうなものをつけて校外に在る是等の修了生と連絡を取ることが努めて居りますが、これは中々困難な事であり、ます、市内在住の者と雖も尙幾分の入會者しか見ることが出来ぬのであります、況や他府縣に去つた者に對しては、連絡を取ることが如何にも六ヶしいので、此の點は遺憾に思つて居ります、故に修了生全般に亘つて詳細なる狀況は知ることが出来ぬ、從て數字的統計を以て諸君に御紹介をすることは不可能であります、去りながら多數の修了生并に雇主などの言を綜合して其の見込みを申すことは不可能でなからうと思ひます、修了生の多數は、入學當時既に通勤或は主人持と云ふ一定の職業を有つて居つた者であります、故に修了後に於ても勤める場所は變つて居るが、矢張り其の職業は殆ど前と同一のものと看做して大差なく、矢張り實業界に活動して居るものと見て、差支なからうと思ひます、又自營をして居つた者、或は家業の手傳をして居つた者が、修了後直接間接に自分の家業に便宜を與へて居ることは言ふまでもないのであります。

是から申上げるのは、一般的世評とでも申しませうか、修了生の多數の言ふ言葉と又修了生を使つて居る雇主の多數の言を綜合して、其の成績に對する一の斷案を下すのであります、第一入學前に比して學力技術共に

進歩し商工業實務の上に大に便宜を感じて居る。第二は同一勤務先に於ては補習學校に通はない同僚に比して地位の上進も給料の増額も早いと云ふこと、第三は入學前に比して粗野であつた言語動作が改まつて禮儀を解する許りでなく規則節制を重んじて來る。第四は大に向上心を喚起して自己の職業を愛する念が生じて來る。第五は業務に對して更に研究的態度を有つて居るから、之に對して偶々難業を命じても悦んで之を引受けると云ふこと、第六は他の中等程度の學校卒業生の如く氣位が高くないから使ひ宜いのみならず實務に掛けては大に間に合ふ。是等が修了生并に幾多の雇主の言を綜合した斷案であります。けれども尙特例を擧げて見ませう。勿論小學校卒業後直ぐ補習學校に通ふ者丈に就て言ふのであります。入學生中には偶には中等學校卒業生、或は専門學校卒業生、時としては大學出もありますが、夫等は補習學校以外の教育が手傳をしたのであります。さう云ふものは擧げるのは穩當ではありませぬ。故に省さず、今二三の特例を擧ぐるにも、一々名前を言つて宜いが名前丈は略して事實丈を述べることに致します。向上心を發達せしめた一例として御話を致しますれば、圖工で永年の間補習學校に通つて居つたが卒業後始終學問を止めない、本職の餘暇を利用して大阪の關西商工學校に入つたのであります。其の時に非常に六ヶしい競争試験を受けましたが無事に及第をした。一ヶ年後に愈々卒業をしましたが其の卒業成績が優等で卒業五十餘人中一番になつたのであります。而も優等賞を貰つて關西商工學校の機械科を卒業しましたが、卒業後賣れ口が非常に多いのであつたが、結局選拔されて早稲田の理工科大學の助手を命ぜられ、傍夜間商工夜學校の教師を囑託されて居りました。其の間二ヶ年僅かなる収入の一部を貯蓄して、それを學費にして昨年早稲田理工科大學に入學し、爾來學生として通學して居ります。本年の學生試験には特待生と迄は行かなかつたが、兎に角優等の成績で級の二番を占めて居るのであります。是等を見ても補習學校を旨く利用した生徒は決して他の一般中等程度の卒業生に比して遜色のないと云ふことが分るのであります。

それから今度は大工の例であります。其の大工は補習學校に通學せしこと數年、修了後或村の建築請負師の許に雇はれて、どんな仕事をしたかと云ふと、設計とか現場の監督を命ぜられた。所が丁度隣村に小學校が新

築されるので、赴任すると間もなく、三萬圓許りの建築が落札したのであります。そこで主人が設計と監督を其の卒業生に命じた。所が本人に取つては初陣とも言ふべき所でありました。若し誤つて主人の名譽を傷けてはならぬと云ふので固辭したのであります。主人が頑として聽容れなかつた。已むを得ず自分が設計やら監督やら一人でやつて出來上つた。其の結果はどうかと云ふと設計が非常に上等であつた。又工事が非常に親切である。殊に建築の全體が整然として成績大に良好であると云ふので、其の町村に非常に悦ばれまして感謝状と功勞記念品を貰つたのであります。斯う云ふ請負事業は、兎角竣工後種々の苦情の出るものであるがさう云ふこともない。兎に角補習學校卒業生のやつた仕事は、決して不徳義がなく又仕事の上に於ても親切と云ふことを世人が認めるやうになつたのであります。

今度は商業的方面の例を申し上げます。或貿易商店に雇はれ、最初給仕として入つたのであります。それが一年に自分の地位が果進して、給仕から見習事務員、或は本事務員と云ふ工合に昇進して來まして、未だ三十歳に足らぬ青年が多數の店員中から拔擢せられて、今横濱出張所の主任を命ぜられて大に信用を博して居る者があります。又機械工の方面に就て例を擧げますと、機械職工で修了の後逕信省の試験に於て一等機關士の免許狀を得て今横濱の東洋汽船會社所有船紀洋丸の機關部に乘組んで、日米間の遠洋航海に従事して居る者もありません。又造船工の例を擧げて見ますと、それも矢張り補習學校に數年通つた者であります。が、仕舞には工場組長となりまして、昨年選拔されて造船業の海外視察を命ぜられて目下英國のグラスゴーに見學中の者もありません。其の他鐵道の職工に就てはどんな者があるかといふと、矢張り補習學校に熱心に通つた結果、クロスヘッド・ピンの創正機を發明して、時の工場長、工學博士岩崎彦松氏より感謝狀を受けたものもありません。其の後大阪の方に出て今獨力で鐵工所を開いて居ります。又鐵道の仕上職工で修了後選拔されて大阪の某實業學校の教諭に採用されました。今主として實習の教授をして居る者もある。又鐵道の運轉士であつた者が補習教育を受けた爲に、今度は機關庫の主任に榮轉しまして、現今月俸六十五圓を取つて居ると云ふ者もあります。其の他又大工であります。自分で請負業をやつて居る。是も學校で建築製圖を習つた爲に、ドン／＼設計をする

やうになつて、それが大當りで相當の資産を拵へた許りでなく、今は棟梁株で幾多の部下を引連れ朝鮮に渡つて大に活動して居る者もあります、是等は二三の特例を申上げたのでありますが、此の外に新機械を發明して既に專賣特許を得て居る者もあれば、又獨立して工場を開き或は機械建築の設計事務所を開いて居る者もございませう、又地位に關しては工場に於て一部分の取締に進而居る者、又商店に於ては海外支店詰を命ぜられて居る者もあり、又給料の上に於ても數年前に比べて倍額以上も得て居る者も少なくないのであります、今では是等の卒業生の就職地は内地のみに止らず、朝鮮、滿洲、布哇、南米、北米、歐洲の各地に亘つて居るのであります、是等に依つて効果のあると云ふことは多少お認めになつた事と思ひます、モウ一つ附加して申しますれば、學校では、修了生で職業を失つた者、職業のない者は本人の希望に依つて其の就職を周旋してやります、市内の工場とか商店等に於て職工とか或は雇人を欲しいと云ふ場合には、學校に頼んで來る、學校は中間に立つて相互の便宜を圖つて居ります、三補習學校の卒業生を使つて居る工場或は商店に於て、後に缺員を生じた時は再び其の補缺を補習學校に頼んで來る所を見れば、此の補習學校の卒業生は確かに實業界に良い感じを與へて居ると云ふことを斷言するに憚からぬのであります、要するに是等の事實から察しても、補習教育の効果の確かにあると云ふことは想像するに難くないと思ひます。

校 費

次に學校の經費に就て一言申上げます、學校の經費は表にもあります通りに、市が出して居るのでなく、區が出して居ります、神戸には六區ありまして、其の中の神戸、湊、東湊、西の三區が夫々學校の費用を負擔して居ります、年々に經費が膨脹して來ましたが、本年度の如きは少ない學校で七千五百圓、多いので八千五百圓、三校通じて約二萬三千圓を使つて居ります、約其の三分の一即ち七千五百九十五圓は入學料の收入であります、三校通じて三分の二丈け即ち一萬五千圓許り三區の區民が負擔することになつて居ります、學校の經費中重なる費目は教員給雜給であります、之を双方合せて約二萬圓で全體區費の八割四分を占めて居ります、表の中の教員給と雜給とに就て御不審があらうと思ひますが、神戸市に於ては専任教員の俸給は教員給に計上して兼任訓

導囑託教員の方は雜給に入れて居ります、斯くの如く兼任訓導囑託給は雜給の中に計上して居りますから、教員給より多いのであります、尤も其の中に事務員の手當もあり住宅料、年末賞與、及旅費、學校醫の手當、小使給料なども入つて居ります、之等を合せても雜給の四分の一にしかありません、大多數は兼任囑託の手當のみと言つても差支ないのであります、現在市内では専任訓導の給料は最高額が七十圓、最少額が二十五圓であります、斯んな事は言はなくても宜いやうであります、或は御參考にならうと思ひまして申上げるのであります、それで専任の方が平均額四十五圓七十圓になつて居ります、兼任及囑託手當平均額が一ヶ月十圓、極めて廉價である併し其の内容は受持學科の種類、教授準備の繁簡、或は勤続年數の長短、學歷等に依つて一様には行きませぬ、最高額の人が十六圓で最少額が六圓の者もあります、平均して十圓と云ふことになつて居ります、神戸市の手當は時間給ではありません、月手當であります、平均して一日二日休んでも受けることは出來るので、暑中休暇、冬期休業の時も全額を給與され、假りに之を時間給に換算すると一時間平均四十錢位の割合になつて居ります、極めて神戸の手當は低廉であります、之を標準にせられるのは甚だ苦しいのであります、他の都市に比べて見ますと此の待遇の點に於て聊か遜色があるのであります、それから他に職員優待の方法としては囑託の教員に至るまで年末に慰勞金を渡します、尙専任訓導に對しては住宅料と云ふものが附いて居ります、それから點燈費の事であり、三校共大抵瓦斯と電燈とを併用して居ります、電氣には電氣の長所、瓦斯には瓦斯の長所がある、是は御承知の事と思ひますが、兎に角双方の長所を利用して居るのであります、それが爲に非常に經費を節約して居ります、マントル、ホヤの破損費やメートルの料を合せても、三校合せて一ケ年に二千三百圓しか使つて居りませぬ、抑々點燈は補習學校に於ては極めて重要な設備であつて、夜間教授をなす上に於ては經營者の心配する所であり、ますが、つまり斯う云ふやうに長所を利用して、或は少しく器具の取扱方に注意したならば極めて安く上るので、點燈費のことは左程苦にするには足らぬと思ひます、經費一人分頭額は表に書いてある通りに、是は生徒數を多く收容して居る所と少ない所とは大變に違うのであります、所が一人分頭額が僅か五圓七十八錢乃至三圓六十五錢、三校平均して四圓八十八錢と云ふことになつて居ります。

す併し入學料を徴收するから、入學料を控除して正味區の負擔は三圓七十四錢にしかならぬのであります、かう云ふ僅かな分頭額でやれると云ふのは、補習學校許りで是又補習學校の一大特色と思ひます。

就學勸誘の方法

次に就學勸誘の方法に就て一言致します、毎學期在學生徒の勤務先を調査して、若し市内の著名なる工場や商店等で、未だ嘗て一名の通學生をも出さない向に對しては、學校長や職員が出張して、其の工場主や主人に面會を求め、部下の職工や使傭人を就學せしむる様に奨励せられんことを、親しく依頼することもありますが、主として文書に依りて就學を勸誘してをります、現に神戸市の補習學校が實施せる方法は、大概次の如きものであります。

- 一、市内でも通行の頻繁なる個所や、大工場の門前など數ヶ所に生徒の募集廣告板を掲ぐることに
- 一、募集期に三校聯合して市内の各新聞社に依頼し、生徒募集に關する記事を新聞の雜報欄に登載して貰ふこと

- 一、市内の主なる工場主や工場長や、又は銀行主、商店主に宛て、別に印刷した入學案内書を添へて、部下の職工や使傭人に對して就學を勸誘せられ度き旨の依頼狀を發送すること
- 一、小學校の卒業期に際しては、其の區内の小學校長に宛て、前と同様に入學案内書を添へ、卒業生の就學勸誘依頼狀を發送すること

一、補習學校の修了生に學校の實際的内容を紹介させ、其の友人や知己に對して就學を勸誘せしむること
 大約これ位のものであります、が就中最後の修了生は友人知己の就學を勸誘させるのは、最有力な方法と信ずるのである、何故かと云ふに、修了生は補習教育が確に効果があると云ふ自信を以て懇切に知己同僚に紹介する紹介を受けた知己同僚も亦其の言を信じ、安心して入學するのである、それは、廣告紙や職員が千言萬語補習教育の必要、効果を説き立てるよりは、數層倍の効力があるのである、殊に修了生は自己の紹介して入學せしめた生徒に對しては、自分は飽まで責任を帯びて、通學を監督すると云ふ美風を認めて居るのであります。

序に附加へて申せば、近頃市内の青少年が補習學校の内容、入學期等を知悉せしものと見へ、募集期に切迫すると學校が未だ廣告を發表せないので、外部から次學期の開講科目は何か入學願書を送與せよと、一ヶ月前より申込んで來るのである、又三四月頃の小學校卒業期の前後には、他府縣の青少年から、學校の規則、入學の手續等を照會して來るのであります、察するに此等の青少年は、一定の職業に就き、傍ら職業相當の教育を受けたいとの熱心家である、而も地方に在つては望む所の職業もなく、相當の教育機關の設備もない爲に窮するものと思ひまして、學校は出來得る限り便宜を計つてやりますが、中には遙々笈を負つて、神戸へ出掛けて來るものもあります。

夫から、市内の商店等で、丁稚其の他の雇人を雇入れる場合に、雇はるゝものは、補習學校通學の件を依頼し、雇主は之を承諾して、雇入契約が成立すると云ふ風に、補習學校通學の諸否が雇入契約の一條件に加へらるゝ様になつて來たのは、慶ばしい現象と思ひます。

要するに神戸市としては、尙就學勸誘の方法を講ずるの必要もあり、又斯種教育の普及を計る必要も勿論あるが、現在の設備現在の經費と比較しては、相當の生徒數を收容せる譯である、往年の如く年二回の生徒募集に對しても、大體に於て生徒數が得られぬと云ふ困難は、近年に於ては無いのであります。

缺席取締と出席奨励

次に生徒缺席取締出席奨励に就て申上げませう、先づ缺席取締に關して現在各校が實施して居る方法を擧げますれば、

- 一、通信簿又は勤怠通知票と云ふ様なものを調製して、特種の生徒に之を携帯せしめ、日々の勤惰を其の父兄や雇主に通知すること
- 一、缺席のあつた場合には、其の級の役員や又は缺席生徒の附近より通學せる生徒を父兄や雇主の所に立寄らせて、近頃缺席の旨を通じさせ、尙其の理由迄も調査して出席を勸告させること
- 一、無届缺席一週間以上に亘つた生徒に對しては、其の受持教員をして生徒の氏名、缺席日數等を缺席生徒督

促申告簿と云ふ帳簿に記入せしめ、之に依りて學校は更に所定の用紙出席督促の文句等を印刷せる私製端書又は昇紙に轉載して、或は幸便に托し或は直接郵便で、保證人の許へ督促状を發送すること、

先此等が其の主なるもので、執務法であります。神戸商業補習學校では、缺席生徒の取扱方を敏捷にせんが爲に「カード式學籍簿」と「カード式出席簿」とを備へ、之によりて現に缺席督促中のものと、除籍者との區別を容易に確知することの出来る方法を實行してをります。之は新工夫で、便利の様に感ぜられます。

又湊川實業補習學校では、缺席と同様早退防止の必要を認めて、これが取締法を實施してをりますが、其の方法は、生徒で早退せんとするものは、所定の用紙に、自分の氏名、科名、月日、時間、事由を記入し、之を受持教員に示して認印を貰ひ、之を門衛に渡して退出すると云ふ仕組である。同校では嘗て其の結果に就て調査したが、一學期間、毎夜に多い季節は六七百人、少い時でも三四百人の生徒が通學して居つたが、早退したものは、平均一夜に付僅に二人七歩と云ふ良好の成績を収めたのである。

次に出席奨励の方法に就て申上ぐれば、

- 一、一學期間無缺席の者に對しては皆勤賞狀に賞品を添へて與へる、
- 二、一學期間三日間以内の缺席者に對しては皆勤賞狀を與へる、

之位のものである。近來賞狀記入の手續を簡省せんが爲、別に皆勤賞狀精勤賞狀を設けず、修了證書の面に、皆勤精勤の印を押して之を證明し始めた學校もあります。此の方法は至極便利で、特に生徒數の多い所では餘程手數が省ける様に思ふ。

近來に至り、出席奨励の結果、皆勤精勤者の歩合は各校共著しく増進して來たが、缺勤者の歩合は甚しき好成绩を観ることは出来ないのである。之は甚だ遺憾に思ふ所であり、折々缺席並に中途退學者の多いのは此の種學校の性質上免れ難い事情ではあります。が、ざりとて、之を等閑に附することは出来ないのである。之が防止の改良法に就ても吾人の常に苦心研究せる所であります。

半途退學の原因と防止

半途退學の防止と云ふことは、隨に補習學校に於ける最も困難なる問題の一つである。市内の各校共此の防止に就き、多年苦心した結果、年を逐ふて、幾分づゝ好成绩を得つゝありとは云ふものゝ、缺席歩合と同様に、其の進み方が極めて遅々であります。表で御覽の通り、大正二年度の調べに依りましても、半途退學の歩合は前期には三割一分四厘、後期には三割八分八厘と云ふ有様で、他種の學校に比較すると其の歩合の著しく多いのは、頗る遺憾とするのであります。斯く生徒の半途退學の多いのは、斯種學校の性質上、事情已むを得ないと謂ひ去つてしまへば、それ迄の事であり、斯くは折角入學した生徒も半可通で終はり、學校としても勞して功なく、教育上大の不利益である。故に教育當事者は一層半途退學防止策を講究して、大に之が實施に努力せねばならぬことと思ひます。

半途退學防止策を講ずる前に、半途退學の原因を究むるのは當然の須序と思ひます。從來の經驗により、其の原因を分つと二種に大別することが出来る様に思ひます。其の一つは

- 二、動かし得べき事情の下に退學するもの

此の中に屬するものは、生徒自身の怠慢により退學するもの、學校の教授は難易に失し、生徒に満足を與ふること能はずして退學せしめたるもの、學校の訓戒が寬嚴宜しきを得ず、爲に生徒をして不快の感を起さしめたるより退學に至らしめたるもの等である。此の種の原因に基づくものは、職員の熱心懇切、及一致の努力如何により、生徒を反省せしむることも出来る。即學校と生徒との合意によりて必ずしも半途退學を防止することが出来ぬとも限りません。それから他の一種の原因は

- 二、動かし得べからざる事情の下に退學するもの

此の中に屬するものは、生徒が負傷、疾病等不慮の災厄に遭遇したる爲退學するもの、通學中轉動或は解備せらるゝ等所謂境遇の異動より、已むなく退學するもの、通學中雇主より時々又は長期に亘り殘業夜業等を命ぜられ、永く缺席したるが爲學力遂に同級の進歩に伴はずして、已むなく退學するもの等である。此の種の原因に基づくものは、如何に學校と生徒との合意が出来ても、到底退學を防止することは出来ぬ。況んや學校だけが獨で

如何にあせつても其の目的を達することは不可能である。

従來の經驗に徴すると、補習學校中途退學者の中には、第一の原因、即動かし得べき事情の下に退學するものもありませんが、夫は比較的少數で、而も多數は第二の原因、即動かし得ざる事情の下に退學するものであります。更に其の中でも、殘業夜業を命ぜられた爲に熱心篤學な生徒でありながら涙を飲んで退學せるものが最も多いので、實に不憫の情に堪えぬのであります。この様な半途退學を防止することは、實業家が眞に實業補習教育の必要を感じ、部下雇人に同情を寄せ、或る程度迄は自己の營利を犠牲に供する覺悟で、就學上の便宜を與ふると云ふ時機が到來する迄は不可能だと思ひますが、併し自然に時機が來ると稱して、漫然として待つべきものではない、可成この時機の一日も早く來る様仕向ける事を計らねばならぬ、されば教育當事者たるもの、一面には協力一致益々内容の改善に努め、實業家をして、教育の効果を認識せしめ、又一面には實業家に近接して、學校の状況を語り、雇人の境遇に同情を表せしめ、雇人の知能を増進せしむるは、獨り雇人の幸福に止まらず、施すは雇主の利益たることを確信せしめ、進んで就學上獎勵的態度に出でしむる様に努むるが、良い、努力の結果此の域に達したならば、現今よりは遙に半途退學者を減ずるのみならず、教育の効果を一層偉大ならしむることは信じて疑はぬ所であります。

教授の方針と教授の方法

時勢の進退と地方の要求とに鑑みて、商工業に必須なる教科目を選んで、實際に適切なる方法によつて、短期の間に之を教ふる様にし、苟も教授した事項は直に之を實務の上に應用せしむるを以て、教授の方針として居ります。而して之を教ふるにも、成るべく高等の數學ば之を避け、高尚なる理論は之を省き、なんでも實際界の實事に就き、實例を捉へ來つて、卑近に而も適切に之を授くるのである。又豫習や復習も、晝間は業務の爲に逐はれて到底晝間なさしむることは、得て望むことが出來ないから、成るべく之を教授時間になさしむることにしてをります。

各教科の教授要旨は一々述ぶると繁雜に亘る恐れがありますから、之を省略しまして、次に現在各校が實施

してをる教授の方法に於て一言致しませう。

實業に適切なる知識や技能を短期の間に教へ、而も晝間の業務で疲勞して居る生徒に教ふるのでありますから、大に其の方法を考案せねばならぬと思ひます。第一、教材の選擇に意を用ふるは云ふ迄もありません。第二、生徒には成るべく勞少くして、多くの分量が學修出來る様に選らなければなりません。此等の目的を達するには、是非適切なる教科書を用ひ、巧に之を運用することが必要であります。が、悲哉、適切な教科書を見出すことが出來ぬのである。由來世に實業補習教育用として教科書が發行されて居らぬでもありません。が、實際之を使用して、吾人の要求を満足せしむるものは殆んど無いのである。是は著書の多くは實際補習教育に經驗なき人が机上の考へで編纂したる弊であらうと思ふのである。されば補習教育の實績を擧げんと思へば、是非實地に適切なる教科書から編んでかゝらねばなりません。現に何方の學校でも適當なる教科書の無い爲に、教授者の困難をして居ることは一通りではありませぬ、どうしても何等かの方法で適切なる教科書を編纂することは、補習教育改善の上に取り刻下の急務と思ひます。

市内の各補習學校でも、夙に此の必要を感じて、之が編纂を計畫し、着々歩武を進めつゝあるのであります。然らば現在如何にして教授して居るかと申しますに、例へば國語、算術、英語科には既に世に行はれてをる教科書中より教科用書を選定して、之に多少の削減或は補遺を施して使用して居りますが、他の多くの教科就中、實業科目に關しては、殆んど、否、全く教科書の採用すべきものはないのである。故に此等の實業科目に於ては、教師の經驗と、色々の参考書より得たる事項とを基礎にして、適宜に教材を選定し、排列して之を課してをるのであります。而して其の講義の要項は謄寫版にて印刷し、又圖面の詳密なるものは青寫眞に撮りて、各生徒に配與してをります。此の方法は教師に取りては多大の勞力を要する譯であります。が、生徒側より見れば、筆記の爲に於る無益の時間と勞力とを省くのみならず、自己の業務に適切な、又自己の學力に相應せる程度の良教科書を廉價に得られることになり、生徒に取りては、誠に幸福の事と謂はなければなりません。

次に教師の講義振りであります。是亦晝間學校と大に其の趣を異にする必要がありません。第一教師は克く

準備を整へて教室に臨み其の準備整ふたる事柄を、努めて快活な口調と活潑な態度で説明をするのであります。而も其の講義は所謂獨演式に流れない様に或は發問をするとか、或は作業を課するとか、或は塗板を巧に利用するとかして、なるべく生徒の耳目や口手などの働きに一層の變化あらしむる事にしてをります。

又多數の生徒中には晝間の激務に疲れて、教授中無意識に睡眠を催したり、或は倦怠の風を表すものもあります。斯かる場合に教師は講義を交へたり時には講義を一時中止して他の趣味ある談話を聞かせるなど、臨機の處置を取ることにして居ります。

嘗て市の補習學校協議會で研究の上、實業補習學校教授要目を作りましたが、教授は要するに此の要目に準據して施しつゝあるのであります。

訓育と特別の施設

斯種の學校では生徒の在校時間の僅かなるのと、又教授方面に大に力を注がなければならぬ結果動もすると管理訓練の方面の事を等閑に附し易いのであります。之は宜しくないことで、職に當るもの大に反省せねばならぬことゝ信じます。然らば訓育上の効果を擧ぐるには、如何にせばよいかと云ふに、修身講話講堂訓話なども必要には相違ないが、更により以上有力なる原因として、生徒の自己修養に俟たなければならぬことを忘れてはなりません。補習學校では可成斯かる機會を多く生徒に與ふる様にすることが必要だと思ひます。

さて市の補習學校では修身講話や講堂訓話は、如何様にして居るか云ふに、修身講話は各科受持の教員が夫々擔當して別に規定されて居る徳目に就て隨時に話す、又偶發事項の小なるものに就ては、校長が立案した訓話要項によりて、各受持が各教室で適宜に敷衍して訓話するのである。尙一般の生徒をして同時に聴かしむる必要があるときには、校長自ら講堂訓話することゝして居ります。修身講話に就て一言申して置きたいが世には此の修身講話の價値を過重視せる爲か、教課表の中に一週間に幾回とか又一ヶ月に幾回とかを規定し、此の時間の多いのを以て得意然として居る學校もあります。甚だ滑稽なことだと思ひます。抑々訓育の眞の目的は唯單に一片の修身講話だけでは到底達し得らるゝものではない、斯く申せば、吾々は修身講話の價値を輕

く視て居る者の様に思はれるかも知れませんが、夫は誤解である。吾々とても其の價値も必要をも認めて居ることは、決して人後に落ちない積である。唯吾々は多年の經驗の結果から割出して如何なる方法で又如何なる回数で施したならば、修身講話をして最も効果あらしむることが出来るかと考究せる結果、斯種の特別なる生徒を收容せる學校では、現在取りつゝある方法は比較的効果ありと信じて居るのであります。

又日常教室内に於ける些細な管理や訓練に關しては、生徒の中より互選せられた級長、副級長をして管掌の任に當らしめ、生徒の自治養成の資けとして居ります。例へば生徒の風紀取締や、教授の準備、後始末の手傳や、掃除當番の割當掃除の監督、教室内の器具の整理、整頓、燈火の點滅等は、級長、副級長の責務であります。

各校には校友會か同窓會の設けがあり、其の目的とする所は、一面には生徒相互の親睦を厚うせんとするに在れど、又一面には不知不識の間に常識の修養、品性の向上、趣味の改善を計る等、所謂自己修養の資けとせんが爲に設けたるものであります。されば學校は、生徒の専門的智識技能を増進せしむる爲に正科の方に力を注ぐと共に、又校友會事業の發展を助くる上にも多大の力を注いで居ります。而して校友會の事業を行ふにも、教師は單に輔導に止め、主として各級生徒中より選出せられた役員に之をなさしめ、夫々部署を定めて自治的に經營せしめて居ります。校友會の事業は學校により多少其の種類と方法とは違ひますが、其の主なるものを次に列擧して見ませう。尤も此等の事業を行ふ爲に各校は會員一人より一學期二十錢乃至三十錢の會費を徴收して居ります。

一、同級茶話會

每學期一回乃至二回各級で茶話會を催ふし、此の時には校長及其の級の受持教師が一場の訓話をなし、又會員生徒も交るゝ懇談演說或は討論を試み、更に茶菓を喫し、餘興を加へて興を添ふるのであります。

一、校友大會

一學期中一回開會、全校の會員が一堂に會同するのであります。此の時には各科より有志を募り、五分間演說又は餘興を演ぜしめ、更に外部より雇ひたる餘興を加へます。

一 實業講話會

一學期中一回開會特に徳望ある實業家知名の學者教育家等を外部より招聘して講話を請ふのであります、此の際にも亦餘興を加へます。

一 音樂同好會

每週一回放課後約三十分間有志相集まつて講師指導の下に音樂を練習するのであります。

一 學術獎勵會

一學期中一回例へば夏季休暇とかを利用して、各種の學術並に考案意匠に關する懸賞問題を課し、應募者の成績を審査して、優等者に賞品を授くるのであります。

一 短期の講習會

一學期中一回例へば夏季休暇中若は冬季夜長の季節を利用して開催するので、講習科目は會員多數の希望を參酌し、又時宜の適否を考へて會長が之を定むるのであります、勿論在校會員のみでなく、校外にある修了生及一般有志にも聴講を許します。

一 會報發刊

或は月報と號し或は金報と名づけ或は校友の聲と稱するなど、其の名稱と發刊の回数とは各校相違はありますが孰れも定期に之を發刊して居ります、其の内容は、會の事業報告、會員の消息、學校の狀況、客員の寄書、會員の投書、名士の講演、談叢、其の他會員に對して有益と認めたる記事を掲載して、在校會員にも校外の修了生にも配布いたします。

一 圖書新聞雜誌の購讀

圖書閱覽室を設けて、之に各種の圖書雜誌、新聞等を備付け、毎日始業前約一時間開館して委員監督の下に、會員をして隨意に閱覽せしむるのであります。

一 質疑應答

實業、學術人事、其の他萬般の質問に應ぜんが爲に質問函を一定の場所に掲げ質問せんとする生徒は紙片に問題、氏名等を明記して、この中に投入するのであります、各教師若くは外部の専門家に委嘱して、之が解答を作り解決を與へるのであります。

一 掲示板

常識板と唱へ、或は啓發板と號し、或は修養板と稱し、之又各校其の名稱を異にするが、一種の掲示板であります、之を生徒の見易き場所に掲げ、商工業上の統計、科學、社會の出來事、名家の談叢、嘉言善行、其の他趣味ある記事を記載する、之は每週數回新しい記事と書代ふるのであります、申すまでもなく、生徒の知見を廣め、且精神修養の資料とせる譯であります。

兵庫實業補習學校では、此等の記事を蒐輯して、毎年一回「吾が掲示板」と號する小冊子を印刷して之を會員に配布して居りますが、每號約百頁記事が豊富で、獨會員を裨益せるのみならず、常識修養の好參考書として、校外の人士にも大に歡迎せられて居る。

一 入退營者の歡送迎會

會員及修了生中の入退營者に對し、毎年歡送迎會を催ふし、特に入營者には餞別品を贈り、在營中の者には時々慰問狀を發送するなど、大に獎武の精神をも鼓吹して居る。

其の他各校共春秋二回位は休日を利用して日歸りの遠足會を催して居りますが、尙中には擊劍、機械體操、フットボール等を加へて更に禮育を獎勵せるもあり、又法友會と稱し、毎月一回會員の討論會を開いて、法理の研究をなすものや、又生徒の學用品購入の便宜と商業の實習とを兼ねて、消費組合を組織し、物品販賣店を設けて居る向もあります。

學校と實業家との連絡

次に申上げて見たいのは、學校と實業家との連絡であります、此の實業教育の効果を大ならしめやうとするには、どうしても學校と實業家との連絡を密にせなければならぬといふことは申上げる迄もない事であ

ります、それで神戸市の補習學校は實業家の要求に鑑み校長の權限で學科種類などを自由に選擇することが出来る規定になつて居りますが成るべく實業家の意見に徴して學科目を選ばうにすると適切なものが出来るのであります又學校を卒業した生徒が市内に澤山居るのでありますから實際使つて居る實業家に就いて果した卒業生の人格がどう云ふ所に缺點があるか又それに對する要求があるや否やを聞き又學校としては短期速成で養成して居るが果して卒業生が能く間に合ふか否やと云ふことを能く質し教育上の方針を定め、殊に唯卒業生を出し放しでなくして出来るならば本人の給料も地位も進めてやるやうに學校が心配する必要もありませんから、夫等の點から見ても實業家と接近して連絡を取ることが必要であります、然るに従來の歴史に徴すると三補習學校は長く實業家に顧られなかつたのであります、實業家にして親しく參觀した者は極めて少ない況や實業家の方から學校に對して施設經營に就て、斯う云ふ不備な點があると云ふやうなことを忠告して呉れた者もなく、又教育の方針方法に就て是は甚だ迂遠であるとか云ふやうなことを指摘して呉れた者もない、更に進んで改良案を提供されたる者も無いのであります、殆ど補習教育は我關せず焉と云ふやうな有様であつたのであります、甚しきに至つては知名の實業家でありながら、補習學校の存在を認めなかつた者が往々あつたのであります、甚だ遺憾な事であり、偶々雇人で學問に熱心の餘り主人に通學を嘆願する者があつても何等の便宜を與へないのみならず補習學校に通つて居るのが分つた爲に主人から非常に迫害を受けたと云ふ不憫な生徒もあつたのであります、是では到底實業家に接近し實業家と連絡を取ることが出来ぬ、従つて補習教育の効果を擧げることには覺束ないと云ふので、三補習學校の吾々は相談をして、成るべく實業家に接近しやうと云ふ事に致しました、其の方法はどう云ふ事をしたかと云ふと、何でも學校を紹介することが必要であると云ふので、記念日であるとか卒業式であるとか、或は實業講話會とか、生徒の製作品展覽會とか、其の他各種の會合のある時は度々案内状を出して、實業家の來校を促したのであります、又出来る場合には只來て貰う許りでなく、其の席上で何か講演を頼むのであります、又或時には學校で發刊する學校一覽或は雑誌の如きものを廣く配付して學校の状況を吹聴したのであります、又教員を派遣して實業家を訪問し

て接近に努めた事もある、又三補習學校が共同して市内の重なる實業家に向つて、就學勸誘の依頼狀を發送した事もある、斯くして實業家と生徒、實業家と學校とが成るべく接近するやうな方法を取つたのであります、所が夫が幾分の効果があつた爲か、或は時運が到來した爲か、此の數年間市内の實業家の態度が一變して補習學校を利用しようといふので、其の使用人を通はせると云ふ氣風に向つて來たのであります、そこで現今では實業家が自分の家に使つて居る店員或は工場に使つて居る職工、さう云ふ者に便宜を與へて就學を奨励する者が段々多くなつて來て、又學校に對する所の同情の念も新たは加はつて來たのであります、或は實業家が多忙の身を以て、各種の會合に出席して有益なる訓話をして呉れるとか、或は教授上に於ても有用な機械標本などを寄附したり、無料で貸與して呉れると云ふ者も出來て來た、或は生徒獎學の爲に品物を贈つたり、金員を寄附して呉れると云ふ者も出て來たのであります、各方面に渡つて學校を援助して呉れるやうな傾向になつて來たのは吾々職を執つて居る者として大に悦び、且意を強うせしむるに至つたのであります、今是等の實例を一二擧げて見ると、自分の雇人に對して通學の餘暇を與へて居る許りでなく、尙進んで種々の奨励法を實施して居るものがあります、之が例としては第一番に川崎造船所次に神戸三菱造船所神戸瓦斯株式會社三井物産會社神戸支店三菱合資會社銀行部神戸製鋼所高尾造船鐵工場開通會社神戸支店山陽醬油株式會社等は重なるものであります、其の他個人商店で、之に似寄つた奨励をして居るものも尠くないが、それは略します、是等の會社工場は皆自分の職工使傭人に學資金を出して呉れて就學を奨励して居ります、就中川崎造船所と神戸瓦斯會社の如きは常に學資金を出して呉れる許りなくして、卒業の曉には給金を増して呉れる、所謂増給の奨励法を爲して居るのであります、川崎造船所は四十四年五月から市内の補習學校と連絡を取り始めたのであります、造船所では就學規程を設けて同造船所に勤めて居る者は職工でも、圖工でも、事務員でも、給仕でも、一切の者に向つて幾人でも市内の補習學校の收容力が許す限り通學を許して呉れるのであります、是等に對して學校に納むべき入學金校友會費は皆造船所の負擔であります、其の他筆墨紙のやうな學用品を給與し、尙其の上には教科書或は製圖機械とか算盤とか云ふものを皆貸與して、大に奨励して居ります、修了の曉には學校の成

續と工場に於ける勤務振を参照して、毎學期の終りに臨時増給をして呉れるのであります。學校と連絡を取つてから、本年の春迄に五回の臨時増給であつたのであります。それでどう云ふ割合に増給して居るか云ふと、造船所で實業科目を指定する例へば旋盤職工に對しては旋盤科とか或は機械製圖科とか造船の職工であれば造船科又は給仕などにすれば簿記科とか珠算科とか云ふ様に夫れ／＼業務に關聯した實業科目を指定科目として修めさせる其の指定科目修了生に對しては縦令成績が普通であつても二錢の増給をなし、學力優等の證明を學校が與へてやると倍額即ち四錢の増給をして呉れるのであります。指定科目以外のものを普通科目と稱して居りますが、此の普通科目修了生に對しては優等で修了した者に限つて二錢の増給をしてやる、兎に角修了生に對して二錢乃至四錢の臨時増給をして呉れるのであります。斯う云ふやうな破格の奨励法をやつて居るのは全國でも餘り其の例を見ないのであります。造船所が斯う云ふ奨励をした爲に工場内の職工の氣風は一變した、夜遊びに出るとかつまらぬ事に大騒ぎをすると云ふ氣風はなくなつて、我も／＼と學に志す者が澤山出来て來ました。現在四月の學期に於てどれ丈入學者があつたかと云ふと、實人員にして千五百五人あります。それで四十四年五月に連絡を取り始めてから、足掛け四年間にどれ丈増して居るか云ふと一番初めの時は百九名しかなかつたが、四年後の今日では千五百名もあるやうな都合で十四倍弱の増加を見るやうになつて來ました。是等破格の奨励をやつた爲に造船所が一ヶ年どれ丈の奨励費を使つて居るか云ふと、大正二年度の調べで學資金だけで約四千九百圓其の外に臨時増給費に三千百圓使つて居るから奨励費總額が約八千圓となるのであります。昨年度丈で臨時増給の恩典を受けた者が六百六十五名あります。それで之を教育上の見地から考へて増給を標榜して教育をさせるとか勉強させるのが宜いか否かと云ふことに就ては、教育者間には色々意見もあらうと思ひますが併し今日の職工状態から考へて見て、更に進んで社會政策の上から考へて見ますと是非共是位の事までやらなかつたならば、職工の氣風なり或は職工の工業上の効率を高めると云ふことは出来ぬと思ふ。此の奨励法は時機に適した而も思ひ切つたやり方と思ひます。造船所では單に多額の奨励金を投じて、多數の職工等を通學せしむるに止まらず、其の實績を上げんと苦心してをるのであります。

す、されば工場から係員が時々學校に出張して出席の状態を見るとか、時には點呼をして見るとか或は教授振を見るとか手の届く限りは勉強させるやうに盡力し又監督をして居るのであります。茲で一言申したいのは川崎造船所か此の種の奨励方法を探りました爲に、此の氣風が市内の他の實業家に及んで來たと云ふことは非常に吾々に取りまして悦ばしい事であり、それで有爲なる職工は斯う云ふ奨励法が出来たと聞けば自然皆川崎造船所に集つて行くのであります。故に他の工場は又自衛上進んで斯う云ふ奨励法をやらなければならぬやうになります。斯う云ふ奨励法の競争は至極結構な競争で、何方の方面から考察しても有意義な競争と思ひます。既に川崎造船所の例に倣つて神戸瓦斯會社がそれに似寄つた遺方をして居ります。尤も瓦斯會社の職工数は川崎造船所よりズツと少ないのであります。矢張學費を出して呉れるのみならず、卒業の曉には成績を考へて二錢乃至五錢の増給をして居ります。若し社費を以て通學をして中途で退學したとか或は落第したとか云ふ者に向つては制裁が付いて居る、其の時分には出して貰つた學費を辨償させると云ふことになつて居ります。是も一つの考へであらうと思ひます。それから三菱造船所はどうして居るか云ふと、是は今迄會社内で見習職工を集めて一の教場を設けて、所謂補習教育の如き事をやつて居つた、それに關係した所の講師即ち技師連はナカ／＼熱心にやられたが、どう云ふものか工合が宜しくないで、遂に之を中止して昨年の暮から市内の實業補習學校に其の教育を依託せられたのであります。尤も今は初めであつて試みにやつて居るのであります。川崎造船所のやうに多人數でなく、又見習職工丈に限られ又増給の奨励もありません。現在約二百人許り市内の補習學校に會社の費用で通はせて居る、其の外一般の職工に對してはつまり學費を出して呉れぬが、殘業を免除して通學の便宜を圖つて居る、それから鐵道の方はどうかと云ふと鐵道院では工場内に於て見習職工に對して職工教育をやつて居りますが、ナカ／＼全部を網羅することは出来ぬから、他の職工に對しては市内の三補習學校に通學することを奨励して居ります。それで市内の補習學校に通學する者に對しては無賃乗車券を與へて居ります。斯う云ふやうな例は他に澤山ありますが是位で一般は御分りになつた事として止めます。

又實業家は學校の教授の上にも大に援助を與へて居り、其の一例を挙げますれば一昨年實業科目の夏期講習會を開きました時に、川崎造船所の如きは學校の依頼に應じて三名の技師を講師として派遣して呉れたのであります、無論無報酬です、其の上に教授上入用なる機械類を數十點貸して呉れたのであります、又昨年の講習會の時に神戸電燈會社の如きは矢張り一名の技師(工學士)を派遣して講話を擔當せしめ、尙モーター並に附屬品を貸して呉れ、瓦斯會社などは瓦斯發動機一臺并に之に要する附屬品一切を無料で永久貸與してを、斯う云ふやうな場合に實業家が教授上にも大なる便宜を與へて居るのであります、其の他に生徒の學術獎勵の上に於ても實業家が獎勵して呉れてをります、神戸商業會議所の如きは明治四十年から二年二回の修業式毎に十圓宛に獎學賞品を三補習學校に寄附して居ります、之を學校ではどう云ふ風に生徒に與へて居るか云ふと、多年通學した者の中學術も操行も優良である許りでなく、勤め先に於て信用があるかないかと云ふことを調べて、此等の條件の備つた者三名乃至五名を選抜して之に賞品を渡すことにしてあります、其の他に獎學資金が三校合せて九千六百圓あります、四十四年に初めて獎學資金が三補習學校に舞ひ込んで來たのであります、實に吾々は天にも昇る心地がして嬉しかつたのであります、それは兵庫の米商澤野久吉氏から嚴父の遺言に依つて初めて三千圓の獎學資金を三補習學校宛に寄附せられたのであります、尤も五分利付の公債であります、之を筆頭に其の翌年川崎造船所の副社長川崎芳太郎氏より嚴父が亡くなられた時分に矢張り遺言に依つて五分利付の公債三千圓を三補習學校に寄附せられました、それから昨年度に於て貿易商の兼松房次郎氏が亡くなられた時、其の遺言執行者から三補習學校に對し獎學資金として四分利付公債三千六百圓を寄附せられました、其の三口を合せて現在三補習學校に獎學資金が九千六百圓あります、是は市長の保管に係り、毎年それより生ずる利子四百四十四圓は生徒獎勵費に使つて居ります、如何なる方法に依つて使つてをるか云ふに、學術操行共に優秀なる者或は又學術の進歩が特に著しいと云ふ者に對する表彰夫から貧困生に對する學費補助、モウ一つは他の學校と違つて生徒の考案意匠、さう云ふ獎勵費に充て成るべく有効に使つて寄附者の精神に副はんことに努めて居ります、茲に一言申したいのは今迄篤志家の寄附金と言へば之を贈るに

地方の小學校、幼稚園或は慈善團體に限られたる感があつたのであります、補習學校の如きは殆ど離れられなかつたのであります、然るに近來補習學校が斯かる獎學金を受けると云ふことは實に慶ぶべき現象で先刻申します通り大に吾々の悦んだのも無理ならぬ事と御同情を願ひます。

補習學校協議會

次に神戸市の補習教育が兎に角今日の状況に至つたが、是迄にならざる爲に、補習學校協議會が、どれ程助けを爲したかと云ふことを一言申し上げます、無論協議會は神戸市内の實業補習教育の改善上進を圖る爲に出來たのであります、會員は市役所側と學校側との双方より成り、市役所の方は市教育課長、視學教育課の上席書記、學校の方は三補習學校長、専任教員とで組織し、一年四回宛定期に會合します、どう云ふ事を議するかと云ふと諸問事項、研究事項、協議事項、質問事項及報告等に就て研究をするので、決議の結果調査を要する事は調査委員を擧げて、之を處理することにして居ります、開會に關する一切の準備整理等は當番學校が輪番に其の勞を執ることになつて居ります、協議會の議題を印刷するとか或は發送するとか決議の概要を記録に留めて置くとか云ふことは當番學校がやることにし、同時に當番學校の校長が議長になることになつて居ります、それと此の會の成立に就て一應申上げて置きますが、この協議會は一般の教員會とは全然其の成立を異にして居りました、其の筋の命令とか内訓とかを待つて組織されたものではありませぬ、補習教育關係者が眞に其の必要を自覺して拵へたのであります、故に各學校が此の會に對して期待することが多いのであります、又會員が此の會に對して熱心であつて、毎會市役所側と言はず學校側と言はず、殆ど總出席で、殊に議題も非常に豊富で、會議了し盡せない程集つて來ます、議題が無くて困ると云ふことは未だ一回もありませぬ、殊に此の會の特色とする所は一般の教員會と違つて、所謂社杯を着けての會合と云ふやうな形式はありませぬ、第一に會の規約と云ふやうなものはない、不文律である、而かも違反する者がなく、其の精神が能く勵行されて居る、殊に會合に際しては課長である或は校長であるからと言つて、決して互に障壁を設けることなく、何時でも懇談的で、每會茶菓を喫しながら市役所樓上で開く、時には晚餐を共にしながら談笑の間に決議を見ると云ふ状態であり

ます、偶々見解を異にして論難攻撃口角泡を飛して自分の意見を主張することもあるが穩健正當なる決議の下には一同快よくそれに服従するのであります所謂光風霽月其の決議の遂行に努めて居ります。

次に其の効果であります、協議會が成立して以來各學校の意思が疏通して來たのであります而して相共に提携誘掖して斯教育の改善進歩を圖るやうになつて來た殊に對外關係例へば補習教育の普及擴張とか實業家との連絡と云ふことに付ては三校一致して各部署を定めて事に當ると云ふ有様であり、尙内部の施設とか、教授に關しては研究の結果に基づき實際に應用して、各校は競ふて其の實績を擧げるやうに努めて居るのであります、殊に或る學校で一の創始的考案とでも申しませうか、奇抜な有益な考を擧り出して新事業を案出して來る場合があります、さう云ふ事を報告せられた爲に他校の職員が多大の刺戟を受けて、一層の奮勵心を喚起した例は二三にして止まらぬ要するに此の協議會は神戸市内に於ける實業補習教育の發展と改善とに妙からぬ効果を與へて居ることを斷言するに憚らぬのであります。

兵庫縣立工業學校夜學部の狀況

次に縣立工業學校夜學部の狀況に就て申しますが市立の補習學校と比較して異なる點だけを申上げて置きます、是は先刻申しました通り縣費で經營すること、教科は機械建築電氣の三科に分ち、孰れも修業年限二年の學年制であること、それから入學者の資格が高等小學卒業以上若くは中學二年以上の修了生を入れること、云ふこと、それから授業料の點に於ては、一年を三期に分つて一學期に一圓五十錢宛徴收して居ること、是等が組織の上に於て市立の補習學校と違つて居る所であります、職員は無論工業學校の校長始め教諭の兼務で、外部から兼任の人を頼む必要はない、經費は本年度豫算四千六十圓と計上せられてをる、昨年の調べてあります、生徒一人當りの經費は約十八圓、授業料の實收額を控除すれば十三圓五十錢位になつて居ります、是を市立の補習學校に較べると一人當り約三倍六分方殖えて居る、其の他生徒の熱心なること、眞面目なることは市内の補習學校と何等遜色はない、創立以來二回の卒業生を出して居るが、成績良好着々其の効果を奏しつゝあるのであります。

神戸高等商業學校夜學部の狀況

次に高等商業學校の夜學部に就て一言申上げますが、是は大正二年の九月から開始せられ、今回で三回開講せられて居ります所謂事項別でやつて居るので大抵二月乃至三月に亘つて開かれて居る、學科目の種類は其の都度校長が定めますが第一回は商法大意と英語第二回が簿記と會計第三回が經濟大意と日本貿易論とを講習されたのであります、程度は専門學校程度で入會者の資格は中學校若くは甲種商業學校卒業以上の學力ある者、教授は一週に二晩か三晩、一夜の教授時間が約二時間宛、聽講料なども市立補習學校のそれより高い、一回に二圓五十錢乃至三圓である、それで此の學校の修了生はどうかと云ふと、聽講生が三回で二百四十五名中修了者は百九十名であります、元來此の學校は市の一方に偏して、交通機關を利用することが極めて不便である、殊に雨の日などは全身ズブ濡れになつて生徒が登校すると云ふ有様であるにも拘はらず、尙七、八割の修了生を出したと云ふことは以て生徒の熱心を證するに足る、又教師も熱心で、開會中一日も缺勤がなかつたと云ふことである、殊に高等商業の完全なる設備を利用して、立派な教師が揃つて懇切に教授し、生徒も亦熱心に通學するが故に、創立日が浅いにも拘らず相當の効果を收めてをると云ふことは私が云ふまでもない。

實業補習教育に對する市の輿論

要するに現今神戸市は三の市立實業補習學校と縣立工業學校の夜學部、文部省直轄の高等商業學校の夜學部と都合五つの實業補習教育機關があつて、官民共同して有爲なる實業者を養成して居ります、市内に住んで居る者市街附近に居る實業青少年は非常な幸福を受けて居るのであります、自分の心掛け次第で本務の餘暇を利用して或は朝に或は晩に自己の業務自己の學力に適應した學科を選んで修めることが出来る、又神戸市としても大に感謝しなければならぬ事がある、それは工業學校を縣費で又神戸高等商業は國庫の費用を割いて教育を施して居ると云ふことである、縣立工業にせよ、高等商業にせよ、單に神戸市の爲にやるのではなく、縣下の爲、國家の爲にやるのであるけれども、事實それに通學する者は神戸在住の青少年で修了の後、市内實業の爲に活動する人々である、之を思ふと大に感謝しなければならぬ、神戸に於て此等五校が收容せる生徒數は

實人員にして現在四千八百三十四人である、一見盛況の觀あるが決して現在の有様で満足することは出来ない、未だ普及もし擴張もしなければならぬ、殊に内容の改善充實に關して大に研究の餘地があるのであります、なぜならば市内の三補習學校にせよ工業學校の夜學部にせよ、燃ゆるが如き入學志望者の熱心に免し、又實業界の要求に顧みて、其の希望を充たさしめんが爲に教室の收容力の許す限り收容して居るにも拘らず、毎學期募集締切期日が來ない前に満員謝絶をせなければならぬ有様になつて居ります、此の點から見ても擴張の必要がある、試に大正元年度に於ける市の統計に依ると工業に従事する所の職工はどれ丈かと云ふに、市内には職工が四萬人居ると云ふことであり、尙商業とか其の他の實業に従事して居る者が幾らあるかと云ふと遺憾ながら正確な統計はない、併し大掴みに見て二萬人とすれば前後合せて六萬人の實業者が居るのであります、是等の中には補習教育の必要なものもあらん、又他の方法に依り類似の教育を受けて居るものもあらうが、兎に角市内に於て現在收容して居る生徒は僅かに其の一割弱に過ぎぬのである、之を思へばまだ大に擴張普及せしむる必要がある、斯の如く單に學校が其の必要を認むる許りでなく市内の實業團體も亦其の必要を認め嘗て滿場一致の決議で補習學校増設に關する要望書を市長に向つて提出したのであります、又市當局も既に其の必要を認めて益々獎勵の方針を採り、現在の三補習學校に對しても教室を殖し或は分教場を設けるなど着々擴張の歩武を進めて居りますが、更に一學校を増設することの出來ないのは吾々の遺憾に思ふ所であり、尤も市には事情があります、目下築港それから水道の擴張の二大工事中では是が爲に市の經費が頗る多端である、併し是とても數年後には完成しますから、完成した場合には上下一致の輿論に對して市が更に補習教育機關を増設することは疑ひないのであります、是で御免を蒙ります。(参考表は略す)

四 報告書頒布後の實業補習教育

大正二年の實業補習教育調査報告は、前節に於て述べたやうに、實業補習教育各般の事項に涉り詳

細に調査研究せられて報告されたもの故、實業補習教育の施設改善上参考となるべき點が多かつたのである。尙文部省に於ては前節に述べた商工補習教育講演集を、重ねて頒布して斯教育の獎勵に力め、更に公民教育を實際に試みようとなふことになり、大正四年四月より東京高等工業學校附屬工業補習學校現今は財團法人協調會にて經營し、藏前工業專修學校と稱してゐるに於て、中等科の學科課程中に國民心得と云ふ學科目を設けて、之を教授したことは注意すべきことである。

文部省に於てはかく積極的に實習補習教育を獎勵したので、これが改善を試みようとする學校も生じ、また府縣に於ても其の管下實業補習教育の指導獎勵に就て研究を進めようとするところも出で、我が國實業補習教育革新の機運が動いて來た其の時に、青年團の本旨、設置、組織等に關する訓令が發せられたのである。

第五章 大正四年及同七年の青年團訓令 後の實業補習教育

一 大正四年同七年の青年團訓令と實業補習教育

我が國の青年團は往時の市町村各部落に在りし若衆組又は若連中より發達したものである。明治に入り教育の普及、社會の發達に従ひて、若衆組は地方の行事に奉仕する外、夜學會などを企つるものもあるやうになり、日清の役の頃より、此等の團體中には青年會、處女會と云ふ團體に組織替へをするものもあつたが、第三章に於て述べたやうに明治三十七八年の戰役の時より、内務省に於て青年會の普及を獎勵され、又文部省は通俗教育普及上より青年團體の發達を獎勵したのであるが、内務省に於ては自治の振興を圖るために獎勵し、地方改良運動につれて發達したものであるから、青年團は其の事業として、納税の世話、道路水路の修理、村林の手入、夜警等の奉仕、事業共同試作、共同貯金などを行ひ、冬季に夜學會或は補習學校を開き、僅少の補習教育を行ふに過ぎない有様であり、尙會員の年齢は小學校卒業後又は十五歳より三十歳、四十歳、五十歳にも至るものもあると云ふ有様であつたので、其の本旨及組織等の據るべきところを示す必要があつたのである。ために、大正四年九月内務文部兩大臣より第一回の訓令を發せられた。

内務文部 兩大臣訓令（大正四年九月十五日）

青年團體の設置は今や漸く全國に洽く、其の振否は國運の伸暢、地方の開發に影響するところ殊に大なるものあり、この際一層青年團體の指導に努め、以て完全なる發達を遂げしむるは内外現時の情勢に照らし最も喫緊の一要務たるべきを信す。

抑も青年團體は青年の修養機關たり。其の本旨とするところは青年をして健全なる國民善良なる公民たるの素養を得しむるに在り。随つて團體員をして忠孝の本義を體し、品性の向上を圖り、體力を増進し、實際生活に適切なる智能を研き、剛健勤勉、克く國家の進運を扶持するの精神と素養とを養成せしむるは、刻下最も緊要の事に屬す。其の之をして事業に當り、實務に従ひ、以て練習を積ましむるもの亦固より修養に資せしむる所以に外ならず。若しそれ團體にして其の嚮ふ所を誤り、施設其の宜しきを得ざることあらんか、當に所期の成績を擧げ得ざるのみならず、其の弊及ぶ所測り知る可からざるものあらん。故に地方當局者は、須らく此に留意し、地方實際の情況に應じ、最も適切なる指導を與へ、以て團體をして健全なる發達を遂げしめんことを期すべし。

内務文部 兩次官通牒（大正四年九月十五日）

青年團體に關し、今般内務文部兩大臣から訓令の次第も有之候處、右團體の組織設置區域、其他に關しては大體左記の標準に依り指導相成候様致度、尤も此の際強ひて、遽に該標準に據らしめんとする儀には無之候には、其の邊に就ては御留意の上、深く地方實際の情況に鑑み、其の宜しきを制せしむるやう御指導相成度、此段及通牒候也。

青年團設置に關する標準

一、青年團體の組織

青年團體は市町村内に於ける義務教育を了へたる者若は之と同年齢以上の者を以て組織し、其の最高年齢は二十年を常例とすること

二、青年團體の組織區域

青年團體は市町村を區域として組織す。但し土地の情況に依り部落又は小學校通學區域等を區域として組織し若は支部を置くことを得ること

三、青年團體の指導者、援助者

青年團體の指導者には小學校長又は市町村長其の他名望ある者の中に就き適當と認めたる者をして之に當らしめ市町村吏員、學校職員、警察官、在郷軍人、神職、僧侶其の他篤志者中適當と認むる者をして協力指導の任に當らしむること

團體員にして團體員たるの年齢を過ぎたる者は團體の援助者として其の力を竭さしむること

四、青年團體の維持

青年團體に要する經費は努めて團體員の勤勞に依る収入を以て之を支辯すること (以上)

右の訓令及通牒は、我が青年團の嚮ふ所を示されたものであつて、これが我が國青年團の發達に資すること極めて大なるものがあつた。これがまた我が國實業補習教育の考へ方及發達を劃する一大機縁となつたのである。かくて我が國の青年團は修養團體として發達し、次第に統一され、青年團

の郡及縣聯合の會合も企てれ、青年幹部講習、聯合運動會、講演會等を催ふされ、著しく發達の緒に就いたが、時偶々世界大戰ありて商工業の大發達を來し、一般經濟上に影響し、又思想の傳來ありて國民思想を刺戟すること深甚なるものがあり、青年指導上極めて緊要となつたので、大正七年五月更に兩大臣より訓令を發せられた。

内務 文部 兩大臣訓令 (大正七年五月三日)

青年團體は青年修養の機關たり。曩に其の本旨の存する所を訓令し更に其の依違すべき所を通牒せしめたり。爾來時勢の進展は益々之が振興の機運を促し經營指導漸く眞摯を加へたりと雖も組織の依然たるものあるに比し内容往々にして之に伴はず其の多くは尙點睛を缺くの憾みなしとせず。

今や世界戰亂の衝動は、汎く精神上並經濟上の各方面を掀盪し殊に國民思想上の刺戟に至りては一層深甚なるものあらむとす。顧ふに此の曠古の變局に處して嚮ふ所を誤らず更に戰後激甚ならむとする國際の競争に應じて帝國の基礎を堅實にし毅然として其の重きを中外に爲さしむるもの國家活力の源泉たる青年の努力に待つ所多し。之をして益々團體の精華を尊重し心身を研磨して將來更に規模の大を加ふべき實務の負擔に堪ふるの力を涵養せしむるは刻下最要の先務たり。青年團體の指導を以て任と爲す者は宜しく立國の本義と世界の大勢とに徴して其の適順する所を闡明し能く青年心理を諒解して理之を誨へ情之を掖け身を以て範を示し苟も其の歸趣を誤らしめざらむことを期すべし。若しそれ經濟の變調に伴ひて華靡頹唐漸く其の風を成す

が如きに至つては國家の健全なる進運を茶毒すること尠しとせず青年の教養宜しく此に留意して其の操守を堅うせしめ益々篤實剛健の氣風を興さしむるに務むべし。

今青年團體の現状に顧み之が健全なる發達に資すべき當今の要項を左に條舉し以て地方の實況に照し參酌其の宜しきを制せしめむことを期す。

一、青年をして實地活用の智徳を進めしむるは補習教育に待つもの多し之が施設に勉め相率ゐて學に就かしめ以て其の普及と徹底とを圖らむことを要す。

一、公共の精神を養ひ公民たるの性格を陶冶するは青年の教養に關くべからざる要綱たり補習教育の施設其の他適切なる方法を講じ以て其の目的を達せむことを要す。

一、方今圖書の刊行せらるるもの多く之に伴うて青年の讀書趣味を増進するもの尠しとせず能く其の選擇を慎み青年をして健全なる識見を廣くせしむることを要す。

一、青年の身體を鍛鍊して其の體力を増進するは國家の活力を養ふの要素たり心身共に堅實なる素質を大成せしめ平時並有事の秋に處し其の本分を盡すに於て遺憾なからしめむことを要す。

一、青年の修養は各自の自覺を以て本とす。而も之が指導の任に當る者並に其の中心たる者の力に待つ所殊に大なるものあるを以て適切なる方法に依り之が善導と養成とに勉めむことを要す。

一、青年團體の指導方法に關し先進者の所見時に牴牾矛盾に涉り之が實行爲めに阻碍を見ることなきにあらざる能く其の間の連絡を圖り其の果を成し實を收むるに於て遺憾なからむことを要す。

す。

方今内外の情勢を稽ふるに根柢ある活力ある青年團體は帝國の殊に要求して已まざる所なり。地方當局者は深く此に顧み今後一段の精采を加へて之が啓發策進に努力し各團體をして其の目標を齊しくし其の歩調を一にし相互に督勵して能く其の形體實質共に一貫せる鍛成の美を濟さしむべし。

(以上)

大正四年の訓令及通牒によりて、青年團は事業團體でもなく又單なる社交團體でもなく、修養を主とする團體であることを明にせられ、其の組織の區域は市町村の區域を以てし、その区域内に於ける義務教育修了者若くは之と同年齡以上二十歳までの者を以て組織するを本體とすることに致されたので、實業補習教育を青年の修養機關とし、二十歳まで實業補習教育を行ふ氣運を醸成するに至つたのである。

大正七年の訓令は、かかる氣運の生じたる時であつたので、此の訓令は世界戰亂の精神上及經濟上の變局に處するの道並に戰後に處するの道を誤らざらしめんとして示されたもので、特に青年團體の健全なる發達に資すべき要項六項を條舉して訓令されてゐるが、其の要項中最も重要なる第一、第二の二項まで、補習教育に待つべきものなることを説示されてゐることは、實業補習教育の發達の上より注意すべきことである。

二 青年團訓令後の實業補習教育

大正二年實業補習教育の調査あり、其の報告の頒布があつてから、實業補習教育に對する革新の機運を生じ居たる所に、大正四年九月の青年團の本旨及組織に關する訓令があり、小學校卒業後二十歳までの青年を以て團體を組織し修養を其の本旨とすることになつたので、實業補習教育を以て青年團の修養機關とする機運を促し、従つて實業補習教育に對する考へ方に於て從來と異なる考へ方を生ずるに至つた。即ち從來は、實業補習教育は、小學校を了へ實業に従事し又は従事せんとする青年に對し、二年乃至三年の教育を施すに在りとの考へ方であり、しかも任意的の教育であつて、義務的教育の考はなかつたのである。然るに此の訓令あつてより、青年團員の修養機關とする考が起つたので、實業補習教育の修業年限を小學校修了後、二十年までとする考が生じ、尙市町村に在住してゐる青年全部に對して、義務教育的に斯教育を與へなければならぬと云ふ考へ方に變化しつゝあつたのである。丁度其頃文部省より、實業補習教育で名高いケルシエンシユタイナー博士によつて實施されて、獨逸都市實業補習教育に範を垂れた、ミュンヘン市の義務實業補習教育の實際を譯したものを配布され、尙當時は世界大戰の影響で、我が國の商工業が大發展に向ひつつあり、實業補習教育の重要性を益々認められるやうになつた時であつたから、義務教育的の考へ方を助成した事と思ふが、更に此の上に拍車をかけたことは、大正六年に設置された臨時教育會議、今日の文政審議會とも見られる様な權威ある教育會議であるが此の會議に於て、實業補習教育は益々其の普及發達を奨励し、成るべく速に之を全部又は一部の義務教育となし得るに至らしむること、「實業補習學校中特に程度の高きものは制度上別に之を認め其の職員の待遇に就ても、相當の規程をなすこと」の有力なる決議があつた。

たことである。かくて大正七年第二回の青年團に對する訓令があり、又地方長官會議實業學校長會議等に於て實業補習教育に關する諮問をなす等、銳意斯教育の普及發達、其の改善刷新に努められたので、各府縣に於ても、小學校長會に於て實業補習教育の普及發達に關することを協議し、或は實業補習教育の奨励規程を設け、又新に管下實業補習學校の施設標準を定め、尙實業補習學校教員養成の方途を講ずる等、益々實業補習教育の普及發達に力を致すやうになつたので、年々著しき發展を示してゐる。其の情況は、後に示す統計で明かである。尙大正八年三月に文部省に於て出版して配布された實業補習教育に關する施設の情況と云ふ冊子があるが、これは各府縣の實業補習學校施設標準、實業補習教育奨励に關する方法、實業補習學校教員養成に關する施設、實業補習學校補助規程等に就ての調査報告をまとめて、實業補習教育經營上の参考に資するため出版されたもので、當時の我が國實業補習教育の情況を知るためには、極めて大切な資料である。是によりて調査して見ると、

實業補習學校施設標準を定め居る府縣は、
 北海道、東京、新潟、埼玉、千葉、茨城、栃木、奈良、三重、愛知、靜岡、山梨、滋賀、岐阜、長野、宮城、福島、岩手、青森、山梨、秋田、福井、石川、富山、鳥取、島根、岡山、山口、和歌山、徳島、香川、愛媛、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩の三十八道府縣であるが、内北海道、茨城、岩手、和歌山、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩の十道府縣は明治三十五年の規程改正後に定めた古いもので、三十五年改正の趣旨を體したものであり、島根縣のものは大正三年に定め、大正二年の調査報告に依つたものであるが、他は大正四年後多數は大正六年度に定めたものであつて、新たな考を加へたものが多い。尙茨城、廣島、和歌山、熊本の四縣は、縣

では制定してゐないが、郡に於て新たな考で制定してゐる所がある。

修業年限を小學校卒業後二十年までと定めたる府縣

東京、埼玉、千葉、茨城、郡の一部、栃木、奈良、三重、愛知、静岡、山梨、岐阜、長野、福島、青森、山形、秋田、福井、石川、富山、鳥取、岡山、廣島、郡の一部、山口、和歌山、郡の一部、香川、熊本、郡の一部の二十六府縣である。

準義務教育として就學出席を督勵する府縣

二十年即ち丁年まで教育を繼續するやうに定めた、前掲の二十六府縣中、栃木、鳥取の兩縣では、二十年までの就學を奨勵するとあつて義務的に就學出席を督勵することは定めてゐないが、他は青年團其他團體の申合せにより義務教育とすること、就學出席の取扱を町村に於て義務教育に準じて行ふこと、青年に入學の際に宣誓せしむること等によつて、準義務教育としてゐる。

尋常小學校卒業後二十年までの修業年限八箇年の課程名

初等科(二年)中等科(二―三年)、高等科(三年)と定めたるもの

東京。

豫科(二年)、本科(三―四年)、研究科(二―三年)と定めたるもの

千葉、三重、研究科又は補習科、静岡、研究科又は高等科、山梨、長野、研究科又は温習科、富山、山口(研究科又は温習科)、香川、熊本、郡の一部の八縣。

本科(四年)、研究科(四年又十年まで)と定めたるもの

埼玉(外に別科を置く)、茨城(郡の一部)、栃木、福島、鳥取、岡山、熊本(郡の一部)、秋田(本科六年としてゐる)

の七縣。

初等(二年)、高等(六年)と定むるもの

山形。

其他愛知、岐阜、福井、石川、和歌山、郡の一部の五縣は課程名を示してゐない。

公民科を特設したる府縣

東京、千葉、栃木、奈良、三重、山梨、福島、青森、福井、富山、岡山、愛媛の十二府縣。

體操科を課する府縣

千葉、奈良、三重、静岡、山梨、岐阜、青森、山形、福井、富山、岡山(加設科目)、徳島、香川の十三縣。

經費補助の規程を設け居る府縣

縣郡とに補助規程のあるところ

神奈川、長崎、埼玉、千葉、奈良、滋賀、長野、宮城、福島、山形、石川、島根、和歌山、福岡、大分、熊本、鹿児島、の十七縣。

道府縣のみに補助規程のあるところ

北海道、東京(市)にもあり、大阪、愛知、青森、福井、富山、鳥取、香川、高知、宮崎、沖縄の十二道府縣。郡のみに補助規程ある府縣

新潟、群馬、栃木、三重、静岡、山梨、岩手、廣島、山口、徳島、愛媛、の十一縣である。

右の内縣の補助規程の最も早く規定したのは大分の明治三十三年で、之に次ぐは熊本の三十四

年、東京及千葉の三十九年、北海道の四十年、多數は大正五年乃至七年に定めたものである。郡の方は早い所は明治三十九年に制定した所もあるし、多數は明治四十四、五年頃に定めてゐる。獎勵方法を講じてゐる府縣

郡市長會議及郡視學會議に於て訓示又は指示事項として實業補習教育の獎勵をなさざるところなきは勿論、前項の補助金も多くは獎勵金の性質にて交附して居り、何等獎勵法を講じてゐないといふやうなところはない。

教員養成施設を講じ居るところ

修業年限一年以上の教員養成施設を行ふところ

埼玉、群馬、茨城、愛知、滋賀、長野、福島、山形、鳥取、島根、廣島、香川の十二箇所であるが、外に福井、鹿兒島、沖繩の三縣では、師範の二部生中に農業學校卒業者を入學せしめて、小學校教員を養成すると同時に、補習學校教員を養成してゐる。

修業期間の六ヶ月以上の教員養成施設を行ふところ

栃木、石川、山口の三箇所である。

以上の養成施設は、滋賀の大正二年より、山形の同三年、山口の同四年、埼玉の同五年、茨城、福井、島根、鹿兒島、沖繩の同六年、他は同七年より講ぜられたものである。

尙小學校及實業補習學校教員のために奈良宮城の二縣では二ヶ月、静岡縣では年に二十日間づつ二回の農業講習を行つてゐることが報告されてゐる。

以上によつて、我が國の實業補習教育も、一大轉機を劃するの時期に進みつつあつたことを察することが出来る。

三 實業補習教育施設要項

各府縣の實業補習教育施設標準の要項に就ては、前節に於ても調査して述べたのであるが、明治三十五年の規程改正後に定めたものに、同規程改正に關する訓令を其のまま規程的にして示したものと見てよろしく、大正二年の實業補習教育調査報告頒布後に定めたものは、同調査に於て示されたものより、其の縣に適應するやうに、採りて定めたと見てよいものであるが、大正四年後に定めたものは、大正二年の調査報告に由りて示されたものに、實業補習教育の修業期間を小學校卒業後二十年までとして、之を義務教育的に施行すると云ふ考を加へて、其の府縣下に適切なるやうに定めたものである。我が國實業補習教育の發達を研究する上より参考となることと思はるるから、明治三十五年に定めた北海道の「實業補習學校規程實施の方法」、大正二年に定めた島根縣の「實業補習學校の施設に關する件」と、大正七年に於て定めた東京府實業補習教育實施要項とを次に示さう。

(一) 北海道實業補習學校規程實施の方法 (明治三十五年九月十二號 北海道廳訓令第百十二號)

實業補習學校規程は明治三十五年一月文部省令第一號を以て改正せられ、其の趣旨等は同時に發せられたる訓令に明なりと雖、更に左に本道に於て同様の施設方法に關し注意すべき要項を示す。局に當る者宜しく時勢の進歩と土地の情況とに應じ適當の施設を爲さんことを期すべし。